官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四九）　五
○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令（二五〇）　六
○地方税法施行令の一部を改正する政令（二五一）　七
○更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五二）　八
○更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二五三）　八
○溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（二五四）　八
○電波法施行令の一部を改正する政令（二五五）　八
○下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二五六）　八
○下水道法施行令の一部を改正する政令（二五七）　九
○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（二五八）　九

〔府令・省令〕
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（内閣府・厚生労働一六）　一〇

〔デジタル庁令・省令〕
○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・経済産業一）　一三

〔省　令〕
○国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（総務一〇〇）　一四
○地方公共団体情報システム機構法施行規則の一部を改正する省令（同一〇一）　一五
○放送法施行規則の一部を改正する省令（同一〇二）　一五
○独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令（同一〇三）　一五
○地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同一〇四）　一五
○独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（同一〇五）　一六
○地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令（同一〇六）　一六
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・経済産業二）　一七
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（厚生労働一二四）　一七
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（同一二五）　二〇
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（同一二六）　二一
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（同一二七）　二四
○経済産業省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業六七）　二六
○独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令等の一部を改正する省令（同六八）　二六

〔規　則〕
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（人事院九―一二三―四七）　二六

〔法規的告示〕
○障害者福祉システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（内閣府・厚生労働五）　二九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

（前のページより続き）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体の障害者福祉システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体（同六）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令附則第三条の規定に基づき、同条の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する障害者福祉システム及び内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める日（同七）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令第三条第一号の規定に基づき基本データリストを定める告示の一部を改正する告示（**デジタル庁・総務**三二）

○国民健康保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（**厚生労働**二九四）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条の規定に基づき、同条に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の国民健康保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置を定める件（同二九五）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する国民健康保険システム及び厚生労働大臣が定める日について（同二九六）

○後期高齢支援システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（同二九七）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条の規定に基づき、同条に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の後期高齢支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置を定める件（同二九八）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する後期高齢支援システム及び厚生労働大臣が定める日について（同二九九）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の生活保護システム及びレセプト管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体について（同三〇〇）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、同条に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する生活保護システム及びレセプト管理システム並びに厚生労働大臣が定める日について（同三〇一）

○生活保護システム及びレセプト管理システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（同三〇二）

○介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（同三〇三）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体（同三〇四）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する介護保険システム及び厚生労働大臣が定める日（同三〇五）　五四
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（同三〇六）　五五
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（同三〇七）　五五
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日を廃止する件（同三〇八）　五五
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を廃止する件（同三〇九）　五五

〔その他告示〕

○大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件（財務二一〇）　五五
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（同二一一）　六一
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一一三八～一一四五）　六四

〔官庁報告〕

国家試験
社会福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　六六
社会福祉士試験委員の公告（同）　六九
精神保健福祉士国家試験の施行（同）　七一
精神保健福祉士試験委員の公告（同）　七一

〔公　告〕

諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、登録政治資金監査人登録・登録抹消・証票亡失関係　七一
裁判所
破産、免責、再生関係　七二
特殊法人等
裁判所共済組合（定款の一部変更・令和七年度決算）、独立行政法人都市再生機構関係　一〇〇
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一〇二
会社その他
会社決算公告　一〇三

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百四十九号）（文部科学省）

第１　独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金の額を定めるときに用いる支給額算定基準額の算定について、支給対象者が学資支給金支給年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者と生計を一にする親族又は里親に委託された児童、かつ前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものであって、当該学資支給金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該学資支給金支給年度分の当該生計維持者の課税総所得金額等の合計額から、当該支給対象者の所得に応じて定める額を控除することとする。（第八条の二第四項関係）

第２　大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第二項に規定する授業料等減免の額を定めるときに用いる減免額算定基準額の算定について、授業料等減免対象者が授業料等減免実施年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者と生計を一にする親族又は里親に委託された児童、かつ前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものであって、当該授業料等減免実施年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該授業料等減免実施年度分の当該生計維持者の課税総所得金額等の合計額から、当該授業料等減免対象者の所得に応じて定める額を控除することとする。（第二条第二項関係）

第３　施行期日等

１　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項、第三項関係）

◇公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令（政令第二百五十号）（総務省）

１　成田国際空港株式会社を公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項第三号の法人とする。（本則関係）

２　この政令は、令和九年四月一日から施行する。（附則関係）

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第二百五十一号）（総務省）

１　自衛隊の船舶の使用者が我が国以外の国の軍隊の船舶の動力源に供するため軽油を譲渡する場合における軽油引取税の課税免除の特例の対象となる物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束として、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定及び日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定を追加する。（本則関係）

２　この政令は、一部の規定を除き、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の効力発生の日から施行する。（附則第一条関係）

◇更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百五十二号）（法務省）

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十二号）の施行期日は令和八年十二月一日とし、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は令和九年六月一日とする。

◇更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二百五十三号）（法務省）

１　更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十二号）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行う。（本則関係）

２　この政令は、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（令和九年六月一日）から施行する。（附則関係）

◇溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（政令第二百五十四号）（財務省）

１　大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項に基づき、次により、不当廉売に係る暫定的な関税を課するため必要な事項を定める。

⑴　暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定める。（第一条関係）

⑵　暫定的な不当廉売関税の税率を定める。（第二条関係）

⑶　溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を輸入しようとする者等の提出書類を定める。（第三条関係）

⑷　暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定める。（第四条関係）

⑸　その他所要の規定の整備を行う。

２　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

◇電波法施行令の一部を改正する政令（政令第二百五十五号）（総務省）

１　伝搬障害防止区域を表示した図面について所要の規定の整備を行う。（第九条関係）

２　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第二十七号）の施行の日から施行する。（附則関係）

◇下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百五十六号）（国土交通省）

下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年八月十七日とする。

◇下水道法施行令の一部を改正する政令（政令第二百五十七号）（国土交通省）

１　公共下水道の復旧工事に係る権限の代行

⑴　都道府県は、公共下水道の復旧に関する工事を施行、完了又は廃止しようとするときは、あらかじめ、工事の区域等を公示しなければならないものとする。（第九条の十二第一項関係）

⑵　都道府県が復旧に関する工事を行う場合において、公共下水道管理者に代わって行う権限の内容並びに当該権限を行うことができる期間及び区域を定める。（第九条の十二第二項、第三項関係）

⑶　都道府県は、公共下水道管理者に代わって一部の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならないものとする。（第九条の十二第四項関係）

２　施行期日

この政令は、下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（令和八年八月十七日）から施行する。（附則関係）

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二百五十八号）（厚生労働省）

１　次に掲げる物を麻薬に指定する。（本則関係）

⑴　二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

⑵　二―（四―エトキシベンジル）―一―（エチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

⑶　メチル＝二―［一―（四―フルオロベンジル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

２　施行期日

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。（附則関係）

政令

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十九号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第二項及び大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項第一号中「の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」を「（生計維持者が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。）と生計を一にする親族（当該生計維持者の配偶者を除く。）又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童（地方税法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、当該学資支給金支給年度の初日の属する年の前年の同法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下この号において「前年合計所得金額」という。）が百二十三万円以下であるものに限る。）」に、「十二万円」を「、次のイからホまでに掲げる支給対象者の区分に応じ、当該イからホまでに定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ　前年合計所得金額が五十八万円以下の支給対象者　十二万円

ロ　前年合計所得金額が五十八万円を超え九十五万円以下の支給対象者　四十五万円

ハ　前年合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下の支給対象者　六十三万円から当該支給対象者の前年合計所得金額のうち八十四万一円を超える部分の金額に二を乗じた金額（当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ニ　前年合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下の支給対象者　六万円

ホ　前年合計所得金額が百二十万円を超える支給対象者　三万円

（大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二条　大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」を「（生計維持者が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。）と生計を一にする親族（当該生計維持者の配偶者を除く。）又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童（地方税法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、当該授業料等減免実施年度の初日の属する年の前年の同法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下この号において「前年合計所得金額」という。）が百二十三万円以下であるものに限る。）」に、「十二万円」を「、次のイからホまでに掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、当該イからホまでに定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ　前年合計所得金額が五十八万円以下の授業料等減免対象者　十二万円

ロ　前年合計所得金額が五十八万円を超え九十五万円以下の授業料等減免対象者　四十五万円

ハ　前年合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下の授業料等減免対象者　六十三万円から当該授業料等減免対象者の前年合計所得金額のうち八十四万一円を超える部分の金額に二を乗じた金額（当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ニ　前年合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下の授業料等減免対象者　六万円

ホ　前年合計所得金額が百二十万円を超える授業料等減免対象者　三万円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法施行令第八条の二第四項の規定は、令和八年十月以後の月分の学資支給金の支給について適用し、同年九月以前の月分の学資支給金の支給については、なお従前の例による。

3　第二条の規定による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行令第二条第二項の規定は、令和八年十月以後の月分の授業料の減免及びこの政令の施行の日以後に入学する者の入学金の減免について適用し、同年九月以前の月分の授業料の減免及び同日前に入学した者の入学金の減免については、なお従前の例による。

文部科学大臣　松本　洋平

内閣総理大臣　高市　早苗

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十号

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十四　成田国際空港株式会社

附　則

この政令は、令和九年四月一日から施行する。

総務大臣　林　芳正

内閣総理大臣　高市　早苗

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十一号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の七第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の二第十三項に次の三号を加える。

八　日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定

九　日本国の自衛隊とフィリピン共和国政府との間の協定

十　日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十条の二の二第十三項に三号を加える改正規定（同項第九号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の効力発生の日

二　附則第十条の二の二第十三項に三号を加える改正規定（同項第十号に係る部分に限る。）及び次条第三項の規定　日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の効力発生の日

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の地方税法施行令（次項及び第三項において「新令」という。）附則第十条の二の二第十三項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

2　新令附則第十条の二の二第十三項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

3　新令附則第十条の二の二第十三項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

総務大臣　林　芳正

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十二号

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行期日は令和八年十二月一日とし、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は令和九年六月一日とする。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十三号

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十二号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第一条　沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四項中「第十二条第二項第二号」を「第十一条第二項第二号」に改める。

（国際受刑者移送法施行令及び刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「又は第九号」を「、第八号又は第九号」に改める。

一　国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）第一条の表更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の項

二　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令（令和七年政令第百九十三号）第四十二条の表更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の項

附　則

この政令は、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（令和九年六月一日）から施行する。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十四号

溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条　第一号に掲げる貨物であって、第二号に掲げる国（第三条第二項において「特定原産国」という。）を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。

一　次のイ又はロに掲げる物品（第三条第一項及び第二項において「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板」と総称する。）

イ　法の別表第七二一〇・四九号又は第七二一二・三〇号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（次のいずれかに該当するものを除く。）

(1)　波形にしたもの

(2)　合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の七パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(3)　そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の二パーセント以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の五パーセント以上のもの

(4)　そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の四パーセント以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの

ロ　法の別表第七二二五・九二号又は第七二二六・九九号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（その母材（溶融亜鉛めっきをする前の同表第七二類の注1(f)のその他の合金鋼をいう。以下ロにおいて同じ。）におけるほう素、マンガン又はチタンのいずれかの含有量が当該母材の全重量に対して同表第七二類の注1(f)に掲げる割合以上のものであって、当該母材における同表第七二類の注1(f)に掲げるほう素、マンガン及びチタン以外の元素の含有量が当該母材の全重量に対してそれぞれ同表第七二類の注1(f)に掲げる割合未満のものに限る。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。）

(1)　波形にしたもの

(2)　バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の十パーセントを超えるものに限る。）

(3)　法の別表第七二類の備考1の合金工具鋼のもの

(4)　法の別表第七二類の号注1(d)の高速度鋼のもの

(5)　合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の七パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(6)　そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の二パーセント以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の五パーセント以上のもの

(7)　そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の四パーセント以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの

二　大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。次条において「中国」という。）

三　この政令の施行の日から令和八年十二月七日までの期間

2　この政令における原産地については、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、大韓民国を原産地とするものにあっては三十八・〇パーセント（別表第一の上欄に掲げる生産者により生産された特定貨物にあっては、それぞれ同表の下欄に定める税率）、中国を原産地とするものにあっては五十五・三パーセント（別表第二の上欄に掲げる生産者により生産された特定貨物にあっては、それぞれ同表の下欄に定める税率）とする。

（提出書類）

第三条　税関長は、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の原産地を証明した書類を提出させることができる。

2　特定原産国を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた特定原産国を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者は、当該溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の生産を証する書類その他税率の適用のために必要な書類を税関長に提出しなければならない。

3　関税法施行令第六十一条第二項及び第三項の規定は第一項の書類について、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「前条第一項」とあるのは「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第三条第一項又は第二項」と、「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告とする」と読み替えるものとする。

（関税法の適用）

第四条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあっては、当該特別の規定による税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

２　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表中第七〇号の一六を第七〇号の一七とし、第七〇号の一五の次に次の一号を加える。

七〇の一六	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和八年政令第二百五十四号）第三条第三項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請	

別表第一（第二条関係）

生産者	税率
セア・コーテッド・メタル・コーポレーション（SEAH COATED METAL CORPORATION）	三十・六％
ドンクック・コーテッド・メタル・カンパニー・リミテッド（DONGKUK COATED METAL CO., LTD.）	三十・六％
ポスコ・カンパニー・リミテッド（POSCO CO., LTD.）	二十九・二％

別表第二（第二条関係）

生産者	税率
アンガン・スチール・カンパニー・リミテッド（ANGANG STEEL CO., LTD.）	五十・一％
ウーハン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド（WUHAN IRON & STEEL CO., LTD.）	五十・一％
グァンシアン・チュアンシェン・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド（GUANXIAN CHUANGSHENG NEW MATERIALS CO., LTD.）	五十・一％
ティエンジン・ローリングーワン・スチール・カンパニー・リミテッド（TIANJIN ROLLING-ONE STEEL CO., LTD.）	五十・一％
バオシャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド（BAOSHAN IRON & STEEL CO., LTD.）	五十・一％
バオスチール・チャンジャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド（BAOSTEEL ZHANJIANG IRON & STEEL CO., LTD.）	五十・一％
ビーエックス・スチール・ポスコ・コールド・ロールド・シート・カンパニー・リミテッド（BX STEEL POSCO COLD ROLLED SHEET CO., LTD.）	五十・一％
ベンガン・スチール・プレート・カンパニー・リミテッド（BENGANG STEEL PLATES CO., LTD.）	五十・一％
レア・アース・スチール・プレート・カンパニー・リミテッド（RARE EARTH STEEL PLATE CO., LTD.）	五十・一％

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

電波法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十五号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（伝搬障害防止区域を表示した図面の縦覧）

第九条　法第百二条の二第三項の図面は、縮尺一万分の一の地図（その縮尺のものが刊行されていない地域については、現に刊行されているその縮尺未満のもので最大縮尺のもの）で精度の高いものによるものとし、その図面には、伝搬障害防止区域を表示するために薄緑色の着色を施すものとする。

２　法第百二条の二第三項の縦覧は、総務省総合通信基盤局の事務所においては全ての伝搬障害防止区域を表示した図面について行い、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の事務所においてはその管轄区域に係る伝搬障害防止区域を表示した図面について行うものとする。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十六号

下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年八月十七日とする。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

下水道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十七号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十四条の二第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の十一の次に次の一条を加える。

（公共下水道の復旧工事に係る権限の代行）

第九条の十二　法第十四条の二第一項の都道府県（以下この条において単に「都道府県」という。）は、同項の規定により公共下水道の復旧に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2　法第十四条の二第二項の規定により都道府県が公共下水道管理者に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一　法第十五条の規定により他の工作物の管理者と協議し、及び工事を施行させること。

二　法第十六条の規定により工事を行うことを承認すること。

三　法第十七条の規定により他の工作物の管理者と協議すること。

四　法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。

五　法第三十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

六　法第三十二条第八項から第十項までの規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

七　法第三十三条第一項の規定により許可又は承認（この条の規定により都道府県が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。

八　法第三十八条第一項若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処分をし、若しくは必要な措置を命じ、又は同条第三項前段の規定によりその措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

九　法第三十八条第四項並びに同条第五項において準用する法第三十二条第九項及び第十項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

十　法第四十一条の規定により国又は地方公共団体と協議すること。

3　前項に規定する都道府県の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第六号又は第九号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4　都道府県は、法第十四条の二第二項の規定により公共下水道管理者に代わって第二項第二号、第四号、第七号、第八号又は第十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならない。

附　則

この政令は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年八月十七日）から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十八号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十七号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百六十八号を第百七十一号とし、第百四十八号から第百六十七号までを三号ずつ繰り下げ、第百四十七号を第百四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十　メチル＝二―［一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

第一条中第百四十六号を第百四十八号とし、第二十五号から第百四十五号までを二号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六　二―（四―エトキシベンジル）―一―（エチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第二十三号を第二十四号とし、第十二号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第十六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令を次のように定める。

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令

（趣旨）

第一条　この命令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下この条において「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「障害者福祉システム」という。）に必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　機能要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。

二　帳票要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。

三　実装区分　地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。

四　適合基準日　地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

（障害者福祉システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

第三条　障害者福祉システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

（機能要件の標準）

第四条　障害者福祉システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条に規定する身体障害者手帳に関する事務の管理に係る機能を備えること。

二　療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）に関する事務の管理に係る機能を備えること。

三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳に関する事務の管理に係る機能を備えること。

四　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条に規定する特別児童扶養手当、第十七条に規定する障害児福祉手当、同法第二十六条の二に規定する特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下「経過的福祉手当」という。）に関する事務の管理に係る機能を備えること。

五　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三から第二十一条の五の九まで及び第二十一条の五の十一から第二十一条の五の十三までの規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九の規定による肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六の規定による障害児相談支援給付費並びに同法第二十四条の二十七の規定による特例障害児相談支援給付費の支給並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六条に規定する自立支援給付の支給に関する事務の受給者及び給付の管理に係る機能を備えること。

六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する自立支援医療に関する事務の管理に係る機能を備えること。

七　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十六項に規定する補装具に関する事務の管理に係る機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条　障害者福祉システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面を出力するものとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項については内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

一　宛名シール
二　窓空き宛名
三　窓空き宛名・問合せ先
四　身体障害者手帳交付証明書
五　身体障害者手帳交付（再交付）について
六　身体障害者手帳交付（再交付）決定通知書
七　身体障害者手帳交付申請却下決定通知書
八　身体障害者手帳の再認定について
九　身体障害者手帳居住地等変更通知書
十　身体障害者更生指導台帳
十一　身体障害者更生指導台帳（指導記録）
十二　身体障害者更生指導台帳（更生医療）
十三　身体障害者更生指導台帳（育成医療）
十四　身体障害者更生指導台帳（補装具）
十五　身体障害者更生指導台帳の送付について
十六　身体障害者手帳交付申請者一覧（進達）
十七　身体障害者手帳（紙様式）
十八　身体障害者手帳交付申請書
十九　身体障害者手帳再交付申請書
二十　身体障害者死亡通知書
二十一　身体障害者居住地等変更届書
二十二　身体障害者手帳返還届
二十三　身体障害者手帳交付証明書発行願
二十四　身体障害者手帳の再認定について（再通知）
二十五　身体障害者手帳返還命令書
二十六　身体障害者手帳の再認定について（通知）

二十七　身体障害者手帳交付（再交付）について（郵送）
二十八　身体障害者手帳取下届
二十九　療育手帳交付証明書
三十　療育手帳交付（再交付）について
三十一　療育手帳交付（再交付）決定通知書
三十二　療育手帳交付申請却下決定通知書
三十三　療育手帳再判定のお知らせ
三十四　知的障害者居住地変更通知書
三十五　知的障害者更生指導台帳
三十六　知的障害者更生指導台帳（指導記録）
三十七　知的障害者更生指導台帳の送付について
三十八　療育手帳交付申請者一覧（進達）
三十九　療育手帳（紙様式）
四十　療育手帳交付申請書
四十一　療育手帳再交付・再判定申請書
四十二　療育手帳記載事項変更届
四十三　療育手帳返還届
四十四　療育手帳判定資料提供申出書
四十五　療育手帳交付証明書発行願
四十六　療育手帳交付（再交付）について（郵送）
四十七　知的障害者死亡通知書
四十八　療育手帳取下届
四十九　障害者手帳交付証明書
五十　障害者手帳交付（再交付）について
五十一　障害者手帳交付決定通知書
五十二　障害者手帳通知書
五十三　障害者手帳更新のお知らせ
五十四　障害者手帳交付申請者一覧（進達）
五十五　進達伺書
五十六　障害者手帳（紙様式）
五十七　障害者手帳交付申請書
五十八　障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書
五十九　障害者手帳返還届
六十　障害者手帳障害年金等に係る同意書
六十一　障害者手帳交付証明書発行願
六十二　障害者手帳交付（再交付）について（郵送）
六十三　障害者手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）更新のお知らせ
六十四　認定通知書
六十五　認定請求却下通知書
六十六　再認定通知書
六十七　支給開始決定通知書
六十八　支給停止通知書
六十九　支給停止解除通知書
七十　一時差止通知書
七十一　一時差止解除通知書
七十二　資格喪失通知書
七十三　診断書の提出について
七十四　所得状況届の提出に関するご案内
七十五　所得状況関係連名簿
七十六　特別障害者手当現況届
七十七　障害児福祉手当現況届
七十八　経過的福祉手当現況届
七十九　障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届
八十　特別障害者手当所得状況届
八十一　所得状況届督促通知書
八十二　受給者台帳（表面）
八十三　受給者台帳（裏面）
八十四　被災非該当通知書
八十五　特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当に関する支払通知書
八十六　特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当に関する支出内訳書
八十七　特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当に関する口座振込依頼書
八十八　受給者台帳の送付依頼について
八十九　障害児福祉手当認定請求書
九十　特別障害者手当認定請求書
九十一　特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当に関する住所・氏名・支払方法変更届
九十二　資格喪失届
九十三　未支払手当請求書
九十四　障害状態再審査（診断）請求書
九十五　障害程度判定協議依頼書
九十六　（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給申請書
九十七　兼利用者負担額減額・免除等申請書
九十八　障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
九十九　（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書
百　障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書
百一　計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
百二　計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書
百三　申請内容変更届出書（介護給付費等）
百四　申請内容変更届出書（障害児通所給付費）
百五　受給者証再交付申請書（介護給付費等）
百六　受給者証再交付申請書（障害児通所給付費）
百七　利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書
百八　（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
百九　障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
百十　計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書
百十一　障害支援区分認定通知書
百十二　却下決定通知書（介護給付費等）
百十三　却下決定通知書（障害児通所給付費）
百十四　（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
百十五　障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
百十六　モニタリング期間変更通知書
百十七　障害支援区分変更認定通知書

百十八　障害支援区分認定証明書
百十九　障害福祉サービス受給者証
百二十　障害福祉サービス受給者証（プレプリント様式）
百二十一　地域相談支援受給者証
百二十二　療養介護医療受給者証
百二十三　通所受給者証
百二十四　通所受給者証（プレプリント様式）
百二十五　肢体不自由児通所医療受給者証
百二十六　支給（給付）決定取消通知書
百二十七　支給決定取消通知書
百二十八　計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書
百二十九　障害福祉サービス申請手続きのお知らせ（十八歳到達）
百三十　介護保険要介護（要支援）認定申請のお知らせ
百三十一　障害支援区分更新のお知らせ
百三十二　支給期間更新のお知らせ（介護給付費等）
百三十三　利用者負担適用期間更新のお知らせ（介護給付費等）
百三十四　サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書
百三十五　支給期間更新のお知らせ（障害児通所給付費）
百三十六　利用者負担適用期間更新のお知らせ（障害児通所給付費）
百三十七　認定調査依頼書
百三十八　医師意見書作成依頼書
百三十九　医師意見書作成料請求書
百四十　市町村審査会対象者一覧
百四十一　市町村審査会対象者一覧（事務局用）
百四十二　世帯状況・収入等申告書（介護給付費等）
百四十三　世帯状況・収入等申告書（障害児通所給付費）
百四十四　障害支援区分認定結果の情報提供について
百四十五　市町村審査会開催通知書
百四十六　受診依頼書
百四十七　令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書
百四十八　高額障害福祉サービス等給付費の代理受領に係る委任状
百四十九　令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の代理受領に係る委任状（生活保護）
百五十　令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ
百五十一　令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ
百五十二　高額障害児（通所・入所）給付費給付のお知らせ
百五十三　令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書
百五十四　令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書
百五十五　高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書
百五十六　令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書
百五十七　令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書
百五十八　高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書
百五十九　障害福祉サービス等に関する口座振込依頼書
百六十　障害福祉サービス等に関する支払通知書
百六十一　障害福祉サービス等に関する支出内訳書
百六十二　令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ（サービス利用年月別明細）
百六十三　令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ（サービス利用年月別明細）
百六十四　高額障害児（通所・入所）給付費給付のお知らせ（サービス利用年月別明細）
百六十五　令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（サービス利用年月別明細）
百六十六　令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（サービス利用年月別明細）
百六十七　高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書（サービス利用年月別明細）
百六十八　令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（サービス利用年月別明細）
百六十九　令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（サービス利用年月別明細）
百七十　高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書（サービス利用年月別明細）
百七十一　自立支援医療受給者証（更生医療）（表面）
百七十二　自立支援医療受給者証（更生医療）（裏面）
百七十三　自立支援医療（更生医療）に関する判定依頼書
百七十四　自立支援医療（更生医療）に関する調査書
百七十五　自立支援医療（更生医療）支給認定決定通知書
百七十六　自立支援医療（更生医療）に関する却下通知書
百七十七　自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書
百七十八　自立支援医療（更生医療）に関する自己負担上限額管理票
百七十九　自立支援医療（更生医療）支給変更決定通知書
百八十　自立支援医療（更生医療）支給認定のお知らせ
百八十一　自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療）
百八十二　自立支援医療受給者証（更生医療）の更新について（お知らせ）
百八十三　自立支援医療（更生医療）支給認定取消通知書
百八十四　自立支援医療受給者証再交付申請書（更生医療）
百八十五　自立支援医療受給者証返還届（更生医療）
百八十六　自立支援医療受給者証（育成医療）（表面）
百八十七　自立支援医療受給者証（育成医療）（裏面）
百八十八　自立支援医療（育成医療）支給認定決定通知書
百八十九　自立支援医療（育成医療）に関する却下通知書
百九十　自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
百九十一　自立支援医療（育成医療）に関する自己負担上限額管理票審査依頼書
百九十二　自立支援医療（育成医療）に関する調査書
百九十三　自立支援医療（育成医療）支給変更決定通知書
百九十四　自立支援医療（育成医療）支給認定決定のお知らせ
百九十五　自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療）
百九十六　自立支援医療（育成医療）支給認定取消通知書
百九十七　自立支援医療受給者証再交付申請書（育成医療）
百九十八　自立支援医療受給者証返還届（育成医療）
百九十九

二百　進達リスト
二百一　自立支援医療受給者証
二百二　自立支援医療（精神通院医療）に関する自己負担上限額管理票
二百三　自立支援医療（精神通院医療）に関する却下通知書
二百四　受給者証の交付について
二百五　自立支援医療受給者証（精神通院医療）の更新について（お知らせ）
二百六　自立支援医療（精神通院医療）に関する調査書
二百七　自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
二百八　自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院医療）
二百九　自立支援医療（精神通院医療）支給認定決定通知書
二百十　自立支援医療（精神通院医療）支給変更決定通知書
二百十一　自立支援医療（精神通院医療）支給認定取消通知書
二百十二　自立支援医療受給者証再交付申請書（精神通院医療）
二百十三　自立支援医療受給者証返還届（精神通院医療）
二百十四　補装具に関する調査書
二百十五　補装具に関する判定依頼書
二百十六　判定通知書
二百十七　補装具費支給決定通知書
二百十八　補装具費支給券（補装具の購入及び修理の支給決定時並びに借受けの支給決定時における当該借受け期間の一月目に用いるもの）
二百十九　補装具費支給券（補装具の借受けの支給決定時における当該借受け期間（一月目及び最終月を除く。）に用いるもの）
二百二十　補装具費支給券（補装具の借受けの支給決定時における当該借受け期間の最終月に用いるもの）
二百二十一　却下決定通知書
二百二十二　代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状
二百二十三　補装具費支給決定のお知らせ（事業者向け）
二百二十四　補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書
二百二十五　補装具費支給廃止通知書
二百二十六　市町村　特別児童扶養手当受給資格者名簿（表面）
二百二十七　市町村　特別児童扶養手当受給資格者名簿（裏面）
二百二十八　指定都市　特別児童扶養手当受給資格者台帳（表面）
二百二十九　指定都市　特別児童扶養手当受給資格者台帳（裏面）
二百三十　特別児童扶養手当関係書類提出書
二百三十一　特別児童扶養手当住所・支払金融機関変更届処理済報告書
二百三十二　特別児童扶養手当障害状態再審査（診断）請求書の提出について
二百三十三　特別児童扶養手当所得状況届の提出について
二百三十四　特別児童扶養手当所得状況届
二百三十五　特別児童扶養手当現況届
二百三十六　特別児童扶養手当認定通知書
二百三十七　特別児童扶養手当支給停止通知書
二百三十八　特別児童扶養手当請求却下通知書
二百三十九　特別児童扶養手当額改定通知書
二百四十　特別児童扶養手当額改定請求却下通知書
二百四十一　特別児童扶養手当資格喪失通知書
二百四十二　特別児童扶養手当受給資格者移管通知書
二百四十三　特別児童扶養手当有期認定通知書
二百四十四　特別児童扶養手当認定請求書
二百四十五　特別児童扶養手当額改定請求書
二百四十六　特別児童扶養手当額改定届
二百四十七　特別児童扶養手当資格喪失届
二百四十八　未支払特別児童扶養手当請求書
二百四十九　特別児童扶養手当記載事項変更届
二百五十　特別児童扶養手当転出届
二百五十一　特別児童扶養手当障害状態再審査（診断）請求書
二百五十二　特別児童扶養手当支給停止解除通知書
二百五十三　特別児童扶養手当所得状況届督促通知書
二百五十四　特別児童扶養手当支払対象者一覧表
二百五十五　特別児童扶養手当受給証明書
二百五十六　特別児童扶養手当受給証明申請書

（障害者福祉システムに実装してはならない機能）

第六条　障害者福祉システムには、前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が実装してはならない機能として定めるもの並びに前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの以外は、実装してはならないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）

第二条　この命令の施行の際現に地方公共団体が利用する障害者福祉システムで、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体の障害者福祉システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

2　この命令の施行の際現に障害者福祉システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定により実装してはならない機能を有する障害者福祉システムを利用するものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認めるものについては、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。

（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）

第三条　この命令の施行の際現に地方公共団体が利用する障害者福祉システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認めるものについては、この命令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める日から適用する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁経済産業省令第一号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗
経済産業大臣　赤澤　亮正

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（令和二年経済産業省令第七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（会計の原則） **第六条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　［略］	（会計の原則） **第六条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第百号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月七日

総務大臣　林　芳正

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会計の原則） **第一条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［３　略］	（会計の原則） **第一条**　［同上］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［３　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百一号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、地方公共団体情報システム機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月七日

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システム機構法施行規則の一部を改正する省令

地方公共団体情報システム機構法施行規則（平成二十六年総務省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会計の原則） **第二条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［３　略］ （財務諸表に含める書類） **第三条**　法第三十一条第一項の総務省令で定める書類は、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （業務並びに資産及び債務の状況に関する事項） **第四条**　法第三十一条第三項の総務省令で定めるものは、事業年度ごとの、機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益のため必要かつ適当な事項とする。 （閲覧期間） **第五条**　法第三十一条第三項の総務省令で定める期間は、五年間とする。 （電磁的記録） **第六条**　法第三十一条第四項の総務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（会計の原則） **第二条**　［同上］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［３　同上］ （財務諸表に含める書類） **第三条**　法第三十条第一項の総務省令で定める書類は、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （業務並びに資産及び債務の状況に関する事項） **第四条**　法第三十条第三項の総務省令で定めるものは、事業年度ごとの、機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益のため必要かつ適当な事項とする。 （閲覧期間） **第五条**　法第三十条第三項の総務省令で定める期間は、五年間とする。 （電磁的記録） **第六条**　法第三十条第四項の総務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第七条**　法第三十一条第五項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 ［一・二　略］ ［２　略］ （電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置） **第八条**　法第三十一条第五項の総務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（電磁的方法） **第七条**　法第三十条第五項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 ［一・二　同上］ ［２　同上］ （電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置） **第八条**　法第三十条第五項の総務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百二号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月七日

総務大臣　林　芳正

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（協会の会計） **第二十五条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（協会の会計） **第二十五条**　［同上］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百三号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会計の原則） **第十二条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［３　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（会計の原則） **第十二条**　［同上］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［３　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百四号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

令和八年八月七日

総務大臣　林　芳正

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会計の原則） **第一条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［３　略］	（会計の原則） **第一条**　［同上］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［３　同上］

改正後	改正前
（監査証明の手続） **第二十五条**　［略］ ［2・3　略］ 4　金融庁組織令第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。 （適用の一般原則） **第三十条**　［略］ ［2～4　略］ 5　金融庁組織令第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準及び前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準に該当するものとする。 **附　則** この省令は、公布の日から施行する。	（監査証明の手続） **第二十五条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　金融庁組織令第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。 （適用の一般原則） **第三十条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　金融庁組織令第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準及び前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準に該当するものとする。 **附　則** この省令は、公布の日から施行する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省令第百五号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月七日

総務大臣　林　芳正

独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人統計センターに関する省令（平成十五年総務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会計の原則） **第九条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［3　略］	（会計の原則） **第九条**　［同上］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百六号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月七日

総務大臣　林　芳正

地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会計の原則） **第三条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［3　略］	（会計の原則） **第三条**　［同上］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ［3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○財務省・経済産業省令第二号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月七日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（会計の原則） **第七条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［略］	（会計の原則） **第七条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令

（趣旨）

第一条　この省令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下この条において「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第十四条に規定する事務の処理に係るシステム（以下「国民健康保険システム」という。）に必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　機能要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。

二　帳票要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。

三　実装区分　地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。

四　適合基準日　地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

（国民健康保険システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

第三条　国民健康保険システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

（機能要件の標準）

第四条　国民健康保険システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については厚生労働大臣が定める。

一　国民健康保険システムの管理及び連携に関する機能を備えること。

二　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七条及び第二十条の規定による資格取得並びに第八条及び第二十一条の規定による資格喪失の管理に係る機能を備えること。

三　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十四の五の規定による申請その他の申請をした者の管理に係る機能を備えること。

四　保険料滞納世帯主等（国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する保険料滞納世帯主等をいう。）の管理に係る機能を備えること。

五　国民健康保険法施行規則第六条第二項から第四項までの規定による資格確認書その他の証明書の交付に係る機能を備えること。

六　被保険者の資格管理に関する統計又は報告等に係る機能を備えること。

七　国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この条において同じ。）の賦課に係る機能を備えること。

八　保険料の賦課の管理に関する中間サーバ連携に係る機能を備えること。
九　保険料の賦課に関する申請に係る機能を備えること。
十　保険料に関する統計又は報告等に係る機能を備えること。
十一　保険料の収納に係る機能を備えること。
十二　国民健康保険法第四章の規定による保険給付に係る機能を備えること。
十三　保険料の滞納の管理に係る機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条　国民健康保険システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面を出力するものとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項については厚生労働大臣が定める。

一　宛名ラベル
二　国民健康保険高齢受給者証
三　国民健康保険標準負担額減額認定証
四　国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
五　限度額適用・標準負担額減額認定申請書
六　国民健康保険基準収入額適用申請書
七　国民健康保険特定疾病療養受療証
八　国民健康保険特定疾病認定申請書
九　国民健康保険出産育児一時金支給申請書
十　国民健康保険葬祭費支給申請書
十一　国民健康保険限度額適用認定証（若年者）
十二　国民健康保険限度額適用認定証（高齢者）
十三　特定同一世帯所属者証明書
十四　旧被扶養者異動連絡票
十五　国民健康保険加入・脱退証明書
十六　国民健康保険被保険者資格状況証明書
十七　国民健康保険食事療養費標準負担額減額差額支給申請書
十八　資格照会資料
十九　国民健康保険負担区分等証明書
二十　特定疾病認定申請却下通知書
二十一　限度額適用認定申請却下通知書
二十二　基準収入額適用申請勧奨通知
二十三　基準収入額適用申請却下通知書
二十四　一部負担金減免等証明書
二十五　一部負担金減免等申請却下通知書
二十六　一部負担金減免等承認決定通知書
二十七　一部負担金減免等取消通知書
二十八　一部負担金減免等申請書
二十九　標準負担額減額認定申請却下通知書
三十　限度額適用・標準負担額減額認定申請却下通知書
三十一　国民健康保険高齢受給者証の交付について
三十二　産前産後保険料（税）免除異動連絡票
三十三　国民健康保険資格確認書（必須記載事項のみ）（カード）
三十四　国民健康保険資格確認書（任意記載事項あり）（カード）
三十五　国民健康保険資格確認書（特別療養）（必須記載事項のみ）（カード）
三十六　国民健康保険資格確認書（必須記載事項のみ）（はがき）
三十七　国民健康保険資格確認書（任意記載事項あり）（はがき）
三十八　国民健康保険資格確認書（特別療養）（必須記載事項のみ）（はがき）
三十九　国民健康保険資格確認書（必須記載事項のみ）（Ａ４）
四十　国民健康保険資格確認書（任意記載事項あり）（Ａ４）
四十一　国民健康保険資格確認書（特別療養）（必須記載事項のみ）（Ａ４）
四十二　資格情報のお知らせ
四十三　資格情報のお知らせ（特別療養）
四十四　変更理由のお知らせ
四十五　国民健康保険特別療養費適用事前通知
四十六　国民健康保険特別療養費適用解除事前通知
四十七　国民健康保険資格確認書交付予告通知
四十八　弁明の機会の付与通知書
四十九　弁明書
五十　国民健康保険料（税）納付相談通知
五十一　仮納入通知書（単票）
五十二　国民健康保険料（税）決定（更正）通知書　現年度用
五十三　国民健康保険料（税）決定（更正）通知書　過年度用
五十四　国民健康保険料（税）の賦課資料について（照会）
五十五　国民健康保険料（税）に関する所得申告書
五十六　国民健康保険料（税）納入通知書
五十七　国民健康保険料（税）仮徴収額決定通知書
五十八　国民健康保険料（税）仮徴収停止決定通知書
五十九　国民健康保険料（税）仮徴収額変更決定通知書
六十　納入通知書（連帳　一般）　四方式用
六十一　納入通知書（連帳　一般）　三方式用
六十二　納入通知書（連帳　口座）　四方式用
六十三　納入通知書（連帳　口座）　三方式用
六十四　納入通知書（連帳　納組）　四方式用
六十五　納入通知書（連帳　納組）　三方式用
六十六　納入通知書（単票）
六十七　過年度納入通知書（連帳　一般）　四方式用
六十八　過年度納入通知書（連帳　一般）　三方式用
六十九　過年度納入通知書（連帳　口座）　四方式用
七十　過年度納入通知書（連帳　口座）　三方式用
七十一　過年度納入通知書（連帳　納組）　四方式用
七十二　過年度納入通知書（連帳　納組）　三方式用
七十三　過年度納入通知書作成（単票）
七十四　仮納入通知書（連帳）　一般
七十五　仮納入通知書（連帳）　口座
七十六　納入通知書（連帳　年間特徴者）　四方式用
七十七　納入通知書（連帳　年間特徴者）　三方式用
七十八　国民健康保険料（税）口座振替勧奨通知
七十九　国民健康保険料（税）減免決定通知書
八十　国民健康保険料（税）減免却下通知書
八十一　国民健康保険料（税）減免変更決定通知書
八十二　国民健康保険料（税）減免取消決定通知書

八十三　納付書1（カク公）（ｅＬ―ＱＲあり）
八十四　郵便払込票
八十五　連帳用納付書1（カク公）（ｅＬ―ＱＲあり）
八十六　連帳用納付書2（マル公）（ｅＬ―ＱＲあり）
八十七　納入通知書（連帳　一般）　二方式用
八十八　納入通知書（連帳　口座）　二方式用
八十九　納入通知書（連帳　納組）　二方式用
九十　過年度納入通知書（連帳　一般）　二方式用
九十一　過年度納入通知書（連帳　口座）　二方式用
九十二　過年度納入通知書（連帳　納組）　二方式用
九十三　納入通知書（連帳　年間特徴者）　二方式用
九十四　国民健康保険税決定（更正）伺　現年度用
九十五　国民健康保険税決定（更正）伺　過年度用
九十六　納付書2（カク公）
九十七　連帳用納付書3（カク公）
九十八　連帳用納付書4（マル公）
九十九　国民健康保険高額療養費貸付支給申請書
百　国民健康保険高額療養費勧奨通知書
百一　国民健康保険高額療養費支給申請書
百二　支給決定通知書
百三　国民健康保険療養費支給申請書
百四　高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票
百五　高額介護合算療養費等支給決定通知書
百六　高額介護合算療養費勧奨通知書
百七　医療費通知（はがき）
百八　不当利得・不正利得返還通知書
百九　不当利得・不正利得督促通知書
百十　不当利得・不正利得催告通知書
百十一　国民健康保険自己負担額証明書
百十二　高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
百十三　不支給決定通知書
百十四　負傷原因照会書
百十五　第三者行為返還通知書
百十六　国民健康保険高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書
百十七　高額療養費（外来年間合算）支給額計算結果連絡票
百十八　高額療養費（外来年間合算）勧奨通知書
百十九　高額療養費（外来年間合算）支給決定通知書
百二十　高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
百二十一　資格喪失後受診に伴う返還金精算に係る申出書（委任状兼同意書）
百二十二　医療費通知（汎用紙）
百二十三　差額療養費の勧奨について
百二十四　出産育児一時金の勧奨について
百二十五　葬祭費の勧奨について
百二十六　支給決定通知書（はがき）
百二十七　不支給決定通知書（はがき）
百二十八　国民健康保険高額療養費支給決定通知書
百二十九　納付書1（カク公）（ｅＬ―ＱＲあり）
百三十　払込取扱票
百三十一　口座振替開始通知
百三十二　口座振替済通知兼納付額証明書
百三十三　口座振替不能通知書1（カク公）（ｅＬ―ＱＲあり）
百三十四　還付通知書
百三十五　過誤納金還付請求書
百三十六　還付充当通知書
百三十七　納付証明書
百三十八　完納証明書
百三十九　督促状（納付書兼用1）（カク公）（ｅＬ―ＱＲあり）
百四十　納付額証明書
百四十一　還付誓約書
百四十二　納付書2（マル公）（ｅＬ―ＱＲあり）
百四十三　口座振替不能通知書2（マル公）（ｅＬ―ＱＲあり）
百四十四　督促状（納付書兼用2）（マル公）（ｅＬ―ＱＲあり）
百四十五　督促状（納付書なし）
百四十六　納付書3（カク公）
百四十七　納付書4（マル公）
百四十八　口座振替不能通知書（はがき1）
百四十九　督促状（はがき1）
百五十　口座振替不能通知書3（カク公）
百五十一　口座振替不能通知書4（マル公）
百五十二　督促状（納付書兼用3）（カク公）
百五十三　督促状（納付書兼用4）（マル公）
百五十四　督促状（はがき2）（ｅＬ―ＱＲあり）
百五十五　督促状（はがき3）
百五十六　口座振替不能通知書（はがき2）（ｅＬ―ＱＲあり）
百五十七　口座振替不能通知書（はがき3）
百五十八　交付要求解除通知書
百五十九　交付要求通知書
百六十　徴収猶予許可通知書
百六十一　徴収猶予不許可通知書
百六十二　徴収猶予期間延長許可通知書
百六十三　徴収猶予期間延長不許可通知書
百六十四　徴収猶予期間取消通知書
百六十五　換価猶予許可通知書
百六十六　換価猶予不許可通知書
百六十七　換価猶予取消通知書
百六十八　配当計算書
百六十九　充当通知書
百七十　換価猶予期間延長許可通知書
百七十一　換価猶予期間延長不許可通知書
百七十二　納付義務承継通知書
百七十三　延滞金減免申請書
百七十四　延滞金減免決定（却下）通知書
百七十五　納付（納入）受託証書
百七十六　滞納処分の停止通知書

百七十七　滞納処分の停止取消通知書
百七十八　催告書
百七十九　交付要求解除通知書（破産事件）
百八十　捜索調書（謄本）
百八十一　分納誓約書
百八十二　納付計画書
百八十三　分納不履行通知書
百八十四　公売通知書
百八十五　差押書
百八十六　参加差押通知書
百八十七　差押通知書
百八十八　差押調書（謄本）（債権）
百八十九　登記嘱託書
百九十　登記原因証明情報
百九十一　実態調査について（回答）
百九十二　滞納者の実態調査について（照会）
百九十三　滞納者の実態調査について（回答）
百九十四　参加差押書
百九十五　債権差押通知書
百九十六　差押解除通知書
百九十七　参加差押解除通知書
百九十八　債権現在額申立書
百九十九　公売通知兼債券申立催告書
二百　売却決定通知書
二百一　（差押解除）登記原因証明情報
二百二　（差押解除）登記嘱託書
二百三　交付要求書
二百四　差押調書（謄本）（動産）
二百五　差押予告書
二百六　水道料金の支払状況について（照会）
二百七　生命保険の契約事項について（照会）
二百八　納期限変更告知書
二百九　預貯金の調査について（照会）
二百十　理由附記書
二百十一　水道料金の支払状況について（回答）
二百十二　生命保険の契約事項について（回答）
二百十三　預貯金の調査について（回答）
二百十四　徴収猶予申請書
二百十五　換価猶予申請書
二百十六　滞納明細書
二百十七　連続納付書１（カク公）（ｅＬ－ＱＲあり）
二百十八　連続納付書２（マル公）（ｅＬ－ＱＲあり）
二百十九　給料等の支払状況について（照会）
二百二十　給料等の支払状況について（回答）
二百二十一　年金等の支払状況について（照会）
二百二十二　年金等の支払状況について（回答）
二百二十三　電気料金の支払状況について（照会）
二百二十四　電気料金の支払状況について（回答）
二百二十五　携帯電話加入契約者の調査について（照会）
二百二十六　携帯電話加入契約者の調査について（回答）
二百二十七　住民票の交付申請について
（国民健康保険システムに実装してはならない機能）

第六条　国民健康保険システムには、前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が実装してはならない機能として定めるもの並びに前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの以外は、実装してはならないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する国民健康保険システムで、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認める地方公共団体の国民健康保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、厚生労働大臣が定める。

（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する国民健康保険システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認めるものについては、この省令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において厚生労働大臣が定める日から適用する。

○厚生労働省令第百二十五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令を次のように定める。

令和八年八月七日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令

（趣旨）

第一条　この省令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下この条において「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第十五条に規定する事務の処理に係るシステム（以下「後期高齢支援システム」という。）に必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　機能要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。

二　帳票要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。

三　実装区分　地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。

四　適合基準日　地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

（後期高齢支援システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

第三条　後期高齢支援システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

（機能要件の標準）

第四条　後期高齢支援システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については厚生労働大臣が定める。

一　外部システムとの連携及び庁内の他の地方公共団体情報システムとの連携、後期高齢者医療制度の実施に当たり必要な項目の管理及び連携に係る機能を備えること。

二　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四章第二節の規定による被保険者の資格に関する管理に係る機能を備えること。

三　高齢者の医療の確保に関する法律第百四条、第百五条、第百七条から第百十二条まで、第百十四条及び第百十五条の規定による保険料の徴収に関する機能を備えること。

四　高齢者の医療の確保に関する法律第百十三条の規定による滞納処分の徴収に関する管理に係る機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条　後期高齢支援システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面を出力するものとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項については厚生労働大臣が定める。

一　通知書印刷用帳票
二　宛名シール印刷用帳票
三　保険料額決定通知書兼納入通知書兼特別徴収開始通知書
四　保険料額決定（変更）通知書兼納入通知書兼特別徴収額変更通知書
五　特別徴収中止通知書
六　後期高齢者医療暫定保険料額決定通知書兼納入通知書
七　保険料額決定通知書兼特別徴収仮徴収開始通知書兼納入通知書
八　保険料額変更通知書兼特別徴収仮徴収変更通知書兼納入通知書
九　保険料額変更通知書兼特別徴収仮徴収中止通知書兼納入通知書
十　後期高齢者医療保険料口座振替開始（変更）のお知らせ
十一　納付書
十二　連帳納付書
十三　後期高齢者医療保険料口座振替不能通知書
十四　後期高齢者医療保険料還付（充当）通知書
十五　後期高齢者医療保険料充当通知書
十六　後期高齢者医療保険料還付請求書
十七　後期高齢者医療保険料還付・充当希望確認票
十八　後期高齢者医療保険料収納状況のお知らせ
十九　後期高齢者医療保険料納付証明書
二十　後期高齢者医療保険料口座振替済通知書兼納付額証明書
二十一　後期高齢者医療保険料納付額証明書
二十二　後期高齢者医療保険料完納証明書
二十三　後期高齢者医療保険料督促状
二十四　口座振替不能通知書・督促状・催告書兼納付書
二十五　口座振替不能通知書兼納付書
二十六　後期高齢者医療保険料還付（充当）通知書兼還付請求書
二十七　後期高齢者医療保険料督促状兼納付書
二十八　後期高齢者医療保険料催告書
二十九　後期高齢者医療保険料催告書別紙
三十　後期高齢者医療保険料分納誓約書
三十一　後期高齢者医療保険料分納承認連絡書
三十二　後期高齢者医療保険料納付誓約書

（後期高齢支援システムに実装してはならない機能）

第六条　後期高齢支援システムには、前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が実装してはならない機能として定めるもの並びに前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの以外は、実装してはならないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する後期高齢支援システムで、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認める地方公共団体の後期高齢支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、厚生労働大臣が定める。

（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する後期高齢支援システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認めるものについては、この省令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において厚生労働大臣が定める日から適用する。

○厚生労働省令第百二十六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令を次のように定める。

令和八年八月七日　厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令

（趣旨）

第一条　この省令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定め

る命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第十一条に規定する生活保護に関する事務の処理に係るシステム（同条に規定する事務のうち医療扶助に係る被保護者情報及び医療券情報並びに社会保険診療報酬支払基金から提供される診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）その他の関連データの取り込み、管理及びこれらの情報の相互の紐付け等に関する事務の処理に係るシステム（以下「レセプト管理システム」という。）を除き、以下「生活保護システム」という。）及びレセプト管理システムに必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　機能要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。

二　帳票要件の標準　機能等のうち電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。

三　実装区分　地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。

四　適合基準日　地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

（生活保護システム及びレセプト管理システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

第三条　生活保護システム及びレセプト管理システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

（機能要件の標準）

第四条　生活保護システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については厚生労働大臣が定める。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する生活保護の申請、決定及び変更等の事務の管理に係る機能を備えること。

二　保護の実施機関において行う被保護者に対する訪問、調査、援助及び指導その他の保護の実施に関する事務の管理に係る機能を備えること。

三　生活保護法第十五条及び第三十四条に規定する医療扶助に関する事務（レセプト管理に係る事務を除く。）の管理に係る機能を備えること。

四　生活保護法第十五条の二及び第三十四条の二に規定する介護扶助に関する事務の管理に係る機能を備えること。

五　保護の実施に要する費用の支給及び経理に係る機能を備えること。

六　生活保護法第六十三条、第七十七条、第七十七条の二及び第七十八条に規定する返還金及び徴収金並びにこれらに係る債権の管理に係る機能を備えること。

七　生活保護システムと庁内の他の地方公共団体情報システムとの連携に関する事務の管理に係る機能を備えること。

八　生活保護システムに記録されている情報の検索、抽出、集計及び出力に係る機能を備えること。

九　前各号に掲げる事務の全部又は一部に共通する事項の管理その他生活保護システムの運用に係る機能を備えること。

2　レセプト管理システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については厚生労働大臣が定める。

一　生活保護システムの被保護者情報及び医療券情報並びにレセプトその他の関連データの取り込み、管理及びこれらの情報の相互の紐付けに係る機能を備えること。

二　レセプトに係る資格確認及び点検並びに再審査請求に関する事務の管理に係る機能を備えること。

三　レセプトその他の情報を用いた医療費の分析、適正化及び被保護者の健康管理支援に係る機能を備えること。

四　前各号に掲げる事務の全部又は一部に共通する事項の管理その他レセプト管理システムの運用に係る機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条　生活保護システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面を出力するものとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項については厚生労働大臣が定める。

一　家賃・間代・地代証明書
二　給与証明書
三　資産申告書
四　収入申告書
五　住宅補修計画書
六　生業計画書
七　葬祭扶助申請書
八　登記事項証明書・閉鎖謄本・抄本請求書
九　同意書
十　保護申請書
十一　面接記録票
十二　ケース記録票
十三　検診依頼書
十四　検診書
十五　検診命令書
十六　検診料請求書
十七　二十九条調査依頼書（共通）
十八　二十九条調査依頼書（銀行本店一括）
十九　二十九条調査回答書（銀行支店・その他金融）
二十　二十九条調査回答書（銀行本店一括）
二十一　二十九条調査依頼書（生命保険一括）
二十二　二十九条調査依頼書（その他）
二十三　二十九条調査回答書（課税）
二十四　二十九条調査回答書（生命保険一括）
二十五　二十九条調査回答書（その他）
二十六　二十九条調査回答書（固定資産）
二十七　二十九条調査回答書（自動車）
二十八　二十九条調査回答書（年金）
二十九　戸籍謄本等発行依頼書
三十　扶養義務者台帳
三十一　扶養義務調査依頼書
三十二　扶養届書
三十三　医療機関連絡票
三十四　一時扶助決定調書
三十五　介護機関連絡票
三十六　境界層該当証明書（介護保険に関するもの）

三十七　保護決定通知書
三十八　保護決定調書
三十九　保護申請却下通知書
四十　保護台帳
四十一　民生委員通知書
四十二　生活保護費支給明細書（都道府県）
四十三　要否判定調書
四十四　民生委員用保護申請却下通知書
四十五　過払金収入充当通知書
四十六　生活扶助基準額計算根拠調書
四十七　被保護世帯票
四十八　収入申告書（保護継続中・月額給与記載用）
四十九　収入申告書（保護継続中・日額給与記載用）
五十　進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書
五十一　進学・就職準備給付金申請書
五十二　弁明通知書
五十三　就労自立給付金申請書
五十四　保護廃止（停止）通知書
五十五　就労自立給付金決定通知書
五十六　求職活動状況・収入申告書
五十七　個人票Ａ
五十八　被保護者就労準備支援シート（計画書）
五十九　被保護者就労準備支援シート（評価書）
六十　保護変更申請書（傷病届）（医療、治療材料、施術（柔道整復・あん摩・マッサージ・はり・きゅう）、移送）
六十一　保護変更申請書（傷病届）（訪問看護）
六十二　医療要否意見書
六十三　精神疾患入院要否意見書
六十四　給付券要否意見書送付書
六十五　給付券要否意見書受領書
六十六　診療依頼書（入院外）
六十七　医療券・調剤券
六十八　訪問看護に係る利用料請求書
六十九　医療券送付書
七十　医療券受領書
七十一　医療券連名簿（連名医療券）
七十二　給付券送付書
七十三　給付券受領書
七十四　医療券転帰通知書（兼受領書）
七十五　調剤券転帰通知書（兼受領書）
七十六　調剤券連名簿（連名調剤券）
七十七　調剤券送付書
七十八　調剤券受領書
七十九　給付要否意見書（所要経費概算見積書）
八十　治療材料券・治療材料費請求明細書
八十一　治療材料券送付書
八十二　治療材料券受領書
八十三　給付要否意見書（あん摩・マッサージ・はり・きゅう）
八十四　給付要否意見書（柔道整復）
八十五　施術券（あん摩・マッサージ）
八十六　施術券及び施術報酬請求明細書（柔道整復）
八十七　施術券及び施術報酬請求明細書（はり・きゅう）
八十八　入院・主治医訪問調査依頼書
八十九　長期入院患者に係る診療報酬請求書
九十　医療費通知書
九十一　ジェネリック通知書
九十二　指定業務通知書
九十三　被保護者異動連絡票（指定居宅介護支援事業者用）
九十四　被保護者情報連絡票（保険者用）
九十五　介護扶助受給者情報連絡票（保険者用）
九十六　被保護者異動連絡票（国保連用）
九十七　被保護者異動訂正連絡票（国保連用）
九十八　適用除外施設入所者情報連絡票
九十九　生活保護法介護券
百　介護券連名簿（連名介護券）
百一　介護券送付書
百二　介護券受領書
百三　要介護認定調査依頼書
百四　要介護認定審査・判定依頼書
百五　介護認定審査会結果回答書
百六　領収書（福祉用具等）
百七　生活保護費支給通知書
百八　納入通知書（納付書）
百九　六十三条返還金決定通知書
百十　七十七条徴収金決定通知書
百十一　七十七条の二徴収金決定通知書
百十二　七十八条徴収金決定通知書
百十三　六十三条返還金納入通知書（納付書）
百十四　七十七条徴収金納入通知書（納付書）
百十五　七十七条の二徴収金納入通知書（納付書）
百十六　七十八条徴収金納入通知書（納付書）
百十七　履行延期申請書
百十八　分割納付誓約書
百十九　保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書
百二十　履行延期承認通知書
百二十一　分割納付承認通知書
百二十二　返還金督促状
百二十三　返還金催告書
百二十四　援助方針記録票
百二十五　二十七条指導指示書
百二十六　生活保護受給証明書
百二十七　生活保護受給証明書発行申請書

百二十八　介護扶助決定通知書
百二十九　生活保護法による医療扶助のはり・きゅうの受療連絡票
百三十　境界層該当証明書（指定難病の患者に係る特定医療費に関するもの）
百三十一　境界層該当証明書（障害福祉サービスに関するもの）

２　レセプト管理システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面を出力するものとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項については厚生労働大臣が定める。

一　再審査請求内訳票（資格審査等）
二　再審査請求内訳票（診療内容・事務上再審査請求等）
三　再審査請求内訳票（処方箋による調剤に係る審査）
四　再審査等請求書
五　参考資料等添付票
六　参考資料等添付票送付書
七　ＣＤケース表紙
八　ＣＤラベル
九　ＦＤラベル
十　電子媒体返却書
十一　診療報酬明細書等状況報告用基礎データ
十二　実施体制状況報告用基礎データ
十三　再審査請求状況報告用基礎データ
十四　長期入院患者実態把握状況報告用基礎データ
十五　向精神薬投薬状況報告用基礎データ

（生活保護システム及びレセプト管理システムに実装してはならない機能）

第六条　生活保護システム及びレセプト管理システムには、前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が実装してはならない機能として定めるもの並びに前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの以外は、実装してはならないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する生活保護システム及びレセプト管理システムで、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認める地方公共団体の生活保護システム及びレセプト管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、厚生労働大臣が定める。

２　この省令の施行の際現に生活保護システム及びレセプト管理システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定により実装してはならない機能を有する生活保護システム及びレセプト管理システムを利用するものとして厚生労働大臣が認めるものについては、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。

（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する生活保護システム及びレセプト管理システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認めるものについては、この省令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において厚生労働大臣が定める日から適用する。

○厚生労働省令第百二十七号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令

（趣旨）

第一条　この省令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下この条において「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「介護保険システム」という。）に必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　機能要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。
二　帳票要件の標準　機能等のうち電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。
三　実装区分　地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。
四　適合基準日　地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

第三条　介護保険システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

（介護保険システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

（機能要件の標準）

第四条　介護保険システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については厚生労働大臣が定める。

一　外部システムとの連携及び庁内の他の地方公共団体情報システムとの連携、介護保険事業の実施に当たり必要な項目の管理並びに検索、照会及び操作に係る機能を備えること。
二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二章及び第百四十五条の規定による介護保険の被保険者の資格に関する事務の管理に係る機能を備えること。
三　介護保険法第百二十九条に規定する保険料の賦課及び徴収に関する事務の管理に係る機能を備えること。
四　介護保険法第百四十四条の規定その他同法の規定に基づく保険料の滞納処分に関する事務の管理に係る機能を備えること。
五　介護保険法第四十一条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条の二、第六十条及び第四章第六節の規定その他同法の規定に基づく保険給付に関する事務のうち、当該保険給付を受ける者の管理に係る機能を備えること。

六　介護保険法第三章の規定その他同法の規定に基づく介護認定審査会（同法第十四条に規定する介護認定審査会をいう。）に関する事務及び同法第四章第二節の規定その他同法の規定に基づく認定（同法第三十七条第一項に規定する認定をいう。）に関する事務の管理に係る機能を備えること。

七　介護保険法第四十一条、第四十二条の二、第四十六条から第四十八条まで、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の二、第五十八条、第五十九条及び第六十一条の三の規定その他同法の規定に基づく給付の支給に関する事務（同法第六十六条第一項の支払方法変更の記載がされている場合に限る。）並びに同法第四十四条、第四十五条、第四十七条、第四十九条の二から第五十一条の二まで、第五十六条、第五十七条、第五十九条の二から第六十一条の二まで及び第六十九条の規定その他同法の規定に基づく給付の支給に関する事務の管理に係る機能を備えること。

八　介護保険法第百十八条の二の規定その他同法の規定に基づく調査及び分析並びに同法第百九十七条及び第百九十七条の二の規定その他同法の規定に基づく報告に関する事務の管理に係る機能を備えること。

九　介護保険法第百十五条の四十五の規定その他同法の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務の管理に係る機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条　介護保険システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面を出力するものとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項については厚生労働大臣が定める。

一　住民税の課税状況について（一）
二　住民税の課税状況について（二）
三　介護保険収入状況簡易申告書
四　宛名シール
五　宛名印刷
六　窓空き封筒印刷・問合せ先
七　介護保険資格取得・異動・喪失届
八　介護保険被保険者証交付申請書
九　介護保険資格者証
十　介護保険被保険者証
十一　介護保険資格者証発行のお知らせ
十二　介護保険被保険者証発行のお知らせ
十三　介護保険受給資格証明書
十四　介護保険被保険者証等再交付申請書
十五　介護保険住所地特例適用・変更・終了届
十六　介護保険他市町村住所地特例者連絡票
十七　介護保険住所地特例施設変更通知書
十八　介護保険住所地特例施設退所（居）通知書
十九　介護保険他市町村適用除外者連絡票
二十　介護保険適用除外施設変更通知書
二十一　介護保険適用除外施設退所通知書
二十二　納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書
二十三　納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書
二十四　納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書（ハガキ様式）
二十五　納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（ハガキ様式）
二十六　特別徴収開始通知書
二十七　特別徴収開始通知書（ハガキ様式）
二十八　口座振替開始（変更）のお知らせ
二十九　介護保険料減免決定通知書
三十　介護保険料減免取消通知書
三十一　介護保険料徴収猶予決定通知書
三十二　介護保険料徴収猶予取消通知書
三十三　介護保険料減免申請のお知らせ
三十四　納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書（納付書一体型）
三十五　納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（納付書一体型）
三十六　口座振替開始（変更）のお知らせ（ハガキ様式）
三十七　介護保険料口座振替不能通知書
三十八　介護保険料口座再振替通知書
三十九　介護保険料還付（充当）通知書
四十　介護保険料還付請求書
四十一　介護保険料充当通知書
四十二　介護保険料納付証明書
四十三　介護保険料納付証明書（ハガキ様式）
四十四　督促状
四十五　督促状兼納付書（ハガキ様式）
四十六　分納誓約書
四十七　分納計画書
四十八　取引状況等の照会について（預貯金等関係用）
四十九　照会対象者一覧表
五十　年金の支給について（照会）
五十一　差押調書
五十二　差押通知書
五十三　差押解除通知書
五十四　参加差押書
五十五　参加差押通知書
五十六　参加差押解除通知書
五十七　交付要求書
五十八　交付要求通知書
五十九　交付要求解除通知書
六十　債権現在額申立書
六十一　配当計算書
六十二　充当通知書
六十三　充当明細
六十四　未納明細
六十五　納期限変更告知書
六十六　換価猶予通知書
六十七　換価猶予取消通知書
六十八　滞納処分停止通知書
六十九　滞納処分停止取消通知書

七十　介護保険金融機関一括照会依頼書
七十一　介護保険金融機関一括照会調査書（ゆうちょ銀行以外）
七十二　介護保険金融機関一括照会調査書（ゆうちょ銀行）
七十三　介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書
七十四　介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
七十五　社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）
七十六　訪問介護利用者負担額減額申請書（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額減措置）
七十七　介護保険負担限度額認定申請書
七十八　介護保険特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
七十九　介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書
八十　介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
八十一　社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）
八十二　訪問介護利用者負担額減額認定決定通知書（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置）
八十三　介護保険負担限度額認定決定通知書
八十四　介護保険特定負担限度額認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
八十五　介護保険利用者負担額減額・免除認定証
八十六　介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）
八十七　社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）
八十八　社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）（特例措置対象者）
八十九　訪問介護利用者負担額減額認定証（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置）
九十　介護保険負担限度額認定証
九十一　介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）
九十二　介護保険利用者負担額減額・免除認定更新のお知らせ
九十三　介護保険利用者負担額減額・免除認定更新のお知らせ（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
九十四　社会福祉法人等利用者負担軽減対象更新のお知らせ（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）
九十五　訪問介護利用者負担額減額認定更新のお知らせ（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置）
九十六　介護保険負担限度額認定更新のお知らせ
九十七　介護保険特定負担限度額認定更新のお知らせ（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
九十八　離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減確認申請書
九十九　離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減決定通知書
百　離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減確認証
百一　中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減確認申請書
百二　中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減決定通知書
百三　中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減確認証
百四　介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について（照会）
百五　介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について（回答）
百六　介護保険負担割合証
百七　介護保険負担割合証発行のお知らせ
百八　介護保険負担割合変更のお知らせ
百九　介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書
百十　介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書
百十一　介護保険給付の支払一時差止予告通知書
百十二　介護保険給付の支払一時差止等予告通知書
百十三　介護保険給付の支払一時差止通知書
百十四　介護保険給付の支払一時差止等処分通知書
百十五　介護保険滞納保険料控除予告通知書
百十六　介護保険滞納保険料控除通知書
百十七　給付制限における保険料の滞納状況
百十八　介護保険給付額減額予告通知書
百十九　介護保険給付額減額通知書
百二十　介護保険給付制限処分弁明書
百二十一　介護保険給付制限解除通知書
百二十二　介護保険要介護認定・要支援認定又は要介護更新認定・要支援更新認定申請書
百二十三　介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書
百二十四　要介護認定等申請受理通知書
百二十五　介護保険要介護認定訪問調査依頼書
百二十六　介護保険診断命令書
百二十七　介護保険主治医意見書提出依頼書
百二十八　介護保険主治医意見書作成料請求書
百二十九　介護認定審査会開催通知書
百三十　認定審査会対象者一覧（一）
百三十一　認定審査会対象者一覧（二）
百三十二　介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書
百三十三　介護保険要介護・要支援状態区分変更通知書
百三十四　第二号該当生活保護受給者に係る審査判定結果について
百三十五　介護保険要介護認定・要支援認定取消通知書
百三十六　介護保険被保険者証の提出依頼
百三十七　介護保険要介護認定・要支援認定等却下通知書
百三十八　介護保険サービスの種類指定変更申請書
百三十九　介護保険サービスの種類指定結果通知書
百四十　要介護認定・要支援認定の更新のお知らせ
百四十一　要介護認定・要支援認定の更新のお知らせ（ハガキ様式）
百四十二　介護保険要介護認定結果の情報提供について
百四十三　介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書
百四十四　介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書（ハガキ様式）
百四十五　介護保険要介護認定訪問調査依頼について

百四十六　介護保険要介護認定訪問調査依頼書（一覧）
百四十七　介護保険主治医意見書提出依頼について
百四十八　介護保険主治医意見書提出依頼書（一覧）
百四十九　介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ
百五十　介護保険主治医意見書作成料請求について
百五十一　介護保険主治医意見書作成料請求書（一覧）
百五十二　居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
百五十三　介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書
百五十四　居宅（介護予防）サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼の届出に関するお知らせ
百五十五　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書
百五十六　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書（受領委任払用）
百五十七　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認（不承認）通知書
百五十八　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給事前申請書
百五十九　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給事前申請書（受領委任払用）
百六十　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入承認（不承認）通知書
百六十一　介護保険指定（介護予防）福祉用具貸与理由書
百六十二　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書
百六十三　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（受領委任払用）
百六十四　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
百六十五　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）
百六十六　介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（償還払用）
百六十七　介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（受領委任払用）
百六十八　介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費等支給申請書
百六十九　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給（不支給）決定通知書
百七十　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書
百七十一　介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給（不支給）決定通知書（償還払用）
百七十二　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修受領委任払支給決定通知書
百七十三　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払支給決定通知書
百七十四　介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等受領委任払支給決定通知書（償還払用）受領委任払対象者明細
百七十五　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）
百七十六　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）
百七十七　介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）
百七十八　介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費等支給決定通知書
百七十九　介護保険高額介護（予防）サービス費給付のお知らせ
百八十　介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書
百八十一　介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書（受領委任払用）
百八十二　介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書
百八十三　介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書（サービス提供年月別明細）
百八十四　介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書（ハガキ様式）
百八十五　介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書
百八十六　介護保険高額介護（予防）サービス費受領委任払支給決定通知書
百八十七　介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）
百八十八　介護保険償還払給付費口座振込不能通知書
百八十九　介護保険償還払給付費口座再振込通知書
百九十　介護保険高額介護（予防）サービス費口座振込不能通知書
百九十一　介護保険高額介護（予防）サービス費口座再振込通知書
百九十二　介護保険高額医療合算介護（予防）サービス費口座振込不能通知書
百九十三　介護保険高額医療合算介護（予防）サービス費口座再振込通知書
百九十四　介護保険（保険給付）自己負担額証明書
百九十五　高額医療合算介護（予防）サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
百九十六　高額医療合算介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書
百九十七　高額医療合算介護（予防）サービス費支給額計算結果連絡票
百九十八　介護給付費通知書
百九十九　介護給付費通知書（続き）
二百　介護給付費通知書（ハガキ様式）
二百一　介護給付費通知書（福祉用具貸与品目）
二百二　居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（看護）小規模多機能型居宅介護）
二百三　介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書（介護予防小規模多機能型居宅介護）
二百四　介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）（ハガキ様式）
二百五　高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請のお知らせ
二百六　基本チェックリスト
二百七　総合事業対象者決定通知書
二百八　介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
二百九　介護予防・日常生活支援総合事業費支給申請書（償還払用）
二百十　介護予防・日常生活支援総合事業費支給（不支給）決定通知書（償還払用）
二百十一　高額介護予防サービス費相当事業費支給のお知らせ
二百十二　高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書
二百十三　高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書
二百十四　高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書（サービス提供年月別明細）
二百十五　高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書（ハガキ様式）
二百十六　介護予防・日常生活支援総合事業費（償還払い）口座振込不能通知書
二百十七　介護予防・日常生活支援総合事業費（償還払い）口座再振込通知書
二百十八　高額介護予防サービス費相当事業費口座振込不能通知書
二百十九　高額介護予防サービス費相当事業費口座再振込通知書
二百二十　高額医療合算介護予防サービス費相当事業費口座振込不能通知書
二百二十一　高額医療合算介護予防サービス費相当事業費口座再振込通知書
二百二十二　介護保険（総合事業）自己負担額証明書
二百二十三　高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給申請のお知らせ
二百二十四　高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書
二百二十五　高額医療合算介護（予防）サービス費支給額計算結果連絡票（総合事業）

（介護保険システムに実装してはならない機能）

第六条　介護保険システムには、前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が実装してはならない機能として定めるもの並びに前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの以外は、実装してはならないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、厚生労働大臣が定める。

２　この省令の施行の際現に介護保険システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定により実装してはならない機能を有する介護保険システムを利用するものとして厚生労働大臣が認めるものについては、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。

（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認めるものについては、この省令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において厚生労働大臣が定める日から適用する。

○経済産業省令第六十七号

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第十九号）の施行に伴い、経済産業省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

○経済産業省令第六十八号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

一　独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百一号）第六条第二項

二　独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百二号）第六条第二項

三　国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百八号）第十条第二項

四　独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年経済産業省令第百九号）第七条第二項

五　独立行政法人日本貿易振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十九号）第七条第二項

六　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）第十条第二項

七　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第六条第二項

八　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）第六条第二項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年八月七日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一二三―四七

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

経済産業省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年経済産業省令第七十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（出資の認可の申請） **第二条**　令別表第二の二十の項の第二欄に掲げる研究開発法人が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第三十四条の六第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） ２　（略）	（出資の認可の申請） **第二条**　令別表第二の二十一の項の第二欄に掲げる研究開発法人が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第三十四条の六第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） ２　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
（国の行政機関の内部部局） **第二条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。 一～十二　（略） 十三　金融庁の内部部局（金融国際審議官及び次長を含む。） 十四～四十七　（略）	（国の行政機関の内部部局） **第二条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。 一～十二　（略） 十三　金融庁の内部部局（金融国際審議官を含む。） 十四～四十七　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府厚生労働省告示第五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（令和八年内閣府・厚生労働省令第十六号）第四条及び第五条の規定に基づき、障害者福祉システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者福祉システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（第二条において「命令」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項）

第二条　命令第五条の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第二のとおりとする。また、同条各号に掲げる書面については、別表第三のとおり出力するものとする。

（別表第一から別表第三までは省略し、その関係書類を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）

○内閣府厚生労働省告示第六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（令和八年内閣府・厚生労働省令第十六号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体の障害者福祉システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体を次のように定める。

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（以下「命令」という。）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体の障害者福祉システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準は、別表のとおりとする。

二　命令附則第二条第一項の規定により、別表の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準又は帳票要件の標準に係る障害者福祉システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びにその他書面の出力に際し必要な事項（令和八年内閣府・厚生労働省告示第五号。以下「告示」という。）別表第一から別表第三までの適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

三　命令附則第二条第二項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体は、次のとおりとする。

北海道函館市、北海道旭川市、北海道留萌市、北海道稚内市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道千歳市、北海道富良野市、北海道今金町、北海道せたな町、北海道共和町、北海道積丹町、北海道長沼町、北海道新十津川町、北海道東神楽町、北海道比布町、北海道上川町、北海道東川町、北海道美瑛町、北海道和寒町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道幌延町、北海道浦幌町、北海道弟子屈町、青森県五所川原市、青森県三沢市、青森県むつ市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、青森県大間町、青森県五戸町、青森県南部町、青森県階上町、青森県新郷村、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県奥州市、岩手県滝沢市、岩手県雫石町、岩手県葛巻町、岩手県岩手町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県金ケ崎町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県大槌町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県普代村、岩手県軽米町、岩手県野田村、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県石巻市、宮城県塩竈市、宮城県気仙沼市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県東松島市、宮城県大崎市、宮城県富谷市、宮城県蔵王町、宮城県七ヶ宿町、宮城県大河原町、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県亘理町、宮城県山元町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大和町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県涌谷町、宮城県美里町、宮城県南三陸町、秋田県横手市、秋田県大館市、秋田県男鹿市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、秋田県にかほ市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県上山市、山形県村山市、山形県天童市、山形県東根市、山形県尾花沢市、山形県山辺町、山形県中山町、山形県河北町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県金山町、山形県最上町、山形県舟形町、山形県真室川町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、山形県小国町、山形県庄内町、福島県福島市、福島県白河市、福島県相馬市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県大玉村、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県三島町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県棚倉町、福島県矢祭町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県玉川村、福島県平田村、福島県浅川町、福島県古殿町、福島県三春町、福島県小野町、福島県富岡町、福島県大熊町、福島県双葉町、福島県新地町、福島県飯舘村、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県牛久市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県つくばみらい市、茨城県大洗町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県矢板市、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県前橋市、群馬県高崎市、群馬県藤岡市、群馬県上野村、群馬県神流町、群馬県下仁田町、群馬県甘楽町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県勝浦市、千葉県流山市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県匝瑳市、千葉県いすみ市、千葉県神崎町、千葉県多古町、千葉県東庄町、千葉県芝山町、千葉県横芝光町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県長南町、千葉県御宿町、東京都港区、東京都江東区、東京都品川区、東京都中野区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都武蔵野市、東京都青梅市、東京都昭島市、東京都清瀬市、東京都東久留米市、東京都八丈町、神奈川県横須賀市、神奈川県三浦市、神奈川県秦野市、神奈川県厚木市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県小千谷市、新潟県加茂市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県弥彦村、新潟県出雲崎町、新潟県湯沢町、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県高浜町、福井県おおい町、山梨県道志村、山梨県小菅村、長野県飯田市、長野県根羽村、長野県小川村、岐阜県多治見市、岐阜県恵那市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県垂井町、岐阜県関ケ原町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県坂祝町、岐阜県川辺町、岐阜県御嵩町、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県富士宮市、静岡県伊東市、静岡県富士市、静岡県焼津市、静岡県下田市、静岡県牧之原市、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、静岡県清水町、静岡県長泉町、静岡県川根本町、静岡県森町、愛知県豊橋市、愛知県瀬戸市、愛知県碧南市、愛知県江南市、愛知県尾張旭市、愛知県扶桑町、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県いなべ市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀宝町、大阪府岸和田市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府和泉市、大阪府箕面市、大阪府四條畷市、大阪府河南町、兵庫県芦屋市、兵庫県西脇市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県生駒市、奈良県宇陀市、奈良県平群町、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県王寺町、奈良県広陵町、奈良県吉野町、奈良県大淀町、奈良県下市町、奈良県上北山村、和歌山県海南市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県白浜町、和歌山県すさみ町、和歌山県太地町、和歌山県古座川町、和歌山県串本町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、島根県益田市、島根県大田市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県隠岐の島町、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県瀬戸内市、岡山県早島町、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、広島県大崎上島町、広島県神石高原町、山口県下松市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県上関町、山口県平生町、山口県阿武町、徳島県阿波市、香川県坂出市、香川県東かがわ市、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県大洲市、愛媛県四国中央市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、高知県高知市、高知県安芸市、高知県宿毛市、高知県東洋町、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県本山町、高知県仁淀川町、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、高知県三原村、福岡県大牟田市、福岡県田川市、福岡県筑紫野市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県みやま市、福岡県鞍手町、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県吉富町、福岡県上毛町、福岡県築上町、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県嬉野市、佐賀県有田町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県雲仙市、熊本県八代市、熊本県玉名市、熊本県玉東町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県南阿蘇村、熊本県嘉島町、熊本県錦町、大分県大分市、大分県豊後高田市、宮崎県宮崎市、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県宜野座村、沖縄県金武町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町

別表（第１号関係）

地方公共団体	機能要件の標準又は帳票要件の詳細
青森県五所川原市、千葉県富里市、東京都昭島市、大阪府和泉市、奈良県生駒市、鹿児島県鹿児島市	告示別表第一の0220074の項、0220077の項、0220124の項、0220127の項、0220130の項、0220175の項、0220272の項、0220344の項、0220408の項、0221310の項、0221311の項、0221313の項、0221315の項、0221359の項、0221365の項、0221366の項、0221388の項、0221389の項及び0221391の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0220523の項、0220529の項、0220530の項、0221259の項及び0228025の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道和寒町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道遠別町、北海道日高町、北海道浦河町、北海道様似町、宮城県塩竈市、秋田県横手市、秋田県大館市、秋田県潟上市、秋田県北秋田市、東京都中野区、東京都豊島区、東京都武蔵野市、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県あわら市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県おおい町、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、愛知県豊橋市、三重県いなべ市、大阪府大東市、大阪府河南町、兵庫県川西市、愛媛県四国中央市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第一の0220005の項、0220028の項、0220029の項、0220030の項、0220040の項、0220041の項、0220044の項、0220062の項、0220063の項、0220075の項、0220099の項、0220101の項、0220122の項、0220127の項、0220130の項、0220176の項、0220315の項、0220470の項、0220471の項、0220474の項、0220487の項、0220490の項、0221189の項、0221190の項、0221192の項、0221203の項、0221275の項、0221306の項、0221311の項、0221371の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0220206の項及び0220983の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道留萌市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道共和町、北海道鷹栖町、北海道比布町、北海道上川町、北海道東川町、北海道美瑛町、北海道下川町、北海道増毛町、北海道初山別村、青森県むつ市、青森県今別町、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県大間町、青森県階上町、青森県新郷村、岩手県陸前高田市、岩手県二戸市、岩手県雫石町、岩手県岩手町、岩手県西和賀町、岩手県金ケ崎町、岩手県平泉町、岩手県岩泉町、岩手県軽米町、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県東松島市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県南三陸町、山形県上山市、山形県東根市、山形県小国町、山形県庄内町、福島県相馬市、福島県二本松市、福島県鏡石町、福島県平田村、福島県古殿町、福島県富岡町、福島県大熊町、福島県葛尾村、福島県新地町、福島県飯舘村、茨城県つくばみらい市、栃木県真岡市、群馬県藤岡市、群馬県下仁田町、埼玉県鳩山町、千葉県勝浦市、千葉県袖ケ浦市、千葉県多古町、千葉県東庄町、千葉県芝山町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県長南町、千葉県御宿町、神奈川県三浦市、神奈川県綾瀬市、新潟県小千谷市、新潟県出雲崎町、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県高浜町、山梨県小菅村、長野県根羽村、岐阜県恵那市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県垂井町、岐阜県関ケ原町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県川辺町、岐阜県御嵩町、静岡県下田市、静岡県函南町、静岡県長泉町、静岡県川根本町、愛知県碧南市、愛知県江南市、愛知県扶桑町、奈良県平群町、奈良県三宅町、奈良県曽爾村、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県広陵町、奈良県吉野町、奈良県下市町、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、和歌山県白浜町、和歌山県上富田町、和歌山県すさみ町、和歌山県太地町、和歌山県串本町、島根県海士町、島根県西ノ島町、岡山県早島町、広島県大竹市、広島県江田島市、広島県坂町、広島県神石高原町、山口県上関町、山口県平生町、香川県東かがわ市、高知県安芸市、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県本山町、高知県仁淀川町、高知県三原村、福岡県田川市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県広川町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県吉富町、福岡県上毛町、福岡県築上町、佐賀県鹿島市、熊本県産山村、大分県豊後高田市、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県宇検村、沖縄県宜野座村、沖縄県金武町	告示別表第一の0220077の項、0220089の項、0220122の項、0220124の項、0220130の項、0220165の項、0220268の項、0221102の項、0221104の項、0221368の項、0221369の項、0221388の項及び0221389の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0220199の項、0220208の項、0220211の項、0221135の項、0221307の項、0221308の項及び0221309の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道函館市、北海道旭川市、福島県福島市、群馬県前橋市、東京都港区、東京都江東区、東京都品川区、東京都足立区、東京都青梅市、東京都東久留米市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府寝屋川市、大分県大分市	告示別表第一の0220028の項、0220040の項、0220041の項、0220077の項、0220130の項、0220160の項、0220161の項、0220162の項、0220224の項、0220261の項、0220267の項、0220302の項、0220333の項、0220340の項、0220370の項、0220392の項、0220398の項、0220434の項、0220444の項、0220471の項、0220474の項、0220475の項、0220485の項、0220490の項、0220508の項、0220632の項、0220659の項、0220676の項、0220680の項、0220697の項、0220773の項、0220808の項、0220809の項、0220810の項、0220848の項、0220870の項、0220879の項、0220915の項、0220926の項、0220949の項、0220988の項、0220994の項、0220999の項、0221033の項、0221123の項、0221273の項、0221359の項、0221369の項、0221377の項、0221379の項、0221381の項、0221388の項及び0221389の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0220282の項、0220288の項、0220353の項、0220359の項、0220417の項、0220514の項、0220529の項、0220530の項、0220540の項、0220544の項、0220545の項、0220553の項、0220910の項、0220983の項及び0221259の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

茨城県水戸市、群馬県高崎市、群馬県伊勢崎市、群馬県沼田市、群馬県渋川市、群馬県富岡市、群馬県吉岡町、群馬県南牧村、群馬県片品村、群馬県川場村、群馬県昭和村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、埼玉県熊谷市、埼玉県所沢市、埼玉県春日部市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県桶川市、東京都立川市、東京都三鷹市、東京都府中市、東京都小金井市、東京都日野市、東京都東村山市、東京都国分寺市、東京都福生市、東京都羽村市、東京都あきる野市	告示別表第一の0221368の項及び0221369の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道浦幌町、岩手県大槌町、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、長野県飯田市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、大阪府四條畷市、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県八代市、熊本県玉名市、熊本県玉東町、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第一の0220057の項、0220077の項、0220099の項、0220101の項、0220105の項、0220130の項、0220149の項、0220165の項、0220173の項、0221388の項及び0221389の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0220171の項、0220184の項、0220201の項、0220708の項及び0220712の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道豊頃町、山形県鶴岡市、山形県最上町、茨城県龍ケ崎市、茨城県常総市、埼玉県行田市、埼玉県上尾市、埼玉県蓮田市、石川県珠洲市、山梨県富士吉田市、山梨県大月市、山梨県南アルプス市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県富士河口湖町、愛知県犬山市、京都府福知山市、京都府宮津市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府京丹波町、京都府与謝野町、大阪府貝塚市、大阪府門真市、大阪府阪南市、兵庫県相生市、奈良県大和高田市、島根県江津市、島根県奥出雲町、岡山県矢掛町、徳島県徳島市、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県三好市、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県北島町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、徳島県東みよし町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県宇多津町、香川県綾川町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県室戸市、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県四万十市、高知県芸西村、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県いの町、高知県中土佐町、高知県椿原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県黒潮町、福岡県太宰府市、長崎県島原市、長崎県時津町、大分県玖珠町	告示別表第一の0220130の項及び0221369の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道和寒町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道遠別町、北海道日高町、北海道浦河町、北海道様似町、宮城県塩竈市、秋田県横手市、秋田県潟上市、東京都中野区、東京都豊島区、神奈川県横須賀市、静岡県浜松市、静岡県焼津市、愛知県豊橋市、三重県いなべ市、大阪府大東市、大阪府河南町、兵庫県川西市、愛媛県四国中央市、宮崎県宮崎市	告示別表第一の0220005の項、0220075の項、0220099の項、0220101の項、0220122の項、0220127の項、0220130の項、0221192の項及び0221203の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0220206の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道東神楽町、北海道湧別町、岩手県葛巻町、岩手県住田町、岩手県普代村、宮城県山元町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、栃木県真岡市、群馬県上野村、群馬県神流町、千葉県流山市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県いすみ市、千葉県神崎町、新潟県弥彦村、長野県小川村、奈良県大淀町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、岡山県瀬戸内市、広島県廿日市市、広島県安芸太田町、広島県北広島町、高知県東洋町、福岡県鞍手町、佐賀県武雄市、佐賀県嬉野市、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、熊本県小国町、熊本県錦町、宮崎県都農町、鹿児島県大崎町	告示別表第一の0220089の項、0220122の項、0220124の項、0220130の項、0220165の項、0221368の項及び0221369の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0220199の項、0220208の項及び0220211の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

茨城県水戸市、群馬県高崎市、群馬県伊勢崎市、群馬県沼田市、群馬県渋川市、群馬県富岡市、群馬県吉岡町、群馬県南牧村、群馬県片品村、群馬県川場村、群馬県昭和村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、埼玉県熊谷市、埼玉県所沢市、埼玉県春日部市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県桶川市、東京都立川市、東京都三鷹市、東京都府中市、東京都小金井市、東京都日野市、東京都東村山市、東京都国分寺市、東京都福生市、東京都羽村市、東京都あきる野市	告示別表第一の0221391の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道士別市、秋田県横手市、秋田県潟上市、東京都中野区、東京都豊島区、東京都武蔵野市、神奈川県横須賀市、静岡県浜松市、三重県いなべ市、宮崎県宮崎市	告示別表第一の0220130の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0220206の項、0220732の項及び0220733の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道士別市、秋田県横手市、秋田県潟上市、東京都中野区、東京都豊島区、石川県金沢市、福井県福井市、福井県あわら市、福井県坂井市、福井県永平寺町、静岡県浜松市、静岡県焼津市、静岡県函南町、愛知県豊橋市、三重県いなべ市、兵庫県川西市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第一の0220005の項、0220044の項、0220099の項、0220101の項、0220122の項、0220127の項、0220130の項、0221189の項、0221190の項、0221192の項及び0221203の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0220206の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道函館市、北海道旭川市、福島県福島市、東京都港区、東京都江東区、東京都足立区、東京都青梅市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府寝屋川市、大分県大分市	告示別表第一の0221189の項、0221190の項、0221310の項及び0221315の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
茨城県水戸市、群馬県高崎市、群馬県伊勢崎市、群馬県沼田市、群馬県渋川市、群馬県富岡市、群馬県吉岡町、群馬県南牧村、群馬県片品村、群馬県川場村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、埼玉県熊谷市、埼玉県所沢市、埼玉県春日部市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県桶川市、東京都三鷹市、東京都府中市、東京都小金井市、東京都日野市、東京都東村山市、東京都国分寺市、東京都福生市、東京都羽村市、東京都あきる野市	告示別表第一の0221310の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
青森県五所川原市、千葉県富里市、東京都昭島市、大阪府和泉市、奈良県生駒市、鹿児島県鹿児島市	告示別表第三の所得状況届の提出に関するご案内、障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届及び特別障害者手当所得状況届に関する帳票要件
北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道和寒町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道遠別町、北海道日高町、北海道浦河町、北海道様似町、宮城県塩竈市、秋田県横手市、秋田県大館市、秋田県潟上市、秋田県北秋田市、東京都中野区、東京都豊島区、東京都武蔵野市、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県あわら市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県おおい町、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、愛知県豊橋市、三重県いなべ市、大阪府大東市、大阪府河南町、兵庫県川西市、愛媛県四国中央市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第三の医師意見書作成料請求書に関する帳票要件
北海道函館市、北海道旭川市、福島県福島市、群馬県前橋市、東京都港区、東京都江東区、東京都品川区、東京都足立区、東京都青梅市、東京都東久留米市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府寝屋川市、大分県大分市	告示別表第三の再認定通知書、国制度手当に関する支払通知書、自立支援医療（更生医療）支給認定取消通知書及び自立支援医療（育成医療）支給認定取消通知書に関する帳票要件
北海道浦幌町、岩手県大槌町、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、長野県飯田市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、大阪府四條畷市、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県八代市、熊本県玉名市、熊本県玉東町、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西	告示別表第三の障害福祉サービス受給者証、通所受給者証に関する帳票要件

之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町

北海道北見市、北海道網走市、北海道稚内市、北海道江別市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道富良野市、北海道北広島市、北海道松前町、北海道知内町、北海道上砂川町、北海道北竜町、北海道剣淵町、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道猿払村、北海道豊富町、北海道美幌町、北海道雄武町、北海道平取町、北海道新ひだか町、北海道豊頃町、北海道足寄町、北海道浦幌町、北海道厚岸町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、青森県田子町、岩手県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県岩手町、岩手県矢巾町、宮城県塩竈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県大郷町、宮城県富谷市、宮城県大衡村、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県東成瀬村、山形県長井市、山形県南陽市、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県遊佐町、福島県須賀川市、福島県伊達市、福島県古殿町、栃木県宇都宮市、埼玉県飯能市、埼玉県久喜市、埼玉県吉川市、千葉県船橋市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県芝山町、東京都新宿区、東京都文京区、東京都大田区、東京都狛江市、神奈川県横須賀市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県出雲崎町、新潟県関川村、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県越前町、山梨県中央市、福井県永平寺町、福井県南越前町、福井県おおい町、山梨県中央市、福井県坂井市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県鯖江市、福井県越前町、山梨県中央市、長野県佐久穂町、長野県長和町、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県泰阜村、長野県豊丘村、長野県木祖村、長野県生坂村、長野県木島平村、愛知県豊橋市、愛知県瀬戸市、愛知県豊川市、愛知県西尾市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知県岩倉市、愛知県田原市、愛知県武豊町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、愛知県三重県桑名市、滋賀県大津市、京都府福知山市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府長岡京市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、大阪府茨木市、大阪府和泉市、兵庫県神戸市、兵庫県伊丹市、兵庫県佐用町、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県上牧町、広島県三原市、広島県世羅町、山口県下関市、徳島県徳島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県上勝町、徳島県北島町、徳島県藍住町、香川県観音寺市、香川県さぬき市、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県内子町、福岡県筑前町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、佐賀県佐賀市、長崎県雲仙市、沖縄県那覇市

○内閣府　厚生労働省告示第七号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（令和八年内閣府・厚生労働省令第十六号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する障害者福祉システム及び内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める日を次のように定める。

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムは、別表の左欄に掲げる地方公共団体の利用する障害者福祉システムとし、同欄に掲げる地方公共団体に係る内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表

地方公共団体	適用日
北海道北見市、北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道斜里町、北海道本別町、北海道雨竜町、北海道岩見沢市、北海道八戸市、青森県青森市、青森県黒石市、青森県六ヶ所村、青森県おいらせ町、青森県風間浦村、岩手県釜石市、岩手県紫波町、宮城県岩沼市、秋田県秋田市、秋田県由利本荘市、秋田県湯沢市、福島県会津若松市、埼玉県川越市、埼玉県加須市、埼玉県蕨市、埼玉県富士見市、埼玉県ふじみ野市、千葉県銚子市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県木更津市、千葉県市原市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県八網白里市、千葉県九十九里町、東京都文京区、東京都台東区、東京都江東区、東京都大田区、東京都世田谷区、東京都杉並区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都町田市、東京都小平市、東京都国立市、東京都東大和市、東京都瑞穂町、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、神奈川県相模原市、神奈川県藤沢市、神奈川県小田原市、神奈川県大和市、新潟県新潟市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、富山県白山市、福井県敦賀市、福井県若狭町、山梨県甲府市、山梨県忍野村、長野県長和町、長野県佐久穂町、長野県軽井沢町、長野県生坂村、長野県木島平村、岐阜県美濃市、岐阜県関市、岐阜県高山市、岐阜県大垣市、岐阜県瑞浪市、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、静岡県小山町、愛知県豊橋市、愛知県豊田市、愛知県岡崎市、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県碧南市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県犬山市、愛知県常滑市、愛知県江南市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県岩倉市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県愛西市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県弥富市、愛知県みよし市、愛知県あま市、愛知県長久手市、愛知県東郷町、愛知県豊山町、愛知県大口町、愛知県扶桑町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県南知多町、愛知県美浜町、愛知県武豊町、愛知県幸田町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県名張市、三重県尾鷲市、三重県亀山市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県朝日町、三重県川越町、三重県多気町、三重県明和町、三重県大台町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀北町、三重県御浜町、三重県紀宝町、滋賀県大津市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、滋賀県米原市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、京都府京都市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府井手町、京都府宇治田原町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、大阪府茨木市、大阪府八尾市、大阪府富田林市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府松原市、大阪府大東市、大阪府和泉市、大阪府箕面市、大阪府柏原市、大阪府羽曳野市、大阪府門真市、大阪府摂津市、大阪府高石市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、兵庫県神戸市、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、兵庫県三木市、兵庫県高砂市、兵庫県川西市、兵庫県小野市、兵庫県三田市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県淡路市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県猪名川町、兵庫県多可町、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県神河町、兵庫県上郡町、兵庫県佐用町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県御所市、奈良県生駒市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県宇陀市、奈良県山添村、奈良県平群町、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県三宅町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県御杖村、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県上牧町、奈良県王寺町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県吉野町、奈良県大淀町、奈良県下市町、奈良県黒滝村、奈良県天川村、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県橋本市、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県紀美野町、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県高野町、和歌山県湯浅町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県日高町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県上富田町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県古座川町、和歌山県北山村、和歌山県串本町、鳥取県鳥取市、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県琴浦町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県伯耆町、鳥取県日南町、鳥取県日野町、鳥取県江府町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県出雲市、島根県益田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県井原市、岡山県総社市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県里庄町、岡山県矢掛町、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県西粟倉村、岡山県久米南町、岡山県美咲町、岡山県吉備中央町、広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県三次市、広島県庄原市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県安芸高田市、広島県江田島市、広島県府中町、広島県海田町、広島県熊野町、広島県坂町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県長門市、山口県柳井市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、山口県阿武町、徳島県徳島市、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県阿波市、徳島県美馬市、徳島県三好市、徳島県勝浦町、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県松茂町、徳島県北島町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県綾川町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県松前町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、愛媛県伊方町、愛媛県松野町、愛媛県鬼北町、愛媛県愛南町、高知県高知市、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県宿毛市、高知県土佐清水市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、高知県東洋町、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県佐川町、高知県越知町、高知県檮原町、高知県日高村、高知県津野町、高知県四万十町、高知県大月町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県柳川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県中間市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県嘉麻市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県吉富町、福岡県上毛町、福岡県築上町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、熊本県熊本市、熊本県八代市、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県宇城市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県合志市、熊本県美里町、熊本県玉東町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県錦町、熊本県多良木町、熊本県湯前町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県五木村、熊本県球磨村、熊本県あさぎり町、熊本県苓北町、大分県大分市、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、大分県玖珠町、宮崎県宮崎市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県日向市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県門川町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、宮崎県五ヶ瀬町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	

告示別表第一の0220010の項、0220030の項、0221284の項、0221366の項、0221367の項、0221371の項、0221379の項、0221381の項及び0228061の項の機能要件の欄に掲げる帳票要件並びに告示別表第二の0220968の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

※健康管理システム（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムをいう。）として整備するもの

岐阜県羽島市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県養老町、岐阜県神戸町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県白川村、静岡県静岡市、静岡県三島市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県裾野市、静岡県湖西市、静岡県菊川市、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県新城市、愛知県知立市、愛知県高浜市、愛知県岩倉市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県弥富市、愛知県あま市、愛知県長久手市、愛知県東郷町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県美浜町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県大津市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府井手町、京都府宇治田原町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、京都府伊根町、大阪府泉大津市、大阪府茨木市、大阪府八尾市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県高砂市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県淡路市、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県奈良市、奈良県大和郡山市、奈良県桜井市、奈良県御所市、奈良県斑鳩町、奈良県御杖村、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県飯南町、岡山県倉敷市、岡山県笠岡市、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県呉市、広島県三原市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県田布施町、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県松茂町、香川県高松市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三豊市、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県岡垣町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県熊本市、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県菊池市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県芗北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県竹田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県伊江村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	令和９年４月１日
北海道札幌市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道岩見沢市、北海道苫小牧市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、宮城県仙台市、山形県米沢市、福島県いわき市、福島県須賀川市、福島県伊達市、福島県会津美里町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、栃木県宇都宮市、栃木県大田原市、埼玉県川口市、埼玉県東松山市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県戸田市、埼玉県久喜市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、千葉県市川市、千葉県松戸市、千葉県八千代市、千葉県浦安市、東京都新宿区、東京都墨田区、東京都目黒区、東京都北区、東京都荒川区、東京都調布市、東京都狛江市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都稲城市、東京都西東京市、神奈川県川崎市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、神奈川県逗子市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、石川県加賀市、石川県かほく市、山梨県昭和町、長野県長野市、長野県松本市、静岡県御前崎市、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県清須市、愛知県みよし市、三重県津市、三重県四日市市、三重県亀山市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、大阪府豊中市、大阪府吹田市、大阪府高槻市、大阪府枚方市、大阪府泉佐野市、大阪府羽曳野市、大阪府高石市、大阪府東大阪市、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県伊丹市、兵庫県宝塚市、兵庫県市川町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県山添村、和歌山県和歌山市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県湯浅町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県北山村、島根県松江市、広島県三次市、広島県東広島市、愛媛県松山市、福岡県北九州市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町	令和10年４月１日
福島県郡山市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、千葉県船橋市、東京都中央区、東京都渋谷区、神奈川県伊勢原市、長野県上田市、静岡県沼津市、静岡県島田市、静岡県袋井市、愛知県豊田市、愛知県東海市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、鳥取県鳥取市、島根県雲南市、岡山県岡山市、広島県福山市	令和11年４月１日
北海道室蘭市、北海道登別市、北海道伊達市、岩手県盛岡市、宮城県加美町、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、愛知県刈谷市、京都府京都市、大阪府守口市、大阪府富田林市、大阪府藤井寺市、大阪府交野市、兵庫県豊岡市、鳥取県倉吉市、広島県広島市、広島県府中町、福岡県福岡市、大分県別府市	令和12年４月１日
宮城県村田町、埼玉県本庄市、神奈川県横浜市、神奈川県茅ヶ崎市、石川県小松市、大阪府大阪市、大阪府池田市、大阪府泉南市、山口県下関市、長崎県長崎市	令和13年４月１日

○総務省・デジタル庁告示第三十二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令第三条第一号の規定に基づき基本データリストを定める告示（令和八年デジタル庁・総務省告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

別表第二十八の023016２0の項を次のように改める。

023	01620	居住費負担多床室限度額決定額	負担限度額認定情報			S9	16	任意	決定した居住費負担額（多床室）の限度額	・令和８年７月までの場合に設定 ・令和８年８月以降の場合かつ0230159２が「２:旧措置入所者」かつ0230160８が「02:認定」の場合は出力すること ・限度額を設定しないケースにおいてはNを出力すること	◎	×

別表第二十八の023016２0の項の次に次の三項を加える。

023	04647	居住費負担多床室Ⅰ（特養等）限度額決定額	負担限度額認定情報			S9	16	任意	決定した居住費負担額（多床室Ⅰ（特養等））の限度額	・令和８年８月以降の場合に設定 ・0230159２が「1:通常の受給者」かつ0230160８が「02:認定」の場合は出力すること ・限度額を設定しないケースにおいてはNを出力すること	◎	×
023	04648	居住費負担多床室Ⅱ（老健・医療院）限度額決定額	負担限度額認定情報			S9	16	任意	決定した居住費負担額（多床室Ⅱ（老健・医療院））の限度額	・令和８年８月以降の場合に設定 ・0230159２が「1:通常の受給者」かつ0230160８が「02:認定」の場合は出力すること ・限度額を設定しないケースにおいてはNを出力すること	◎	×
023	04649	居住費負担多床室Ⅲ（老健・医療院等）限度額決定額	負担限度額認定情報			S9	16	任意	決定した居住費負担額（多床室Ⅲ（老健・医療院等））の限度額	・令和８年８月以降の場合に設定 ・0230159２が「1:通常の受給者」かつ0230160８が「02:認定」の場合は出力すること ・限度額を設定しないケースにおいてはNを出力すること	◎	×

別表第二十八の023022５7の項及び023022５8の項を次のように改める。

023	02257	居住費（多床室（特養等））	特定入所者介護サービス費負担限度額情報			S9	16	任意	多床室（特養等）の居住費の負担限度額（日額）	令和８年７月までの場合に設定	◎	×
023	02258	居住費（多床室（老健・医療院等））	特定入所者介護サービス費負担限度額情報			S9	16	任意	多床室（老健・医療院等）の居住費の負担限度額（日額）	令和８年７月までの場合に設定	◎	×

別表第二十八の023022５8の項の次に次の三項を加える。

023	04650	居住費（多床室Ⅰ（特養等））	特定入所者介護サービス費負担限度額情報			S9	16	任意	多床室Ⅰ（特養等）の居住費の負担限度額（日額）	令和８年８月以降の場合に設定	◎	×
023	04651	居住費（多床室Ⅱ（老健・医療院））	特定入所者介護サービス費負担限度額情報			S9	16	任意	多床室Ⅱ（老健・医療院）の居住費の負担限度額（日額）	令和８年８月以降の場合に設定	◎	×
023	04652	居住費（多床室Ⅲ（老健・医療院等））	特定入所者介護サービス費負担限度額情報			S9	16	任意	多床室Ⅲ（老健・医療院等）の居住費の負担限度額（日額）	令和８年８月以降の場合に設定	◎	×

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第二百九十四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十四号）第四条及び第五条の規定に基づき、国民健康保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民健康保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（次条において「省令」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項）

第二条　省令第五条の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第二のとおりとする。

（別表第一から別表第三までは、省略し、その関係書類を厚生労働省保険局国民健康保険課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）

○厚生労働省告示第二百九十五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十四号）附則第二条の規定に基づき、同条に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の国民健康保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の国民健康保険システムに係る機能要件の標準は、別表のとおりとする。

二　省令附則第二条の規定により、別表の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準又は帳票要件の標準に係る国民健康保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年厚生労働省告示第二百九十四号。以下「告示」という。）別表第一から別表第三までの適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

別表（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準又は帳票要件の標準
北海道喜茂別町、北海道浦幌町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県柳倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県毛呂山町、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県三芳町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県吉見町、埼玉県毛呂山町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県吉見町、埼玉県毛呂山町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県神崎町、千葉県佐倉市、神奈川県綾瀬市、神奈川県横浜市、神奈川県茅ヶ崎市、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県、裾野市、静岡県西伊豆町、静岡県沼津市、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第一の0240025の項、0240026の項、0240087の項、0240090の項、0240097の項、0240099の項、0242527の項、0242528の項及び0242529の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0240139の項及び0240157の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府宇治田原町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第一の0241231の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

北海道小樽市、北海道北見市、北海道美唄市、北海道福島町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道音更町、北海道足寄町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椊原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、宮崎県小林市、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町	告示別表第一の0241231の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
山形県鶴岡市、福島県福島市、栃木県宇都宮市、東京都文京区、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、香川県高松市、熊本県熊本市	告示別表第一の0240174の項、0240175の項、0240278の項、0240457の項、0240496の項、0240540の項、0241242の項、0241243の項、0241244の項、0241248の項、0241320の項、0241326の項、0241327の項、0241328の項、0241329の項、0241330の項、0241800の項、0241991の項、0242348の項、0242365の項、0242366の項、0242367の項、0242370の項、0242371の項、0242389の項、0242390の項、0242391の項、0242394の項、0242395の項、0242402の項、0242403の項、0242407の項、0242408の項、0242413の項、0242414の項、0242415の項、0242419の項、0242533の項、0242558の項、0242612の項、0242834の項及び0242844の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0240229の項、0240336の項、0240347の項、0240530の項、0242500の項、0242501の項、0242502の項、0242503の項及び0242830の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
山形県鶴岡市、福島県福島市、栃木県宇都宮市、東京都文京区、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、香川県高松市、熊本県熊本市	告示別表第三の国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用認定証（若年者）、国民健康保険限度額適用認定証（高齢者）、特定同一世帯所属者証明書、国民健康保険料（税）の賦課資料について（照会）、国民健康保険料（税）に関する所得申告書、国民健康保険資格確認書（必須記載事項のみ）（カード）、国民健康保険資格確認書（任意記載事項あり）（カード）、国民健康保険資格確認書（特別療養）（必須記載事項のみ）（カード）、国民健康保険資格確認書（必須記載事項のみ）（はがき）、国民健康保険資格確認書（任意記載事項あり）（はがき）、国民健康保険資格確認書（特別療養）（必須記載事項のみ）（はがき）、国民健康保険資格確認書（必須記載事項のみ）（Ａ４）、国民健康保険資格確認書（任意記載事項あり）（Ａ４）、国民健康保険資格確認書（特別療養）（必須記載事項のみ）（Ａ４）、資格情報のお知らせ及び資格情報のお知らせ（特別療養）に関する帳票要件

○厚生労働省告示第二百九十六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十四号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する国民健康保険システム及び厚生労働大臣が定める日を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十四条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する国民健康保険システムは、別表の左欄に掲げる地方公共団体の利用する国民健康保険システムとし、同欄に掲げる地方公共団体に係る厚生労働大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表

地方公共団体	適用日
北海道滝川市、青森県黒石市、青森県中泊町、青森県六戸町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、岩手県岩手町、秋田県秋田市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県いわき市、福島県石川町、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県加須市、埼玉県蕨市、埼玉県久喜市、埼玉県富士見市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県八千代市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都江東区、東京都中野区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都八王子市、東京都昭島市、東京都狛江市、東京都日の出町、神奈川県横浜市、神奈川県相模原市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県忍野村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県御殿場市、静岡県湖西市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県みよし市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府宇治市、京都府城陽市、京都府久御山町、大阪府堺市、大阪府吹田市、大阪府藤井寺市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県相生市、兵庫県西脇市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県大和郡山市、奈良県大淀町、奈良県天川村、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県飯南町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県安芸高田市、山口県山口市、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県阿南市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県松茂町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県松山市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県北九州市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県伊万里市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県菊陽町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県錦町、熊本県苓北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市	令和９年４月１日
北海道札幌市、北海道苫小牧市、北海道江別市、宮城県山元町、福島県伊達市、福島県会津美里町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県東松山市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県八潮市、埼玉県吉川市、千葉県市川市、千葉県松戸市、東京都港区、東京都目黒区、東京都杉並区、東京都東村山市、神奈川県横須賀市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県新潟市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、山梨県昭和町、静岡県伊東市、愛知県豊明市、愛知県日進市、三重県津市、滋賀県大津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、京都府宮津市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府木津川市、京都府精華町、大阪府泉佐野市、大阪府高石市、大阪府東大阪市、兵庫県神戸市、兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県北山村、島根県雲南市、広島県三次市、福岡県嘉麻市、福岡県桂川町、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町	令和10年４月１日
宮城県仙台市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県入間市、埼玉県幸手市、千葉県千葉市、東京都世田谷区、神奈川県川崎市、静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、京都府綾部市、京都府亀岡市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、京都府南山城村、大阪府忠岡町、兵庫県赤穂市、鳥取県鳥取市、広島県広島市、広島県三原市、広島県世羅町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、長崎県新上五島町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県南小国町、熊本県水上村、宮崎県高千穂町、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	令和11年４月１日

宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、京都府京都市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、福岡県福岡市	令和12年４月１日
宮城県村田町、埼玉県本庄市、大阪府大阪市、鹿児島県南さつま市	令和13年４月１日

○厚生労働省告示第二百九十七号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十五号）第四条及び第五条の規定に基づき、後期高齢者支援システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

令和八年八月七日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

後期高齢者支援システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（次条において「省令」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項）

第二条　省令第五条の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第二のとおりとする。

（別表第一から別表第三までは、省略し、その関係書類を厚生労働省保険局高齢者医療課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）

○厚生労働省告示第二百九十八号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十五号）附則第二条の規定に基づき、同条に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の後期高齢者支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準を次のように定める。

令和八年八月七日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（次号において「省令」という。）附則第二条に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の後期高齢者支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準は、別表のとおりとする。

二　省令附則第二条の規定により、別表の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準又は帳票要件の標準に係る後期高齢者支援システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年厚生労働省告示第二百九十七号。以下「告示」という。）別表第一から別表第三までの適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

別表（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準又は帳票要件の標準
東京都大田区、東京都中野区、東京都昭島市	告示別表第一の0250032の項、0250251の項、0250303の項及び0250312の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道日高町、北海道平取町、北海道浦河町、北海道様似町、青森県十和田市、宮城県大郷町、秋田県大館市、秋田県潟上市、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県市原市、東京都品川区、東京都豊島区、東京都大島町、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県あわら市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前市、福井県敦賀市、静岡県伊東市、静岡県函南町、愛知県豊橋市、三重県いなべ市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、大阪府河南町、兵庫県相生市、奈良県奈良市、奈良県黒滝村、和歌山県上北山村、岡山県倉敷市、徳島県小松島市、香川県三木町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第一の0250008の項、0250009の項、0250010の項、0250017の項、0250038の項、0250100の項、0250101の項、0250118の項、0250147の項、0250159の項、0250177の項、0250185の項、0250194の項、0250202の項、0250211の項、0250220の項、0250222の項、0250224の項、0250231の項、0250233の項、0250246の項、0250248の項、0250251の項、0250254の項、0250258の項、0250270の項、0250271の項、0250275の項、0250276の項、0250278の項、0250280の項、0250286の項、0250307の項、0250310の項、0250314の項、0250330の項、0250365の項、0250462の項、0250482の項及び0250488の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0250192の項、0250193の項、0250213の項、0250225の項、0250227の項、0250237の項、0250263の項、0250318の項及び0250460の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第一の0250008の項、0250009の項、0250010の項、0250030の項及び0250052の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0250072の項及び0250087の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道千歳市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道積丹町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道新冠町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、青森県五戸町、青森県階上町、岩手県盛岡市、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、岩手県雫石町、岩手県葛巻町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県軽米町、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、秋田県横手市、秋田県男鹿市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、秋田県にかほ市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県郡山市、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県古殿町、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、茨城県牛久市、埼玉県さいたま市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、東京都港区、東京都台東区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県名古屋市、愛知県瀬戸市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県名張市、三重県熊野市、三重県伊賀市、三重県玉城町、三重県紀宝町、大阪府豊中市、大阪府河内長野市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県三郷町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県坂出市、香川県直島町、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県大洲市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県豊前市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、大分県大分市、大分県別府市、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町	告示別表第一の0250009の項、0250010の項、0250101の項、0250180の項、0250211の項、0250224の項、0250325の項及び0250340の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0250179の項及び0250318の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第一の0250009の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0250073の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	告示別表第一の0250009の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0250073の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道函館市、福島県福島市、東京都文京区、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、香川県高松市	告示別表第一の0250010の項及び0250365の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
東京都大田区、東京都中野区、東京都昭島市	告示別表第三の後期高齢者医療保険料口座振替開始（変更）のお知らせ、後期高齢者医療保険料納付証明書及び後期高齢者医療保険料納付額証明書に関する帳票要件

北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道日高町、北海道平取町、北海道浦河町、北海道様似町、青森県十和田市、宮城県大郷町、秋田県大館市、秋田県潟上市、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県市原市、東京都品川区、東京都豊島区、東京都大島町、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県函南町、愛知県豊橋市、三重県いなべ市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、大阪府河南町、兵庫県相生市、奈良県奈良市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、島根県出雲市、岡山県倉敷市、徳島県小松島市、香川県三木町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第三の保険料額決定通知書兼納入通知書兼特別徴収開始通知書、保険料額決定（変更）通知書兼納入通知書兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書、後期高齢者医療保険料口座振替開始（変更）のお知らせ、納付書、連帳納付書、後期高齢者医療保険料口座振替不能通知書、後期高齢者医療保険料還付請求書、後期高齢者医療保険料納付額証明書、後期高齢者医療保険料督促状、口座振替不能通知書・督促状・催告書兼納付書、口座振替不能通知書兼納付書及び後期高齢者医療保険料督促状兼納付書に関する帳票要件
北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道千歳市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道積丹町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道新冠町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、青森県五戸町、青森県階上町、岩手県盛岡市、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、岩手県雫石町、岩手県葛巻町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県軽米町、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、秋田県横手市、秋田県男鹿市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、秋田県にかほ市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県郡山市、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県古殿町、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、茨城県牛久市、埼玉県さいたま市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、東京都港区、東京都台東区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県名古屋市、愛知県瀬戸市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県名張市、三重県熊野市、三重県伊賀市、三重県玉城町、三重県紀宝町、大阪府豊中市、大阪府河内長野市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県三郷町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県坂出市、香川県直島町、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県大洲市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県豊前市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、大分県大分市、大分県別府市、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町	告示別表第三の保険料額決定通知書兼納入通知書兼特別徴収開始通知書、保険料額決定（変更）通知書兼納入通知書兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書及び連帳納付書に関する帳票要件

○厚生労働省告示第二百九十九号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十五号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する後期高齢者支援システム及び厚生労働大臣が定める日を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する後期高齢者支援システムは、別表の左欄に掲げる地方公共団体の利用する後期高齢者支援システムとし、同欄に掲げる地方公共団体に係る厚生労働大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表

地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県八戸市、青森県黒石市、青森県五所川原市、青森県平内町、青森県中泊町、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、青森県南部町、青森県新郷村、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、宮城県塩竈市、秋田県秋田市、秋田県由利本荘市、福島県新地町、埼玉県川越市、埼玉県川口市、埼玉県加須市、埼玉県蕨市、埼玉県富士見市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都江東区、東京都世田谷区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都八王子市、東京都町田市、東京都国立市、東京都狛江市、東京都日の出町、神奈川県相模原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県出雲崎町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県忍野村、長野県松本市、長野県佐久穂町、長野県長和町、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県泰阜村、長野県豊丘村、長野県生坂村、長野県木島平村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県静岡市、静岡県御殿場市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知立市、愛知県みよし市、愛知県東郷町、愛知県大治町、愛知県武豊町、三重県四日市市、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県川越町、三重県多気町、三重県明和町、三重県大台町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県大津市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、京都府宇治市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府吹田市、大阪府枚方市、大阪府茨木市、大阪府箕面市、大阪府藤井寺市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県神戸市、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県三田市、兵庫県加西市、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県大和郡山市、奈良県宇陀市、奈良県大淀町、奈良県天川村、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県飯南町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県下関市、山口県山口市、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県徳島市、徳島県阿南市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県松茂町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三豊市、香川県綾川町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県苓北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県伊江村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	令和９年４月１日
北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道岩見沢市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、宮城県大河原町、宮城県山元町、山形県米沢市、山形県東根市、福島県いわき市、福島県伊達市、福島県会津美里町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県所沢市、埼玉県東松山市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県久喜市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、千葉県市川市、千葉県松戸市、千葉県八千代市、東京都目黒区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都調布市、東京都西東京市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、石川県加賀市、石川県かほく市、山梨県昭和町、長野県長野市、静岡県湖西市、愛知県一宮市、愛知県知多市、愛知県豊明市、愛知県日進市、三重県津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、大阪府高槻市、大阪府泉佐野市、大阪府高石市、大阪府東大阪市、兵庫県洲本市、兵庫県高砂市、兵庫県市川町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県北山村、島根県松江市、広島県三次市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県小竹町、福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町	令和10年４月１日
宮城県仙台市、福島県会津若松市、栃木県足利市、埼玉県入間市、千葉県千葉市、東京都中央区、東京都東村山市、神奈川県川崎市、神奈川県伊勢原市、新潟県新潟市、静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、愛知県東海市、和歌山県田辺市、鳥取県鳥取市、島根県雲南市、岡山県岡山市、広島県広島市、福岡県北九州市	令和11年４月１日
北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、京都府京都市、大阪府富田林市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県東広島市、広島県府中町、福岡県福岡市	令和12年４月１日
宮城県村田町、埼玉県本庄市、千葉県浦安市、神奈川県横浜市、神奈川県茅ヶ崎市、石川県小松市、大阪府大阪市	令和13年４月１日

○厚生労働省告示第三百号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十六号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の生活保護システム及びレセプト管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の生活保護システム及びレセプト管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準は、別表のとおりとする。

二　省令附則第二条第一項の規定により、別表の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準又は帳票要件の標準に係る生活保護システム及びレセプト管理システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年厚生労働省告示第三百二号。以下「告示」という。）別表第一から別表第六までの適合基準日については、令和十一年四月一日とする。

三　省令附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体は、次のとおりとする。

北海道千歳市、青森県三沢市、青森県つがる市、岩手県、岩手県盛岡市、岩手県遠野市、岩手県陸前高田市、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、秋田県潟上市、秋田県北市、山形県寒河江市、山形県村山市、福島県郡山市、福島県本宮市、茨城県常総市、茨城県守谷市、茨城県筑西市、栃木県宇都宮市、群馬県高崎市、群馬県伊勢崎市、群馬県沼田市、群馬県渋川市、群馬県藤岡市、群馬県富岡市、埼玉県東松山市、埼玉県春日部市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県桶川市、埼玉県蓮田市、埼玉県鶴ヶ島市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、東京都千代田区、東京都墨田区、東京都江東区、東京都足立区、東京都三鷹市、東京都府中市、東京都昭島市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都国分寺市、東京都清瀬市、東京都あきる野市、神奈川県横須賀市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県秦野市、神奈川県座間市、新潟県長岡市、新潟県湯沢町、長野県駒ヶ根市、岐阜県美濃加茂市、静岡県浜松市、静岡県焼津市、静岡県袋井市、愛知県瀬戸市、愛知県江南市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、三重県桑名市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府高石市、兵庫県伊丹市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、奈良県三郷町、島根県益田市、島根県大田市、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県赤磐市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県府中市、広島県三次市、広島県庄原市、広島県大竹市、広島県海田町、広島県熊野町、広島県坂町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、広島県神石高原町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県柳井市、山口県周南市、徳島県阿波市、香川県高松市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、愛媛県、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県東温市、高知県高知市、高知県土佐市、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、福岡県北九州市、福岡県大牟田市、福岡県筑紫野市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県みやま市、福岡県糸田町、佐賀県佐賀市、佐賀県武雄市、長崎県長崎市、長崎県雲仙市、大分県別府市、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県薩摩川内市、沖縄県南城市

別表（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準又は帳票要件の標準
北海道函館市、北海道小樽市、北海道旭川市、北海道室蘭市、北海道帯広市、北海道北見市、北海道夕張市、北海道岩見沢市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道稚内市、北海道美唄市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道三笠市、北海道根室市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道北斗市、青森県弘前市、青森県黒石市、青森県五所川原市、青森県十和田市、青森県平川市、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県久慈市、岩手県一関市、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県大崎市、宮城県富谷市、秋田県能代市、秋田県横手市、秋田県大館市、秋田県男鹿市、秋田県湯沢市、秋田県鹿角市、秋田県由利本荘市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、山形県山形市、山形県米沢市、山形県鶴岡市、山形県酒田市、山形県上山市、山形県長井市、山形県天童市、山形県東根市、山形県尾花沢市、山形県南陽市、福島県福島市、福島県会津若松市、福島県喜多方市、福島県相馬市、福島県二本松市、福島県伊達市、福島県桑折町、茨城県日立市、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県結城市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県坂東市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県つくばみらい市、茨城県小美玉市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県河内町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、茨城県利根町、栃木県宇都宮市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県小山市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、群馬県前橋市、群馬県桐生市、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市、群馬県沼田市、群馬県館林市、群馬県渋川市、群馬県藤岡市、群馬県富岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、埼玉県川越市、埼玉県川口市、埼玉県行田市、埼玉県所沢市、埼玉県加須市、埼玉県本庄市、埼玉県東松山市、埼玉県春日部市、埼玉県狭山市、埼玉県羽生市、埼玉県鴻巣市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県和光市、埼玉県新座市、埼玉県桶川市、埼玉県久喜市、埼玉県北本市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県蓮田市、埼玉県坂戸市、埼玉県幸手市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県白岡市、千葉県千葉市、千葉県銚子市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県館山市、千葉県木更津市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県勝浦市、千葉県市原市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県我孫子市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、千葉県富津市、千葉県浦安市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県山武市、千葉県いすみ市、千葉県大網白里市、千葉県酒々井町、千葉県栄町、千葉県神崎町、千葉県多古町、千葉県東庄町、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県横芝光町、千葉県一宮町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県白子町、千葉県長柄町、千葉県長南町、千葉県大多喜町、千葉県御宿町、千葉県鋸南町、東京都千代田区、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都文京区、東京都台東区、東京都墨田区、東京都江東区、東京都品川区、東京都目黒区、東京都大田区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都豊島区、東京都北区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都青梅市、東京都府中市、東京都昭島市、東京都調布市、東京都町田市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都東村山市、東京都国分寺市、東京都国立市、東京都福生市、東京都狛江市、東京都東大和市、東京都清瀬市、東京都東久留米市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都稲城市、東京都羽村市、東京都あきる野市、東京都西東京市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、神奈川県藤沢市、神奈川県小田原市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県逗子市、神奈川県三浦市、神奈川県秦野市、神奈川県厚木市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県寒川町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、新潟県新潟市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県新発田市、新潟県小千谷市、新潟県加茂市、新潟県十日町市、新潟県見附市、新潟県村上市、新潟県燕市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県上越市、新潟県阿賀野市、新潟県佐渡市、新潟県魚沼市、新潟県南魚沼市、新潟県胎内市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県田上町、新潟県阿賀町、新潟県出雲崎町、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、富山県射水市、石川県金沢市、石川県七尾市、石川県小松市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県加賀市、石川県羽咋市、石川県かほく市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、福井県福井市、福井県敦賀市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県美浜町、福井県高浜町、福井県おおい町、福井県若狭町、山梨県甲府市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県北杜市、山梨県甲斐市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県中央市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県昭和町、山梨県道志村、山梨県西桂町、山梨県忍野村、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県長野市、長野県松本市、長野県上田市、長野県岡谷市、長野県飯田市、長野県諏訪市、長野県須坂市、長野県小諸市、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県中野市、長野県大町市、長野県飯山市、長野県茅野市、長野県塩尻市、長野県佐久市、長野県千曲市、長野県東御市、長野県安曇野市、長野県小海町、長野県川上村、長野県南牧村、長野県南相木村、長野県北相木村、長野県佐久穂町、長野県軽井沢町、長野県御代田町、長野県立科町、長野県青木村、長野県長和町、長野県下諏訪町、長野県富士見町、長野県原村、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、長野県松川町、長野県高森町、長野県阿南町、長野県阿智村、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県売木村、長野県天龍村、長野県泰阜村、長野県喬木村、長野県豊丘村、長野県大鹿村、長野県上松町、長野県南木曽町、長野県木祖村、長野県王滝村、長野県大桑村、長野県木曽町、長野県麻績村、長野県生坂村、長野県山形村、長野県朝日村、長野県筑北村、長野県池田町、長野県松川町、長野県白馬村、長野県小谷村、長野県坂城町、長野県小布施町、長野県高山村、長野県山ノ内町、長野県木島平村、長野県野沢温泉村、長野県信濃町、長野県小川村、長野県飯綱町、長野県栄村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県多治見市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県養老町、岐阜県垂井町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、静岡県静岡市、静岡県浜松市、静岡県沼津市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県富士宮市、静岡県伊東市、静岡県島田市、静岡県富士市、静岡県磐田市、静岡県焼津市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県御殿場市、静岡県袋井市、静岡県下田市、静岡県裾野市、静岡県湖西市、静岡県伊豆市、静岡県御前崎市、静岡県菊川市、静岡県牧之原市、静岡県東伊豆町、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、静岡県清水町、静岡県長泉町、静岡県小山町、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県名古屋市、愛知県豊橋市、愛知県岡崎市、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県碧南市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県犬山市、愛知県常滑市、愛知県江南市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県岩倉市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県弥富市、愛知県みよし市、愛知県あま市、愛知県長久手市、愛知県東郷町、愛知県豊山町、愛知県大口町、愛知県扶桑町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県南知多町、愛知県美浜町、愛知県武豊町、愛知県一色町、愛知県吉良町、愛知県幡豆町、愛知県幸田町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県津市、三重県四日市市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県名張市、三重県尾鷲市、三重県亀山市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県いなべ市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県多気町、三重県明和町、三重県大台町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀北町、三重県御浜町、三重県紀宝町、滋賀県大津市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、滋賀県米原市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、京都府京都市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府井手町、京都府宇治田原町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府池田市、大阪府吹田市、大阪府泉大津市、大阪府高槻市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府枚方市、大阪府茨木市、大阪府八尾市、大阪府泉佐野市、大阪府富田林市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府松原市、大阪府大東市、大阪府和泉市、大阪府箕面市、大阪府柏原市、大阪府羽曳野市、大阪府門真市、大阪府摂津市、大阪府高石市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、兵庫県神戸市、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県高砂市、兵庫県川西市、兵庫県小野市、兵庫県三田市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県淡路市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県猪名川町、兵庫県多可町、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県神河町、兵庫県上郡町、兵庫県佐用町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県御所市、奈良県生駒市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県宇陀市、奈良県山添村、奈良県平群町、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県三宅町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県御杖村、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県上牧町、奈良県王寺町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県吉野町、奈良県大淀町、奈良県下市町、奈良県黒滝村、奈良県天川村、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県橋本市、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県紀美野町、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県高野町、和歌山県湯浅町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県日高町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県上富田町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県古座川町、和歌山県北山村、和歌山県串本町、鳥取県鳥取市、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県琴浦町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県日南町、鳥取県日野町、鳥取県江府町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県出雲市、島根県益田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県井原市、岡山県総社市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県里庄町、岡山県矢掛町、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県西粟倉村、岡山県久米南町、岡山県美咲町、岡山県吉備中央町、広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県三次市、広島県庄原市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県安芸太田町、広島県北広島町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県長門市、山口県柳井市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県阿武町、徳島県徳島市、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県阿波市、徳島県美馬市、徳島県三好市、徳島県勝浦町、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県松茂町、徳島県北島町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県綾川町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県東温市、愛媛県松前町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、愛媛県伊方町、愛媛県松野町、愛媛県鬼北町、愛媛県愛南町、高知県高知市、高知県土佐市、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、福岡県北九州市、福岡県大牟田市、福岡県筑紫野市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県みやま市、福岡県糸田町、佐賀県佐賀市、佐賀県武雄市、長崎県長崎市、長崎県雲仙市、大分県別府市、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県薩摩川内市、沖縄県南城市	告示別表第一の0210437の項、0210445の項、0210457の項、0210459の項、0210696の項、0210719の項、0210720の項、0210758の項、0210762の項、0210770の項、0210836の項、0210860の項、0210861の項、0210873の項、0210874の項、0210879の項、0210881の項、0210912の項、0210914の項、0211075の項、0211076の項、0211080の項、0211120の項、0211176の項、0211177の項、0211178の項、0211192の項、0211193の項、0211194の項、0211217の項、0211555の項、0211556の項、0211704の項、0211895の項、0211969の項及び0212009の項の欄に掲げる機能要件
福岡県柳川市、福岡県糸島市、長崎県対馬市、鹿児島県垂水市、鹿児島県奄美市	告示別表第一の0210366の項、0210860の項、0210861の項、0211096の項、0211231の項、0211885の項、0211886の項及び0211895の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県坂東市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県つくばみらい市、茨城県小美玉市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、群馬県、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県安中市、群馬県みどり市、埼玉県さいたま市、埼玉県熊谷市、埼玉県行田市、埼玉県秩父市、埼玉県飯能市、埼玉県加須市、埼玉県本庄市、埼玉県鴻巣市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県和光市、埼玉県久喜市、埼玉県北本市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県坂戸市、埼玉県日高市、埼玉県白岡市、埼玉県横瀬町、埼玉県東秩父村、千葉県、千葉県銚子市、千葉県館山市、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県柏市、千葉県勝浦市、千葉県流山市、千葉県我孫子市、千葉県鴨川市、千葉県富津市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、東京都、東京都品川区、東京都大田区、東京都豊島区、東京都青梅市、東京都国立市、東京都福生市、東京都狛江市、東京都東大和市、東京都東久留米市、東京都武蔵村山市、東京都羽村市、東京都西東京市、神奈川県藤沢市、神奈川県逗子市、神奈川県三浦市、神奈川県厚木市、神奈川県伊勢原市、神奈川県海老名市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、新潟県柏崎市、新潟県新発田市、新潟県小千谷市、新潟県加茂市、新潟県十日町市、新潟県村上市、新潟県燕市、新潟県糸魚川市、新潟県阿賀野市、新潟県佐渡市、新潟県南魚沼市、石川県、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、福井県、福井県敦賀市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、山梨県、山梨県甲府市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県北杜市、山梨県甲斐市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県中央市、長野県長野市、長野県松本市、長野県上田市、長野県岡谷市、長野県飯田市、長野県諏訪市、長野県須坂市、長野県小諸市、長野県中野市、長野県大町市、長野県飯山市、長野県茅野市、長野県塩尻市、長野県佐久市、長野県千曲市、長野県東御市、長野県安曇野市、岐阜県、岐阜県多治見市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県瑞穂市、岐阜県郡上市、岐阜県海津市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県富士宮市、静岡県伊東市、静岡県富士市、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県御殿場市、静岡県下田市、静岡県裾野市、静岡県湖西市、静岡県伊豆市、静岡県御前崎市、静岡県伊豆の国市、静岡県牧之原市、愛知県、愛知県豊橋市、愛知県西尾市、愛知県犬山市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県清須市、愛知県弥富市、愛知県長久手市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県鈴鹿市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県いなべ市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県多気町、滋賀県大津市、滋賀県彦根市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、滋賀県米原市、京都府、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府高槻市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府茨木市、大阪府八尾市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府松原市、大阪府大東市、大阪府和泉市、大阪府柏原市、大阪府藤井寺市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府島本町、兵庫県、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、兵庫県川西市、兵庫県三田市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県たつの市、奈良県、奈良県天理市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県御所市、奈良県生駒市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県十津川村、和歌山県海南市、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、鳥取県、鳥取県倉吉市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県南部町、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、島根県浜田市、島根県出雲市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県川本町、島根県美郷町、岡山県、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県総社市、広島県尾道市、広島県廿日市市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県美馬市、徳島県三好市、香川県、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、高知県、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、福岡県田川市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県豊前市、福岡県中間市、佐賀県、佐賀県鹿島市、佐賀県嬉野市、長崎県、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県西海市、大分県大分市、大分県臼杵市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県豊後大野市、大分県由布市、宮崎県宮崎市、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、鹿児島県、鹿児島県出水市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南九州市、鹿児島県姶良市、沖縄県石垣市、沖縄県糸満市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市	告示別表第一の0210366の項、0210860の項、0210861の項、0211096の項、0211231の項、0211885の項、0211886の項及び0211895の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
	告示別表第一の0210012の項、0210134の項、0210142の項、0210143の項、0210149の項、0210231の項、0210234の項、0210242の項、0210420の項、0210421の項、0210423の項、0210448の項、0210452の項、0210539の項、0210543の項、0210547の項、0210577の項、0210615の項、0210652の項、0210661の項、0210669の項、0210676の項、0210693の項、0210694の項、0210696の項、0210732の項、0210744の項、0210750の項、0210761の項、0210762の項、0210766の項、0210767の項、0210770の項、0210771の項、0210773の項、0210775の項、0210776の項、0210777の項、0210778の項、0210785の項、0210788の項、

千葉県船橋市、神奈川県横須賀市、静岡県浜松市、静岡県焼津市、広島県呉市、高知県高知市	0210789の項、0210790の項、0210791の項、0210793の項、0210799の項、0210803の項、0210807の項、0210810の項、0210860の項、0210861の項、0210874の項、0210878の項、0210881の項、0210895の項、0210903の項、0210945の項、0211081の項、0211096の項、0211112の項、0211133の項、0211142の項、0211143の項、0211168の項、0211169の項、0211170の項、0211190の項、0211199の項、0211235の項、0211236の項、0211243の項、0211244の項、0211245の項、0211246の項、0211348の項、0211440の項、0211443の項、0211466の項、0211470の項、0211471の項、0211522の項、0211523の項、0211524の項、0211525の項、0211526の項、0211535の項、0211536の項、0211539の項、0211540の項、0211555の項、0211556の項、0211557の項、0211558の項、0211559の項、0211560の項、0211561の項、0211581の項、0211582の項、0211598の項、0211709の項、0211729の項、0211747の項、0211760の項、0211762の項、0211763の項、0211764の項、0211765の項、0211773の項、0211799の項、0211804の項、0211810の項、0211811の項、0211812の項、0211816の項、0211895の項、0211912の項及び0211966の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道、北海道小樽市、北海道旭川市、北海道帯広市、北海道北見市、北海道夕張市、北海道岩見沢市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道苫小牧市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道北広島市、北海道石狩市、青森県、青森県弘前市、青森県黒石市、青森県五所川原市、青森県十和田市、青森県三沢市、青森県むつ市、青森県つがる市、青森県平川市、岩手県、岩手県盛岡市、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県久慈市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県岩沼市、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県富谷市、秋田県能代市、秋田県横手市、秋田県大館市、秋田県男鹿市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、秋田県にかほ市、山形県、山形県山形市、山形県米沢市、山形県寒河江市、山形県上山市、山形県村山市、山形県長井市、山形県天童市、山形県東根市、山形県南陽市、福島県、福島県会津若松市、福島県郡山市、福島県喜多方市、福島県二本松市、福島県南相馬市、福島県伊達市、茨城県、茨城県日立市、茨城県結城市、茨城県龍ケ崎市、茨城県常総市、茨城県常陸太田市、茨城県高萩市、茨城県取手市、茨城県つくば市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県坂東市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県つくばみらい市、栃木県宇都宮市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県日光市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、群馬県、群馬県高崎市、群馬県桐生市、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市、群馬県沼田市、群馬県館林市、群馬県渋川市、群馬県藤岡市、群馬県富岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、埼玉県熊谷市、埼玉県行田市、埼玉県秩父市、埼玉県飯能市、埼玉県加須市、埼玉県本庄市、埼玉県東松山市、埼玉県春日部市、埼玉県狭山市、埼玉県鴻巣市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県朝霞市、埼玉県和光市、埼玉県桶川市、埼玉県八潮市、埼玉県三郷市、埼玉県蓮田市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県日高市、埼玉県白岡市、千葉県、千葉県銚子市、千葉県船橋市、千葉県館山市、千葉県松戸市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県市原市、千葉県流山市、千葉県我孫子市、千葉県鴨川市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県山武市、東京都、東京都千代田区、東京都墨田区、東京都江東区、東京都品川区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都青梅市、東京都府中市、東京都小平市、東京都日野市、東京都国立市、東京都狛江市、東京都東大和市、東京都清瀬市、東京都東久留米市、東京都羽村市、東京都あきる野市、神奈川県横須賀市、神奈川県藤沢市、神奈川県小田原市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県秦野市、神奈川県伊勢原市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、新潟県長岡市、新潟県柏崎市、新潟県小千谷市、新潟県加茂市、新潟県十日町市、新潟県燕市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、新潟県佐渡市、新潟県南魚沼市、石川県、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県能美市、石川県野々市市、福井県敦賀市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県越前市、山梨県富士吉田市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県北杜市、山梨県笛吹市、長野県長野市、長野県松本市、長野県上田市、長野県岡谷市、長野県飯田市、長野県諏訪市、長野県須坂市、長野県小諸市、長野県駒ヶ根市、長野県中野市、長野県大町市、長野県飯山市、長野県茅野市、長野県塩尻市、長野県佐久市、長野県千曲市、長野県東御市、長野県安曇野市、岐阜県、岐阜県多治見市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県恵那市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県瑞穂市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、静岡県磐田市、静岡県焼津市、静岡県藤枝市、静岡県御殿場市、静岡県袋井市、静岡県下田市、静岡県裾野市、静岡県湖西市、静岡県伊豆市、静岡県伊豆の国市、愛知県豊橋市、愛知県瀬戸市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県碧南市、愛知県西尾市、愛知県犬山市、愛知県常滑市、愛知県江南市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県新城市、愛知県東海市、愛知県知多市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県岩倉市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県田原市、愛知県清須市、愛知県弥富市、愛知県あま市、愛知県長久手市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県多気町、滋賀県、滋賀県大津市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守	告示別表第二の0350001の項、0350084の項及び0350091の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府茨木市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府柏原市、大阪府藤井寺市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、兵庫県、兵庫県尼崎市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県豊岡市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県川西市、兵庫県三田市、兵庫県南あわじ市、兵庫県たつの市、奈良県、奈良県天理市、奈良県桜井市、奈良県生駒市、奈良県葛城市、奈良県宇陀市、和歌山県、和歌山県海南市、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、鳥取県、鳥取県倉吉市、鳥取県境港市、鳥取県若桜町、鳥取県八頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、島根県浜田市、島根県出雲市、島根県大田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、岡山県倉敷市、岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県総社市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県赤磐市、広島県、広島県呉市、広島県三原市、広島県府中市、広島県三次市、広島県江田島市、広島県坂町、広島県北広島町、広島県世羅町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県阿波市、徳島県美馬市、香川県、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、愛媛県西条市、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県香南市、高知県香美市、福岡県大牟田市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県豊前市、福岡県中間市、福岡県筑紫野市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県嬉野市、長崎県、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、大分県臼杵市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県由布市、宮崎県宮崎市、宮崎県えびの市、鹿児島県、鹿児島県出水市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県南九州市、鹿児島県姶良市、鹿児島県長島町、沖縄県石垣市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市	
北海道函館市、北海道北斗市、埼玉県さいたま市、東京都小金井市、東京都福生市、神奈川県綾瀬市、新潟県新発田市、石川県羽咋市、石川県白山市、福井県、福井県あわら市、福井県坂井市、山梨県、静岡県浜松市、静岡県伊東市、静岡県掛川市、静岡県御前崎市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府吹田市、大阪府高槻市、大阪府八尾市、大阪府松原市、大阪府四條畷市、兵庫県明石市、兵庫県伊丹市、兵庫県小野市、兵庫県丹波市、島根県雲南市、岡山県、岡山県岡山市、岡山県津山市、岡山県備前市、山口県周防大島町、徳島県、徳島県三好市、愛媛県、高知県、高知県高知市、高知県四万十市、福岡県北九州市、佐賀県、佐賀県佐賀市、大分県大分市、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県奄美市	告示別表第二の0350175の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
東京都昭島市、愛知県江南市	告示別表第三の医療費通知書等に関する帳票要件
千葉県船橋市、神奈川県横須賀市、静岡県浜松市、静岡県焼津市、広島県呉市、高知県高知市	告示別表第三の生活保護の申請、決定及び変更に係る申請書等、進学・就職準備給付金申請書、就労自立給付金申請書及び就労自立給付金決定通知書に関する帳票要件

○厚生労働省告示第三百二十号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十六号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する生活保護システム及びレセプト管理システム並びに厚生労働大臣が定める日を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する生活保護システム及びレセプト管理システムとし、同欄に掲げる地方公共団体に係る厚生労働大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ別表の左欄に掲げる地方公共団体の利用する生活保護システム及びレセプト管理システムは、別表の左欄に掲げる地方公共団体に係る厚生労働大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる日とおりとする。

別表

地方公共団体	適用日
北海道釧路市、北海道深川市、北海道恵庭市、青森県青森市、青森県八戸市、岩手県奥州市、宮城県塩竈市、宮城県多賀城市、宮城県東松島市、秋田県秋田市、福島県いわき市、福島県白河市、福島県須賀川市、栃木県、栃木県小山市、群馬県前橋市、埼玉県、埼玉県川越市、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、埼玉県蕨市、埼玉県新座市、埼玉県ふじみ野市、千葉県市川市、千葉県八千代市、東京都新宿区、東京都文京区、東京都台東区、東京都目黒区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都北区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都調布市、東京都町田市、東京都東村山市、神奈川県相模原市、新潟県新潟市、新潟県五泉市、新潟県上越市、富山県、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県小矢部市、富山県砺波市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県射水市、石川県金沢市、石川県加賀市、福井県福井市、長野県伊那市、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県下呂市、静岡県静岡市、静岡県沼津市、静岡県菊川市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県知立市、愛知県北名古屋市、京都府宇治市、京都府向日市、大阪府、大阪府東大阪市、兵庫県姫路市、兵庫県西宮市、兵庫県宝塚市、兵庫県高砂市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県淡路市、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、和歌山県橋本市、鳥取県鳥取市、島根県飯南町、島根県海士町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県瀬戸内市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県浅口市、岡山県西粟倉村、広島県東広島市、広島県安芸高田市、	令和９年４月１日

山口県、山口県光市、愛媛県西予市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県八女市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県宗像市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、佐賀県唐津市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県小値賀町、熊本県熊本市、熊本県八代市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県菊池市、熊本県上天草市、熊本県天草市、大分県中津市、大分県日田市、大分県宇佐市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県名護市、沖縄県伊江村	
北海道札幌市、北海道富良野市、福島県福島市、埼玉県川口市、埼玉県草加市、埼玉県吉川市、千葉県木更津市、東京都港区、東京都世田谷区、東京都多摩市、東京都稲城市、神奈川県川崎市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県三条市、新潟県見附市、新潟県魚沼市、新潟県胎内市、石川県かほく市、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県刈谷市、愛知県みよし市、三重県津市、三重県四日市市、三重県尾鷲市、三重県亀山市、大阪府枚方市、大阪府摂津市、奈良県橿原市、和歌山県和歌山市、島根県松江市、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、福岡県、福岡県春日市、福岡県嘉麻市、福岡県那珂川市、佐賀県唐津市、佐賀県神埼市、熊本県山鹿市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、大分県佐伯市、大分県津久見市、大分県国東市、沖縄県、沖縄県浦添市、沖縄県豊見城市	令和10年４月１日
宮城県仙台市、千葉県千葉市、東京都中央区、東京都渋谷区、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、静岡県島田市、愛知県豊田市、大阪府門真市、兵庫県神戸市、島根県西ノ島町、広島県福山市、徳島県徳島市、大分県	令和11年４月１日
茨城県水戸市、大阪府富田林市、大阪府交野市、広島県広島市、福岡県福岡市	令和12年４月１日
神奈川県横浜市、石川県小松市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、鳥取県米子市、鳥取県琴浦町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県奥出雲町、山口県下関市、佐賀県多久市、熊本県熊本市、熊本県宇城市、鹿児島県指宿市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市	令和13年４月１日

○厚生労働省告示第三百二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定する事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十六号）第四条及び第五条の規定に基づき、生活保護システム及びレセプト管理システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

生活保護システム及びレセプト管理システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十六号）第四条及び第五条の規定に基づき、生活保護システム及びレセプト管理システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

2　省令第四条第二項の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第二のとおりとする。

（帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第二条　省令第五条第一項の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第三のとおりとする。また、同項各号に掲げる書面については別表第四のとおり出力するものとする。

2　省令第五条第二項の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第五のとおりとする。また、同項各号に掲げる書面については別表第六のとおり出力するものとする。

（別表第一から別表第六までは、省略し、その関係書類を厚生労働省社会・援護局保護課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）

○厚生労働省告示第三百三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十七号）第四条及び第五条の規定に基づき、介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（次条において「省令」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第二条　省令第五条の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第二のとおりとする。また、同条各号に掲げる書面については別表第三のとおり出力するものとする。

（別表第一から別表第三までは、省略し、その関係書類を厚生労働省老健局介護保険計画課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）

○厚生労働省告示第三百四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十七号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準は、別表のとおりとする。

二　省令附則第二条第一項の規定により、別表の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準又は帳票要件の標準に係る介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年厚生労働省告示第三百三号。以下「告示」という。）別表第一から別表第三までの適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

三　省令附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体は、次のとおりとする。

北海道芦別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道幌延町、北海道豊富町、北海道礼文町、北海道利尻町、北海道様似町、北海道浦幌町、青森県十和田市、岩手県大槌町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、秋田県大館市、秋田県潟上市、秋田県北秋田市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県日立市、茨城県土浦市、茨城県石岡市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、栃木県宇都宮市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県北本市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県船橋市、千葉県柏市、千葉県市原市、千葉県流山市、千葉県袖ケ浦市、千葉県印西市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県横芝光町、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都荒川区、東京都武蔵野市、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、東京都大島町、神奈川県横須賀市、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、長野県軽井沢町、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県新城市、愛知県田原市、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県いなべ市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、大阪府河南町、兵庫県相生市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県三宅町、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県海南市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県日野町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県上勝町、徳島県北島町、徳島県板野町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、高知県高知市、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町、宮崎県宮崎市、北海道芦別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道幌延町、北海道豊富町、北海道礼文町、北海道利尻町、北海道様似町、北海道浦幌町、青森県十和田市、岩手県大槌町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、秋田県大館市、秋田県潟上市、秋田県北秋田市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県日立市、茨城県土浦市、茨城県石岡市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、栃木県宇都宮市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県北本市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県船橋市、千葉県柏市、千葉県市原市、千葉県流山市、千葉県袖ケ浦市、千葉県印西市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県横芝光町、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都荒川区、東京都武蔵野市、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、東京都大島町、神奈川県横須賀市、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、長野県軽井沢町、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県新城市、愛知県田原市、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県いなべ市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、大阪府河南町、兵庫県相生市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県三宅町、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県海南市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県日野町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県上勝町、徳島県北島町、徳島県板野町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、高知県高知市、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町、宮崎県宮崎市、北海道芦別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道幌延町、北海道豊富町、北海道礼文町、北海道利尻町、北海道様似町、北海道浦幌町、青森県十和田市、岩手県大槌町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、秋田県大館市、秋田県潟上市、秋田県北秋田市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県日立市、茨城県土浦市、茨城県石岡市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、栃木県宇都宮市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県北本市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県船橋市、千葉県柏市、千葉県市原市、千葉県流山市、千葉県袖ケ浦市、千葉県印西市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県横芝光町、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都荒川区、東京都武蔵野市、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、東京都大島町、神奈川県横須賀市、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、長野県軽井沢町、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県新城市、愛知県田原市、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県いなべ市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、大阪府河南町、兵庫県相生市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県三宅町、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県海南市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県日野町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県上勝町、徳島県北島町、徳島県板野町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、高知県高知市、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町、宮崎県宮崎市

別表（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準又は帳票要件の詳細
北海道芦別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道幌延町、北海道豊富町、北海道礼文町、北海道利尻町、北海道様似町、北海道浦幌町、青森県十和田市、岩手県大槌町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、秋田県大館市、秋田県潟上市、秋田県北秋田市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県日立市、茨城県土浦市、茨城県石岡市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、栃木県宇都宮市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県北本市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県船橋市、千葉県柏市、千葉県市原市、千葉県流山市、千葉県袖ケ浦市、千葉県印西市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県横芝光町、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都荒川区、東京都武蔵野市、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、東京都大島町、神奈川県横須賀市、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、長野県軽井沢町、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県新城市、愛知県田原市、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県いなべ市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、大阪府河南町、兵庫県相生市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県三宅町、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県海南市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県日野町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県上勝町、徳島県北島町、徳島県板野町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、高知県高知市、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町、宮崎県宮崎市	

群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県北本市、千葉県船橋市、千葉県市原市、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都荒川区、東京都武蔵野市、東京都武蔵村山市、東京都大島町、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、長野県軽井沢町、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県函南町、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県新城市、愛知県田原市、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県いなべ市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、大阪府河南町、兵庫県相生市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、島根県浜田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県上勝町、徳島県北島町、徳島県板野町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第一の0230003の項、0230029の項、0230030の項、0230033の項、0230076の項、0230094の項、0230110の項、0230176の項、0230400の項、0230409の項、0230420の項、0230433の項、0230444の項、0230448の項、0230460の項、0230494の項、0230917の項、0238002の項、0238020の項及び0238021の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道浦幌町、岩手県大槌町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、大阪府泉南市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第一の0230030の項、0230057の項、0230085の項、0230096の項、0230122の項、0230176の項、0230279の項、0230280の項、0230295の項、0230301の項、0230533の項、0230602の項、0230840の項、0230872の項、0230949の項、0230957の項、0231107の項、0231108の項、0231134の項、0231221の項及び0231229の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0230213の項、0230215の項及び0230238の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道稚内市、北海道千歳市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道浦臼町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、青森県五戸町、青森県階上町、岩手県盛岡市、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県久慈市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、岩手県雫石町、岩手県葛巻町、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県普代村、岩手県軽米町、岩手県野田村、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、秋田県横手市、秋田県男鹿市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、秋田県美郷町、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県石川町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県古殿町、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、茨城県牛久市、埼玉県所沢市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県鎌ケ谷市、東京都台東区、東京都中野区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県小田原市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府吹田市、大阪府枚方市、大阪府河内長野市、大阪府箕面市、大阪府摂津市、大阪府岬町、兵庫県芦屋市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、和歌山県九度山町、和歌山県北山村、島根県益田市、島根県津和野町、	告示別表第一の0230003の項、0230068の項、0230076の項、0230094の項、0230460の項、0230483の項、0230494の項、0230595の項、0230597の項、0230614の項、0230618の項、0230621の項及び0231138の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下関市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県徳島市、徳島県阿南市、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県那賀町、香川県直島町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、熊本県南阿蘇村、大分県別府市	
京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第一の0230026の項、0230033の項、0230076の項、0230115の項、0230837の項、0230840の項、0230855の項、0230857の項、0230872の項、0230877の項、0230878の項、0230888の項、0230894の項、0230908の項、0230912の項、0230915の項、0230943の項、0230968の項、0230972の項、0230976の項、0231008の項、0231031の項、0231034の項、0231036の項、0231038の項、0231040の項及び0231132の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0230225の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県有田川町、和歌山県上富田町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県梼原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県糸島市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	告示別表第一の0230026の項、0230033の項、0230076の項、0230115の項、0230837の項、0230840の項、0230855の項、0230857の項、0230872の項、0230877の項、0230878の項、0230888の項、0230894の項、0230908の項、0230912の項、0230915の項、0230943の項、0230968の項、0230972の項、0230976の項、0231008の項、0231031の項、0231034の項、0231036の項、0231038の項、0231040の項及び0231132の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0230225の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
福島県福島市、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市	告示別表第一の0230095の項、0230176の項、0230286の項、0230361の項、0230597の項、0230607の項、0230837の項、0230839の項、0230872の項、0230888の項及び0230894の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道芦別市、北海道士別市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道日高町、北海道平取町、北海道浦河町、北海道様似町、宮城県多賀城市、	

宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、秋田県潟上市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県大泉町、埼玉県北本市、千葉県市原市、千葉県横芝光町、東京都品川区、東京都豊島区、東京都大島町、神奈川県横須賀市、神奈川県南足柄市、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県開成町、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、福井県若狭町、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、愛知県一宮市、三重県いなべ市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、兵庫県丹波市、兵庫県朝来市、和歌山県田辺市、島根県松江市、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県北島町、香川県観音寺市、香川県三豊市、愛媛県四国中央市、宮崎県宮崎市	告示別表第一の0230076の項、0230176の項及び0238002の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県庄内町、福島県福島市、埼玉県白岡市、神奈川県寒川町、愛知県北名古屋市、大阪府泉大津市	告示別表第一の0230087の項及び0231431の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0230242の項及び0230244の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道千歳市、北海道石狩市、宮城県気仙沼市、秋田県横手市、山形県山形市、山形県酒田市、埼玉県所沢市、千葉県佐倉市、東京都台東区、東京都中野区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都小平市、東京都東久留米市、神奈川県小田原市、新潟県燕市、岐阜県多治見市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県玉城町、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府吹田市、大阪府河内長野市、大阪府箕面市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県宍粟市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県福山市、広島県府中市、広島県大崎上島町、山口県下関市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県東温市、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県みやま市	告示別表第一の0230200の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道浦幌町、岩手県大槌町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、大阪府泉南市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第三の介護保険給付の支払一時差止予告通知書、介護保険滞納保険料控除予告通知書及び介護保険給付額減額予告通知書に関する帳票要件
北海道稚内市、北海道千歳市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道浦臼町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、青森県五戸町、青森県階上町、岩手県盛岡市、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県久慈市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、岩手県雫石町、岩手県葛巻町、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県普代村、岩手県軽米町、岩手県野田村、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、秋田県横手市、秋田県男鹿市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、秋田県美郷町、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県石川町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県古殿町、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、茨城県牛久市、埼玉県所沢市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県鎌ケ谷市、東京都台東区、東京都中野区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八	

王子市、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県小田原市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府吹田市、大阪府枚方市、大阪府河内長野市、大阪府箕面市、大阪府摂津市、大阪府岬町、兵庫県芦屋市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県宍粟市、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、和歌山県九度山町、和歌山県北山村、島根県益田市、島根県津和野町、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下関市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県徳島市、徳島県阿南市、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県那賀町、香川県直島町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、熊本県南阿蘇村、大分県別府市	告示別表第三の介護保険給付の支払一時差止予告通知書、介護保険滞納保険料控除予告通知書及び介護保険給付額減額予告通知書に関する帳票要件

○厚生労働省告示第三百五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十七号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する介護保険システム及び厚生労働大臣が定める日を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する介護保険システムは、別表の左欄に掲げる地方公共団体の利用する介護保険システムとし、同欄に掲げる地方公共団体に係る厚生労働大臣が定める同省令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表

地方公共団体	適用日
北海道留萌市、北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県八戸市、青森県黒石市、青森県五所川原市、青森県平内町、青森県中泊町、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県六ヶ所村、青森県南部町、青森県新郷村、宮城県塩竈市、秋田県秋田市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、福島県須賀川市、福島県南相馬市、福島県新地町、埼玉県川越市、埼玉県川口市、埼玉県加須市、埼玉県蕨市、埼玉県久喜市、埼玉県富士見市、千葉県千葉市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都港区、東京都新宿区、東京都文京区、東京都江東区、東京都大田区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都昭島市、東京都町田市、東京都国立市、東京都日の出町、神奈川県相模原市、神奈川県平塚市、神奈川県綾瀬市、新潟県新潟市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県佐渡市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県出雲崎町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県南砺市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県忍野村、長野県松本市、長野県須坂市、長野県塩尻市、長野県千曲市、長野県安曇野市、長野県佐久穂町、長野県長和町、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県泰阜村、長野県豊丘村、長野県麻績村、長野県生坂村、長野県山形村、長野県朝日村、長野県筑北村、長野県坂城町、長野県小布施町、長野県高山村、長野県木島平村、長野県信濃町、長野県小川村、長野県飯綱町、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県御殿場市、静岡県御前崎市、静岡県牧之原市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県知立市、愛知県みよし市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県尾鷲市、三重県亀山市、三重県熊野市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、三重県紀宝町、滋賀県大津市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、京都府宇治市、大阪府堺市、大阪府高槻市、大阪府茨木市、大阪府八尾市、大阪府松原市、大阪府和泉市、大阪府柏原市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府四條畷市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府千早赤阪村、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県大和郡山市、奈良県大淀町、奈良県天川村、和歌山県橋本市、和歌山県御坊市、和歌山県広川町、和歌山県美浜町、和歌山県日高町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県大山町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県出雲市、岡山県岡山市、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県山口市、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県松茂町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県柳川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡	令和９年４月１日

県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県吉富町、福岡県上毛町、福岡県築上町、佐賀県佐賀市、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県八代市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県芦北町、大分県大分市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市

北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、青森県むつ市、青森県大間町、青森県東通村、青森県風間浦村、青森県佐井村、宮城県仙台市、宮城県大河原町、宮城県山元町、山形県米沢市、山形県東根市、福島県いわき市、福島県会津美里町、福島県川内村、福島県浪江町、埼玉県羽生市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、千葉県市川市、千葉県松戸市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県一宮町、千葉県睦沢町、千葉県白子町、千葉県長柄町、千葉県長南町、東京都目黒区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都調布市、東京都狛江市、東京都多摩市、神奈川県川崎市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県小矢部市、石川県加賀市、石川県かほく市、石川県川県津幡町、山梨県甲斐市、山梨県中央市、山梨県昭和町、長野県長野市、静岡県湖西市、静岡県吉田町、愛知県豊明市、三重県津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府大山崎町、大阪府守口市、大阪府羽曳野市、兵庫県洲本市、兵庫県伊丹市、兵庫県宝塚市、兵庫県高砂市、兵庫県新温泉町、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、広島県広島市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県宇多津町、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、佐賀県みやき町、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県佐々町、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県美里町、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町	令和10年４月１日
福島県会津若松市、福島県郡山市、栃木県足利市、埼玉県さいたま市、埼玉県秩父市、埼玉県入間市、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、東京都中央区、神奈川県伊勢原市、静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、静岡県清水町、和歌山県和歌山市、鳥取県鳥取市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、福岡県北九州市、福岡県福岡市	令和11年４月１日
北海道夕張市、岩手県奥州市、岩手県金ケ崎町、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、栃木県小山市、埼玉県東松山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県新座市、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県ときがわ町、埼玉県東秩父村、埼玉県庄和町、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、京都府京都市、大阪府富田林市、兵庫県神戸市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県東広島市、広島県府中町、佐賀県鹿島市	令和12年４月１日
北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、埼玉県小川町、神奈川県横浜市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県秦野市、石川県小松市、静岡県裾野市、静岡県長泉町、大阪府大阪市、大阪府池田市、兵庫県三田市、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県琴浦町	令和13年４月１日

○厚生労働省告示第三百六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十一号。以下「一般用医薬品等指定告示」という。）の一部を次の表のように改正する。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有することにより、胃腸薬、浣腸薬若しくは瀉下薬、外用痔疾用薬若しくは内用痔疾用薬、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬若しくはかぜ薬又は鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬若しくは抗ヒスタミン薬その他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤（防風通聖散又は大柴胡湯に基づく医薬品及びこれらを有効成分として含有する製剤並びに二口チンを含有する製剤を除く。）とする。	租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有することにより、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬若しくはかぜ薬又は鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬若しくは抗ヒスタミン薬その他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤とする。
一　アカメガシワ	（新設）
二　アクリノール	（新設）
三・四　（略）	一・二　（略）
五　アセンヤク	（新設）
六　アニス実	（新設）
七　アミノ安息香酸エチル	（新設）

八	（略）	
九	アロイン	
十	アロエ	
十一	（略）	
十二	イオウ	
十三	（略）	
十四	イソプロパミド	
十五	（略）	
十六	ウイキョウ	
十七	ウイキョウ油	
十八	ウコン	
十九	ウゾクコツ	
二十	ウバイ	
二十一	ウヤク	
二十二	ウルソデオキシコール酸	
二十三	エイジツ	
二十四～二十六	（略）	
二十七	エンゴサク	
二十八	エンメイソウ	
二十九	オウゴン	
三十	オウバク	
三十一	オウレン	
三十二	オキシコーラン酸	
三十三	オキシフェンサイクリミン	
三十四	オキシポリエトキシドデカン	
三十五	オキソアミジン	
三十六	カオリン	
三十七	カサントラノール	
三十八	ガジュツ	
三十九	カスカラサグラダ	
四十	カッコウ	
四十一	カラムス根	
四十二	カルニチン	
四十三	（略）	
四十四	カルボキシメチルセルロースカルシウム	
四十五	カルボキシメチルセルロースナトリウム	
四十六	カンキョウ	

三	（略）	
（新設）		
四	（略）	
（新設）		
五	（略）	
（新設）		
六	（略）	
（新設）		
（新設）		
（新設）		
（新設）		
（新設）		
七～九	（略）	
（新設）		
（新設）		
（新設）		
（新設）		
（新設）

八十九	サンショウ	（新設）
九十	サンナ	（新設）
九十一	ジオクチルソジウムスルホサクシネート	（新設）
九十二	ジサイクロミン	（新設）
九十三	次サリチル酸ビスマス	（新設）
九十四	次硝酸ビスマス	（新設）
九十五	シソシ	（新設）
九十六	次炭酸ビスマス	（新設）
九十七	ジヒドロキシアルミニウムアミノアセタート	（新設）
九十八・九十九	（略）	十九・二十　（略）
百	ジフェニルピペリジノメチルジオキソラン	（新設）
百一・百二	（略）	二十一・二十二　（略）
百三	ジブカイン	（新設）
百四	（略）	二十三　（略）
百五	脂肪消化酵素	（新設）
百六	次没食子酸ビスマス	（新設）
百七	シャクヤク	（新設）
百八	シャゼンソウ	（新設）
百九	シュクシャ	（新設）
百十	ショウキョウ	（新設）
百十一	ショウキョウ油	（新設）
百十二	ショウズク	（新設）
百十三	ショウズク油	（新設）
百十四	静脈血管叢エキス	（新設）
百十五	（略）	二十四　（略）
百十六	スイサイヨウ	（新設）
百十七	水酸化アルミナマグネシウム	（新設）
百十八	水酸化アルミニウムゲル	（新設）
百十九	水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈物	（新設）
百二十	水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム混合乾燥ゲル	（新設）
百二十一	水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・炭酸カルシウム共沈物	（新設）
百二十二	水酸化マグネシウム	（新設）
百二十三	スクラルファート	（新設）
百二十四	スコポラミン	（新設）
百二十五	セイヒ	（新設）
百二十六	セキショウコン	（新設）
百二十七	セツケツメイ	（新設）
百二十八	繊維素消化酵素	（新設）
百二十九	センタウリウム草	（新設）
百三十	センナ	（新設）
百三十一	センナ実	（新設）
百三十二	センノシド	（新設）
百三十三	センブリ	（新設）
百三十四	ソウジュツ	（新設）
百三十五	ソヨウ	（新設）
百三十六	ダイウイキョウ	（新設）
百三十七	ダイオウ	（新設）
百三十八	炭酸グアヤコール	（新設）
百三十九	炭酸水素ナトリウム	（新設）
百四十	炭酸マグネシウム	（新設）
百四十一	胆汁末（胆汁エキス（末）を含む。）	（新設）
百四十二	タンニン酸	（新設）
百四十三	タンニン酸アルブミン	（新設）
百四十四	タンニン酸ベルベリン	（新設）
百四十五	タンパク消化酵素	（新設）
百四十六	チクセツニンジン（略）	（新設）
百四十七	チョウジ	（新設）
百四十八	チョウジ油	（新設）
百四十九	沈降炭酸カルシウム	（新設）
百五十	チンピ	（新設）
百五十一・百五十二	（略）	二十六・二十七　（略）
百五十三	デヒドロコール酸	（新設）
百五十四	天然ケイ酸アルミニウム	（新設）
百五十五	でんぷん消化酵素	（新設）
百五十六	糖化菌	（新設）
百五十七	トウガラシ	（新設）
百五十八	トウキ	（新設）
百五十九	銅クロロフィリンナトリウム	（新設）
百六十	トウヒ	（新設）
百六十一	トウヒ油	（新設）
百六十二	動物胆（ユウタンを含む。）	（新設）
百六十三	トコフェロール酢酸エステル	（新設）
百六十四	（略）	二十八～三十三　（略）
百六十五～百七十	ニガキ	（新設）
百七十一	ニクズク	（新設）
百七十二	乳酸カルシウム	（新設）
百七十三		

百七十四	乳酸菌（有胞子性乳酸菌を含む。）	（新設）
百七十五	ニンジン	（新設）
百七十六	（略）	三十四　（略）
百七十七	バクモンドウ	（新設）
百七十八	ハッカ（セイヨウハッカを含む。）	（新設）
百七十九	ハッカ油	（新設）
百八十	パパベリン	（新設）
百八十一	パラブチルアミノ安息香酸ジエチルアミノエチル	（新設）
百八十二	ビサコジル	（新設）
百八十三	ヒドロキシナフトエ酸アルミニウム	（新設）
百八十四	ヒハツ	（新設）
百八十五	ビフィズス菌	（新設）
百八十六	ヒマシ油	（新設）
百八十七	ビャクジュツ	（新設）
百八十八	ビンロウジ	（新設）
百八十九	（略）	三十五　（略）
百九十	フラングラ皮	（新設）
百九十一	プランタゴ・オバタ種皮	（新設）
百九十二	プロカイン	（新設）
百九十三	（略）	三十六　（略）
百九十四	ベクチン	（新設）
百九十五	ベタイン	（新設）
百九十六	ベタネコール	（新設）
百九十七	ベラドンナエキス	（新設）
百九十八	ベルベリン	（新設）
百九十九	ベンザルコニウム	（新設）
二百	（略）	三十七　（略）
二百一	ホップ	（新設）
二百二	ホミカエキス	（新設）
二百三	ボレイ	（新設）
二百四	（略）	三十八　（略）
二百五	マルツエキス	（新設）
二百六	無水リン酸水素カルシウム	（新設）
二百七	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	（新設）
二百八	メチキセン	（新設）
二百九	メチルアトロピン	（新設）
二百十	（略）	三十九　（略）
二百十一	メチルオクタトロピン	（新設）
二百十二	メチルスコポラミン	（新設）
二百十三	メチルヒヨスチアミン	（新設）
二百十四	メチルベナクチジウム	（新設）
二百十五	メチレンチモールタンニン	四十・四十一　（略）
二百十六・二百十七	（略）	（新設）
二百十八	メビバカイン	（新設）
二百十九	メプリルカイン	（新設）
二百二十	メリロートエキス	（新設）
二百二十一	メントール（ｄｌ―メントールを含む。）	（新設）
二百二十二	木クレオソート	（新設）
二百二十三	モッコウ	（新設）
二百二十四	ヤクチ	（新設）
二百二十五	薬用炭	（新設）
二百二十六	ヤラッパ	（新設）
二百二十七	ヤラッパ脂	（新設）
二百二十八	ヨウバイヒ	（新設）
二百二十九	酪酸菌（宮入菌を含む。）	四十二　（略）
二百三十	（略）	（新設）
二百三十一	リドカイン	（新設）
二百三十二	硫酸ナトリウム	（新設）
二百三十三	硫酸マグネシウム	（新設）
二百三十四	リュウタン	（新設）
二百三十五	リョウキョウ	（新設）
二百三十六	リン酸水素カルシウム	（新設）
二百三十七	レモン油	（新設）
二百三十八	ロートエキス	（新設）
二百三十九	ロート根総アルカロイド	（新設）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間におけるこの告示による改正後の一般用医薬品等指定告示の規定の適用については、一般用医薬品等指定告示中「防風通聖散又は大柴胡湯に基づく医薬品及びこれらを有効成分として含有する製剤並びにニコチンを含有する製剤を除く」とあるのは、「大柴胡湯に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤並びにニコチンを含有する製剤を除く」とする。

○厚生労働省告示第三百七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を次のように定め、令和九年一月一日から適用する。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品とする。

一　一般用黄体形成ホルモンキット

二　一般用ＳＡＲＳコロナウイルス抗原キット

三　一般用ＳＡＲＳコロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原キット

○厚生労働省告示第三百八号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の一部の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日（令和三年厚生労働省告示第二百五十二号）は、令和八年十二月三十一日限り廃止する。

令和八年八月七日　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第三百九号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の一部の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十三号）は、令和八年十二月三十一日限り廃止する。

令和八年八月七日　厚生労働大臣　上野賢一郎

その他告示

○財務省告示第二百二十号

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和七年八月十三日財務省告示第二百二十二号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について、同条第九項の規定により暫定的な関税を課することが決定されたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月七日　財務大臣　片山さつき

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名、銘柄及び型式　次のイ又はロに掲げる物品（以下「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板」と総称する。）

イ　法の別表第七二一〇・四九号又は第七二一二・三〇号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（次のいずれかに該当するものを除く。）

(1)　波形にしたもの

(2)　合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の七パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(3)　そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の二パーセント以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の五パーセント以上のもの

(4)　そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の四パーセント以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの

ロ　法の別表第七二二五・九二号又は第七二二六・九九号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（その母材（溶融亜鉛めっきをする前の同表第七二類の注１(f)のその他の合金鋼をいう。以下ロにおいて同じ。）におけるほう素、マンガン又はチタンのいずれかの含有量が当該母材の全重量に対して同表第七二類の注１(f)に掲げる割合以上のものであって、当該母材における同表第七二類の注１(f)に掲げるほう素、マンガン及びチタン以外の元素の含有量が当該母材の全重量に対してそれぞれ同表第七二類の注１(f)に掲げる割合未満のものに限る。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。）

(1)　波形にしたもの

(2)　バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の十パーセントを超えるものに限る。）

(3)　法の別表第七二類の備考１の合金工具鋼のもの

(4)　法の別表第七二類の号注１(d)の高速度鋼のもの

(5)　合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の七パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(6)　そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の二パーセント以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の五パーセント以上のもの

(7)　そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の四パーセント以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの

㈡　特徴　表面に溶融亜鉛めっきを施すことで優れた防錆機能が付加された鋼帯及び鋼板であり、主にガードレールや住宅、フェンス等の建材や冷蔵庫等の電気機器の部品を製造するための原料として使用される。

二　法第八条第九項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三　法第八条第九項の規定により指定された期間

溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和八年政令第二百五十四号。以下「令」という。）の施行の日から令和八年十二月七日までの期間

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について関税定率法第八条第九項に規定する事実を推定することを決定した件（令和八年七月財務省告示第二百十号。以下「第二百十号告示」という。）で告示したとおり、不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、暫定的な不当廉売関税を課することが決定された。

五　その他参考となるべき事項

令において定める暫定的な不当廉売関税の税率については第二百十号告示における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の生産者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表第一の上欄に掲げる者を生産者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率、別表第二の上欄に掲げる者を生産者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

別表第一（大韓民国）

生産者	税率
株式会社ポスコ（POSCO Co., LTD.）	二十九・二％
現代製鉄株式会社（Hyundai Steel Company）	三十八・〇％
株式会社東国製鋼（DONGKUK STEEL MILL CO., LTD.）	三十八・〇％
KGスチール株式会社（KG Dongbu Steel Co., Ltd.）	三十八・〇％

SeAH Coated Metal Corporation	三十・六％
Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	三十・六％
HANWA (KOREA) CO., LTD.	三十八・〇％
Hyundai Group Co., Ltd.	三十八・〇％
STINKO Co., Ltd.	三十八・〇％
韓国JFE商事会社	三十八・〇％
その他の者	三十八・〇％

別表第二（中国）

生産者	税率
中国宝武鋼鉄集団有限公司	五十五・三％
河鋼集団有限公司	五十五・三％
鞍鋼集団有限公司	五十五・三％
包頭鋼鉄（集団）有限責任公司	五十五・三％
湖南鋼鉄集団有限公司	五十五・三％
天津市徳材冷軋板業有限公司	五十五・三％
馬鞍山鋼鐵股份有限公司	五十五・三％
鞍鋼股份有限公司	五十・一％
江陰宗承鋼鉄有限公司	五十五・三％
武漢鋼鉄有限公司	五十・一％
山東科瑞鋼板有限公司	五十五・三％
内蒙古包鋼鋼連股份有限公司	五十五・三％
湖南華菱漣源鋼鉄有限公司	五十五・三％
山東匯発彩鋼有限公司	五十五・三％
福建凱景新型科技材料有限公司	五十五・三％
宝山鋼鉄股份有限公司	五十・一％
宝鋼湛江鋼鉄有限公司	五十・一％
燁輝（中国）科技材料有限公司	五十五・三％
日照鋼鉄控股集団有限公司	五十五・三％
江蘇剛正薄板科技有限公司	五十五・三％
邯鄲鋼鉄集団有限責任公司邯鄲分公司	五十五・三％
臨清市恒泰金属材料有限公司	五十五・三％

本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	五十・一％
天津市徳材冷間圧延鋼板工業有限会社	五十・一％
本鋼板材股份有限公司	五十・一％
冠県創晟新材料有限公司	五十・一％
内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	五十・一％
鞍鋼集團香港有限公司	五十五・三％
鞍山鋼鉄集団有限公司	五十五・三％
天津市新天鋼冷延薄板有限公司	五十五・三％
鞍鋼集団国際経済貿易有限公司	五十五・三％
BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING CO., LTD.	五十五・三％
本鋼集團香港有限公司	五十五・三％
首鋼京唐鋼鉄連合有限責任公司	五十五・三％
山東鋼鉄集団有限公司	五十五・三％
敬業集団	五十五・三％
鴻基集団	五十五・三％
山東冠洲股份有限公司	五十五・三％
阪和（上海）管理有限公司	五十五・三％
浙江協和集団有限公司	五十五・三％
ZHEJIANG LIANXIN STEEL PLATE TECHNOLOGY CO., LTD.	五十五・三％
杭州杭鋼対外経済貿易有限公司	五十五・三％
道富（香港）有限公司	五十五・三％
東阿県鑫華環保科技有限公司	五十五・三％
Bengang Steel Group Company., Ltd.	五十五・三％
天津軋一冷軋薄板有限公司	五十五・三％
GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO., LTD.	五十五・三％
首鋼集団有限公司	五十五・三％
三井物産（香港）有限公司	五十五・三％
BAO HUA STEEL INTERNATIONAL PTE. Limited	五十五・三％
本渓鋼鉄	五十五・三％
その他の者	五十五・三％

○財務省告示第二百二十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年八月八日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年八月七日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後					改正前				
輸出統計品目表 ［略］					輸出統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
輸入統計品目表 ［略］					輸入統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
72.01 ｜ 72.09		［略］			72.01 ｜ 72.09		［同左］		
72.10		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。） ［略］			72.10		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。） ［同左］		
7210.11 ｜ 7210.30		［略］			7210.11 ｜ 7210.30		［同左］		
		―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）					―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		
7210.41		［略］			7210.41		［同左］		
7210.49		――その他のもの			7210.49		――その他のもの		
	010	―――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）		ＫＧ		010	―――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）		ＫＧ
	030	―――溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和８年政令第254号）第１条第１項第１号イに該当するもの（第7212.30号に該当するものを除く。）		ＫＧ			［新規］		

		―――その他のもの				―――その他のもの		
	021	―――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ		021	―――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ	
	029	―――――その他のもの	ＫＧ		029	―――――その他のもの	ＫＧ	
7210.50				7210.50				
ｓ		［略］		ｓ		［同左］		
7210.90				7210.90				
72.11		［略］		72.11		［同左］		
72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		
7212.10		［略］		7212.10		［同左］		
7212.20		［略］		7212.20		［同左］		
7212.30		―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		7212.30		―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		
	020	――溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号イに該当するもの（第7210.49号に該当するものを除く。）	ＫＧ			［新規］		
	010	――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ		010	――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ	
	090	――その他のもの	ＫＧ		090	――その他のもの	ＫＧ	
7212.40				7212.40				
ｓ		［略］		ｓ		［同左］		
7212.60				7212.60				
72.13				72.13				
ｓ		［略］		ｓ		［同左］		
72.24				72.24				
72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		
		［略］				［同左］		
7225.11				7225.11				
ｓ		［略］		ｓ		［同左］		
7225.50				7225.50				
		―その他のもの				―その他のもの		
7225.91		［略］		7225.91		［同左］		

7225.92		――亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		7225.92		――亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	
	100	―――バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）	ＫＧ		100	―――バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）	ＫＧ
	200	―――合金工具鋼のもの	ＫＧ		200	―――合金工具鋼のもの	ＫＧ
	300	―――高速度鋼のもの	ＫＧ		300	―――高速度鋼のもの	ＫＧ
		―――その他のもの				―――その他のもの	
	910	――――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）	ＫＧ		910	――――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）	ＫＧ
	930	――――溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号ロに該当するもの（第7226.99号に該当するものを除く。）	ＫＧ			［新規］	
		――――その他のもの				――――その他のもの	
	921	―――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ		921	―――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ
	929	―――――その他のもの	ＫＧ		929	―――――その他のもの	ＫＧ
7225.99		［略］		7225.99		［同左］	
72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）	
		［略］				［同左］	
7226.11				7226.11			
～		［略］		～		［同左］	
7226.20				7226.20			
		―その他のもの				―その他のもの	
7226.91		［略］		7226.91		［同左］	
7226.92		［略］		7226.92		［同左］	
7226.99		――その他のもの		7226.99		――その他のもの	
		―――バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）				―――バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）	
	110	――――亜鉛をめつきしたもの	ＫＧ		110	――――亜鉛をめつきしたもの	ＫＧ
	190	――――その他のもの	ＫＧ		190	――――その他のもの	ＫＧ
	200	―――合金工具鋼のもの	ＫＧ		200	―――合金工具鋼のもの	ＫＧ
		―――その他のもの				―――その他のもの	
		――――亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）				――――亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	

	912	――――――溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号ロに該当するもの（第7225.92号に該当するものを除く。）		KG			［新規］		
	911	――――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの		KG		911	――――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの		KG
	919	――――――その他のもの		KG		919	――――――その他のもの		KG
	990	――――――その他のもの		KG		990	――――――その他のもの		KG
72.27 ｛ 72.29		［略］			72.27 ｛ 72.29		［同左］		
［略］					［同左］				

○農林水産省告示第千百三十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十一月五日に消滅したものとみなされる。

令和八年八月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第27099号
2　登録年月日　平成30年11月２日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　GRA61361M2
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant Roses B.V.
Broekweg 5, 3956NE Leersum, The Netherlands

1　登録番号　第27112号
2　登録年月日　平成30年11月２日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　エルヴァレンジ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
榊原康之
愛知県豊川市行明町山伏1084

1　登録番号　第27113号
2　登録年月日　平成30年11月２日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　シトラスジュエル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
榊原康之
愛知県豊川市行明町山伏1084

○農林水産省告示第千百三十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十一月十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年八月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22063号
2　登録年月日　平成24年11月14日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　Bonmadrosepi
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia

1　登録番号　第22065号
2　登録年月日　平成24年11月14日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　Bonmadhopi
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia

○農林水産省告示第千百四十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十一月十八日に消滅したものとみなされる。

令和八年八月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第20027号
2　登録年月日　平成22年11月15日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　彩のみのり
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
埼玉県
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番１号

1　登録番号　第25502号
2　登録年月日　平成28年11月17日
3　農林水産植物の種類
Allium chinense G. Don x Allium fistulosum L.
4　登録品種の名称　NR静育１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
静岡県
静岡県静岡市葵区追手町９番６号

1　登録番号　第25506号
2　登録年月日　平成28年11月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　兵庫花12号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
兵庫県
兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

1　登録番号　第25507号
2　登録年月日　平成28年11月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　兵庫花13号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
兵庫県
兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

1　登録番号　第26319号
2　登録年月日　平成29年11月16日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイセイラー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

△

○

1　登録番号　第29435号
2　登録年月日　令和４年11月17日
3　農林水産植物の種類
x Heucherella H. R. Wehrh.
4　登録品種の名称　TerHot Spot
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
TERRA NOVA NURSERIES INC
10051　S　MACKSBURG　RD　CANBY, OREGON 97013, USA

1　登録番号　第29438号
2　登録年月日　令和４年11月17日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　SMHMTAU
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Spring Meadow Nursery, Inc.
12601 120th Ave. Grand Haven, Michigan, 49417, USA

1　登録番号　第29455号
2　登録年月日　令和４年11月17日
3　農林水産植物の種類
Rhododendron L.
4　登録品種の名称　ストロベリー　サンデー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社赤塚植物園
三重県津市高野尾町1868―３

1　登録番号　第29456号
2　登録年月日　令和４年11月17日
3　農林水産植物の種類
Rhododendron L.
4　登録品種の名称　ラブ　スノー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社赤塚植物園
三重県津市高野尾町1868―３

1　登録番号　第29457号
2　登録年月日　令和４年11月17日
3　農林水産植物の種類
Rhododendron L.
4　登録品種の名称　プロミネンス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社赤塚植物園
三重県津市高野尾町1868―３

1　登録番号　第29458号
2　登録年月日　令和４年11月17日
3　農林水産植物の種類
Rhododendron L.
4　登録品種の名称　マリアン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社赤塚植物園
三重県津市高野尾町1868―３

○農林水産省告示第千百四十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十一月十九日に消滅したものとみなされる。

令和八年八月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第11547号
2　登録年月日　平成15年11月18日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ポージィブーケ　エレガンス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂本正次
群馬県桐生市黒保根町下田沢2822番地の10

1　登録番号　第23748号
2　登録年月日　平成26年11月18日
3　農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　Sunraku
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ハヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

○農林水産省告示第千百四十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十一月二十日に消滅したものとみなされる。

令和八年八月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○

1　登録番号　第28164号
2　登録年月日　令和２年11月19日
3　農林水産植物の種類
Consolida Gray
4　登録品種の名称　バースデーホワイト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
福花園種苗株式会社
愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号

1　登録番号　第30520号
2　登録年月日　令和６年11月19日
3　農林水産植物の種類
Allium cepa L.
4　登録品種の名称　KA953
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

1　登録番号　第30528号
2　登録年月日　令和６年11月19日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　Balchatang
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622　Town　Road　West　Chicago,　Illinois 60185, USA

1　登録番号　第30543号
2　登録年月日　令和６年11月19日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　DLFLUGA5
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第30548号
2　登録年月日　令和６年11月19日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　DLFANTE5
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第30551号
2　登録年月日　令和６年11月19日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　DLFLEON1
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

○農林水産省告示第千百四十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十一月二十一日に消滅したものとみなされる。

令和八年八月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22773号
2　登録年月日　平成25年11月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　太陽の華菜
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県花卉園芸農業協同組合
沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号

1　登録番号　第22774号
2　登録年月日　平成25年11月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　太陽の琉歌
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県花卉園芸農業協同組合
沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号

1　登録番号　第22776号
2　登録年月日　平成25年11月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　太陽の真帆
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県花卉園芸農業協同組合
沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号

1　登録番号　第22795号
2　登録年月日　平成25年11月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELIAMIRA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第22805号
2　登録年月日　平成25年11月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　太陽のシェルティ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県花卉園芸農業協同組合
沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号

1　登録番号　第27586号
2　登録年月日　令和元年11月20日
3　農林水産植物の種類
Bidens L.
4　登録品種の名称　SUNBIDEVB　3
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第27603号
2　登録年月日　令和元年11月20日
3　農林水産植物の種類
Citrus L.
4　登録品種の名称　平井　Red
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
平井學
鹿児島県奄美市名瀬浦上町４―16
平井孝宜
鹿児島県奄美市名瀬浦上町４―16

1　登録番号　第27607号
2　登録年月日　令和元年11月20日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　YD519
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビューム園
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

1　登録番号　第27613号
2　登録年月日　令和元年11月20日
3　農林水産植物の種類
Xerochrysum bracteatum (Vent.) Tzvelev
4　登録品種の名称　Bonxero　1278
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia

1　登録番号　第27626号
2　登録年月日　令和元年11月20日
3　農林水産植物の種類
Loropetalum chinense (R. Br.) Oliv.
4　登録品種の名称　祝
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鈴木祐司
埼玉県川口市木曽呂364―２

1　登録番号　第27640号
2　登録年月日　令和元年11月20日
3　農林水産植物の種類
Prunus mume Siebold & Zucc.
4　登録品種の名称　和夢なでしこ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
那須誠
和歌山県田辺市下三栖200番地１

1　登録番号　第27648号
2　登録年月日　令和元年11月20日
3　農林水産植物の種類
Syringa L.
4　登録品種の名称　Pink Perfume
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Andre Franciscus van Nijnatten
Meierseweg 26 4881DJ Zundert, The Netherlands

○農林水産省告示第千百四十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十一月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和八年八月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第25544号
2　登録年月日　平成28年11月22日
3　農林水産植物の種類
Bidens L.
4　登録品種の名称　ピンクハニー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
浅野寿晴
岐阜県岐阜市日置江323番地

1　登録番号　第25558号
2　登録年月日　平成28年11月22日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　ゴールデンアポロン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社森田洋蘭園
埼玉県川越市大字南田島999番地

○農林水産省告示第千百四十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十一月二十八日に消滅したものとみなされる。

令和八年八月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第30610号
2　登録年月日　令和６年11月27日
3　農林水産植物の種類
Hibiscus moscheutos L.
4　登録品種の名称　タイタンピーター
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社赤塚植物園
三重県津市高野尾町1868―３

1　登録番号　第30612号
2　登録年月日　令和６年11月27日
3　農林水産植物の種類
Hibiscus moscheutos L.
4　登録品種の名称　タイタンモイラ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社赤塚植物園
三重県津市高野尾町1868―３

1　登録番号　第30613号
2　登録年月日　令和６年11月27日
3　農林水産植物の種類
Hibiscus moscheutos L.
4　登録品種の名称　タイタンカシオペア
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社赤塚植物園
三重県津市高野尾町1868―３

告　示

国家試験

社会福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第６条の規定により、第39回社会福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和８年８月７日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年２月７日（日曜日）
2　試験地　北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県
ただし、試験地の事情により、近隣の試験地に変更することがある。
3　試験科目　医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎、高齢者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、福祉サービスの組織と経営
なお、精神保健福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎の試験が免除される。

4　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は129問、総試験時間数は225分とする。

⑶　出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）、大学院若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。以下「４年制専修学校」という。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者（令和９年３月31日までに卒業し、又は修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、同法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者、並びに同法に基づく大学、大学院若しくは４年制専修学校において相談援助実習指導及び相談援助実習（以下「実習科目」という。）を除く指定科目を修めて卒業し、若しくは修了し、又は同法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められ、その後、同法に基づく大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）において実習科目を修めた者（令和９年３月31日までに修める見込みの者を含む。）

なお、指定科目は次のとおり（社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第３号。以下「科目省令」という。）第１条に規定する科目）であること。ただし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第２条に規定する施設（以下「指定施設」という。）において１年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から㉑までに掲げる科目とする。

①　医学概論
②　心理学と心理的支援
③　社会学と社会システム
④　社会福祉の原理と政策
⑤　社会保障
⑥　権利擁護を支える法制度
⑦　地域福祉と包括的支援体制
⑧　高齢者福祉
⑨　障害者福祉
⑩　児童・家庭福祉
⑪　貧困に対する支援
⑫　保健医療と福祉
⑬　刑事司法と福祉
⑭　ソーシャルワークの基盤と専門職
⑮　ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
⑯　ソーシャルワークの理論と方法
⑰　ソーシャルワークの理論と方法（専門）
⑱　社会福祉調査の基礎
⑲　福祉サービスの組織と経営
⑳　ソーシャルワーク演習
㉑　ソーシャルワーク演習（専門）
㉒　ソーシャルワーク実習指導
㉓　ソーシャルワーク実習

⑵　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）、専修学校の専門課程（修業年限３年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限３年以上のものに限る。）（以下「３年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）又は３年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事したもの（令和９年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）

⑶　学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限２年以上のものに限る。）（以下「２年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者又は２年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事したもの（令和９年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　学校教育法に基づく大学、大学院若しくは４年制専修学校において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者又は大学において基礎科目を修めて、同法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、法第７条第２号に規定する社会福祉士短期養成施設等（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第２条に規定する科目）であること。

①　医学概論
②　心理学と心理的支援
③　社会学と社会システム
④　社会保障
⑤　権利擁護を支える法制度
⑥　高齢者福祉
⑦　障害者福祉
⑧　児童・家庭福祉
⑨　貧困に対する支援
⑩　保健医療と福祉
⑪　刑事司法と福祉
⑫　ソーシャルワークの基盤と専門職
⑬　ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
⑭　社会福祉調査の基礎
⑮　福祉サービスの組織と経営
⑯　ソーシャルワーク演習

⑸　３年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑹　２年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑺　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第１項第２号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑻　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第１項第１号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第６条及び第７条に規定する社会福祉主事であった期間が４年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑼　学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第１条の２第３項に規定する者であって、法第７条第３号に規定する社会福祉士一般養成施設等（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において１年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑽　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第１条の２第６項に規定する者であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において１年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑾　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第１条の２第９項に規定する者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において１年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑿　指定施設において４年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において１年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

6　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験申込書　施行規則様式第１により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　受験申込前６月以内に脱帽して撮影したもの。

イ　精神保健福祉士である者であって、試験科目の免除を申請するものが提出する書類　精神保健福祉士登録証の写し

ウ　５の⑴に該当する者が提出する書類　大学等の長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

エ　５の⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

オ　５の⑷、⑸、⑹、⑺又は⑻に該当する者が提出する書類　社会福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ　５の⑼、⑽、⑾又は⑿に該当する者が提出する書類　社会福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ　５に該当する者で、第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　インターネットにより受験申し込みをする場合は、６の⑴において別に定めるものを除き、令和８年９月３日（木曜日）９時30分から令和８年10月２日（金曜日）23時59分までの間に、試験センターのホームページより申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

イ　郵送により書類を提出する場合は、簡易書留郵便により、令和８年10月２日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、24,300円とする。ただし、第29回精神保健福祉士国家試験を同時に受験することを申請する者は21,720円、精神保健福祉士である者であって試験科目の免除を申請する者は20,460円とし、試験センターが指定する方法により納付すること。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付

受験票は、令和８年12月11日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

7　合格基準の考え方

次の２つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

⑴　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

⑵　⑴を満たした者のうち、以下の６科目群（施行規則第５条の２の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては２科目群）すべてにおいて得点があった者であること。

①　医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム

②　社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度

③　地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉

④　ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎

⑤　高齢者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉

⑥　ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、福祉サービスの組織と経営

8　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、令和９年３月９日（火曜日）午後に、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。

⑵　合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を令和９年３月12日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者は、令和９年３月31日（水曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。６の⑴のウからカに示した期日までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9　受験の申込みに必要な書類の請求

インターネットによる受験申込みを行う場合は、受験の手引等がなくても申し込むことができる。ただし、郵送で申し込む場合は、受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求を郵便はがきによって行うこととする。郵便はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「社会福祉士受験の手引○人分請求」と記載すること。）を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、郵送料は、受験申込者の負担とする。

10　その他

⑴　試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、障害等があるため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

11　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号ＳＥＭＰＯＳビル　郵便番号　150―0002　電話番号　03（3486）7521（平日午前９時30分から午後５時）　試験案内専用電話番号　03（3486）7559（音声案内）ホームページ　https://www.sssc.or.jp/

社会福祉士試験委員の公告

第39回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和８年８月７日

厚生労働大臣　上野賢一郎

試験委員長　栃本一三郎

副委員長

有村　大士	石川　鎮清	岩本　操
岡田　まり	片岡　靖子	潮谷　有二
武川　正吾	茶屋道拓哉	中川　純
西田　和弘	松端　克文	

委員

青井　夕貴	朝田　佳尚	池谷　秀登
石田賀奈子	伊藤　隆博	伊藤　優子
井上　浩平	梅谷　進康	大迫　秀樹
大西　雄一	岡﨑　幸友	尾方　欣也
金子　徹	鏑木奈津子	川久保　寛
河谷はるみ	川村　岳人	菊地　英明
北村　世都	汲田千賀子	久保田　純
黒田有志弥	小西　暁和	栄　セツコ
佐竹　要平	新保　祐光	菅原　里江
鈴木　忠義	鈴木　裕介	墓　豊
高野　和良	高野　龍昭	高野八千代
髙山由美子	竹島　太郎	田嶋　英行
辰野　文理	樽井　康彦	角田　亮
冨江　直子	冨永　忠祐	中井　俊雄
中村　卓治	中矢亜紀子	西﨑　緑
橋爪　幸代	橋本　理子	橋本有理子
畑　亮輔	早坂　聡久	原田　晃樹
菱沼　幹男	平部　康子	眞榮城和美
増田　和高	松倉真理子	山田　勝美
山本　博之	吉田　俊之	與那嶺　司
脇野幸太郎		

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法（平成９年法律第131号。以下「法」という。）第６条の規定により、第29回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和８年８月７日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年２月６日（土曜日）及び２月７日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3　試験科目　医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎、精神医学と精神医療、現代の精神保健の課題と支援、精神保健福祉の原理、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論

なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法及び社会福祉調査の基礎の試験が免除される。

4　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は132問、総試験時間は230分とする。

⑶　出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業した者（令和９年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において指定科目を修めて修了した者（令和９年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者

なお、指定科目は次のとおり（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第３号。以下「科目省令」という。）第１条に掲げる科目）であること。

ただし、法第７条第４号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において１年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑳までに掲げる科目とする。

①　医学概論
②　心理学と心理的支援
③　社会学と社会システム
④　社会福祉の原理と政策
⑤　地域福祉と包括的支援体制
⑥　社会保障
⑦　障害者福祉
⑧　権利擁護を支える法制度
⑨　刑事司法と福祉
⑩　社会福祉調査の基礎
⑪　精神医学と精神医療
⑫　現代の精神保健の課題と支援
⑬　ソーシャルワークの基盤と専門職
⑭　精神保健福祉の原理
⑮　ソーシャルワークの理論と方法
⑯　ソーシャルワークの理論と方法（専門）
⑰　精神障害リハビリテーション論
⑱　精神保健福祉制度論
⑲　ソーシャルワーク演習
⑳　ソーシャルワーク演習（専門）
㉑　ソーシャルワーク実習指導
㉒　ソーシャルワーク実習

⑵　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は専修学校の専門課程（修業年限３年以上のものに限る。）若しくは各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限３年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事したもの（令和９年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）

⑶　学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限２年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事したもの（令和９年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　学校教育法に基づく大学若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業した者（令和９年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において基礎科目を修めて修了した者（令和９年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において基礎科目を修めて、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、法第７条第２号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第２条に掲げる科目）であること。

①　医学概論
②　心理学と心理的支援
③　社会学と社会システム
④　社会福祉の原理と政策
⑤　地域福祉と包括的支援体制
⑥　社会保障
⑦　障害者福祉
⑧　権利擁護を支える法制度
⑨　刑事司法と福祉
⑩　社会福祉調査の基礎
⑪　ソーシャルワークの基盤と専門職
⑫　ソーシャルワーク演習

⑸　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は専修学校の専門課程（修業年限３年以上のものに限る。）若しくは各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限３年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑹　学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限２年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑺　社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑻　学校教育法に基づく大学を卒業した者又は精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第１条第３項で規定する者であって、法第７条第３号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑼　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第１条第６項に規定する者であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑽　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第１条第９項に規定する者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑾　指定施設において４年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験申込書　施行規則様式第１により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影したもの。

イ　社会福祉士である者であって、試験科目の免除を申請するものが提出する書類　社会福祉士登録証の写し

ウ　５の⑴に該当する者が提出する書類　大学等の長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

エ　５の⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書（提出が必要な場合の実務経験申告書を含む。以下同じ。）又は実務経験見込証明書（提出が必要な場合の実務経験申告書を含む。以下同じ。）

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

オ　５の⑷、⑸、⑹又は⑺に該当する者が提出する書類　精神保健福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ　５の⑻、⑼、⑽又は⑾に該当する者が提出する書類　精神保健福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和９年４月９日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ　第１回から第28回までの精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（法附則第２条の規定により受験票の交付を受けた者及び卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　インターネットにより受験申込みをする場合は、６の⑴において別に定めるものを除き、令和８年９月３日（木曜日）９時30分から令和８年10月２日（金曜日）23時59分までの間に、試験センターのホームページにより申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

イ　郵送により書類を提出する場合は、簡易書留郵便により、令和８年10月２日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により、希望試験地とならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、精神保健福祉士のみ受験する者は28,910円、社会福祉士を同時に受験する者は23,300円、精神保健福祉士と社会福祉士の共通科目免除者は22,950円とし、試験センターが指定する方法により納付すること。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和８年12月11日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

７　合格基準の考え方　次の２つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

⑴　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

⑵　⑴を満たした者のうち、以下の９科目群（施行規則第６条の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては５科目群）の各科目群全てにおいて得点のあったものであること。

①精神医学と精神医療　②現代の精神保健の課題と支援　③精神保健福祉の原理　④ソーシャルワークの理論と方法（専門）　⑤

精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論　⑥医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム　⑦社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度　⑧地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉　⑨ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎

8　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、令和９年３月９日（火曜日）午後に、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。

⑵　合格者には、精神保健福祉士国家試験合格証書を令和９年３月12日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　５の⑴から⑾までに該当する者で、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出したものについては、令和９年３月31日（水曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。令和９年４月９日（金曜日）までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9　受験の申込みに必要な書類の請求　インターネットによる受験申込みを行う場合は、受験の手引等がなくても申し込むことができる。ただし、郵送で申し込む場合は、受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求を郵便はがきによって行うこととする。郵便はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引の必要数（「精神保健福祉士受験の手引○人分請求」と記載すること。）を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、郵送料は、受験申込者の負担とする。

10　その他

⑴　試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、障害等があるため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

11　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号ＳＥＭＰＯＳビル　郵便番号150―0002　電話番号03（3486）7521（平日午前９時30分から午後５時）　試験案内専用電話番号03（3486）7559（音声案内）　ホームページ https://www.sssc.or.jp/

精神保健福祉士試験委員の公告

第29回精神保健福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和８年８月７日

厚生労働大臣　上野賢一郎

試験委員長　田中　英樹

副委員長

岩本　操　岡田　まり　片岡　靖子
勝又陽太郎　倉知　延章　潮谷　有二
鈴木　孝典　茶屋道拓哉　古橋　淳夫

委員

青井　夕貴　赤畑　淳　朝田　佳尚
五十嵐　俊　石田賀奈子　石田　賢哉
伊藤　隆博　井上　浩平　大迫　秀樹
大塚　俊弘　大西　雄一　岡崎　幸友
岡田　隆志　鬼塚　香　金子　徹
鏑木奈津子　川久保　寛　川崎　涼子
河谷はるみ　川村　岳人　菊地　英明
北村　世都　汲田千賀子　藏野ともみ
黒田有志弥　小西　暁和　齊藤　由美
栄　セツコ　島田　達洋　新保　祐光
菅原　里江　鈴木　剛　髙木　健志
高島　恭子　高野　和良　高野八千代
髙山由美子　竹島　太郎　辰野　文理
樽井　康彦　角田　亮　冨江　直子
冨永　忠祐　中井　俊雄　中村　卓治
中矢亜紀子　贄川　信幸　西﨑　緑
橋本　理子　橋本有理子　畑　亮輔
原田　晃樹　菱沼　幹男　平部　康子
眞榮城和美　増田　和高　松倉真理子
森田久美子　山本　博之　行實志都子
吉田　光爾　吉益　晴夫　與那嶺　司
脇野幸太郎

公　告

諸　事　項

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年八月七日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏名
六四二一	八、六、五	鈴木　幹彦
六四二二	八、六、一二	永田　強士
六四二三	八、六、二六	木村　恒平
六四二四	八、六、二六	蓮野　里美
六四二五	八、六、二六	園田　伸一
六四二六	八、六、二六	服部佐和子
六四二七	八、六、二六	山地　成典

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和八年八月七日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
七二七	木下　和夫	八、六、二六	本人からの申請
二二七	奥村　和義	八、六、二六	本人からの申請
六八二	古川　茂	八、六、二六	本人からの申請
一一一八	井澤　修治	八、六、一二	本人からの申請
一四六八	福留　正明	八、六、二六	本人からの申請
一八四三	森本　政夫	八、三、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二〇五〇	松本　安興	八、一、一九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第二号
二〇七三	森　和巳	八、六、二六	本人からの申請
二一九五	雨宮　幸雄	五、一二、二三	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二二一二	那須　栄治	八、六、二六	本人からの申請
二五五六	香川　憲生	八、二、五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三一九三	築地　雅樹	八、二、一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三二三八	米川　収	八、三、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三二九九	村松　孝明	八、二、五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三五六五	山本喜代志	八、三、三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三五八五	今井　慎一	八、六、二六	本人からの申請
三六九二	長谷川一彦	八、六、二六	本人からの申請
四二五〇	大島　崇史	八、六、二六	本人からの申請
四三八二	尾山　信行	八、六、二六	本人からの申請
四六一五	南出　利之	八、三、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
四六三九	松下　幸生	八、六、二六	本人からの申請
四七六八	八島　徳子	八、六、二六	本人からの申請
四八八一	藤田　傳次	八、六、一二	本人からの申請
五八〇九	中庭　毅人	八、六、二六	本人からの申請
五四一五	西山　孝幸	八、六、二六	本人からの申請
五六一九	舟田　浩幸	七、一二、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和八年八月七日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四三五二	永井翔太郎	七〇一九	六、九、三〇

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

令和８年８月１日

裁判所共済組合代表者
最高裁判所長官　今崎　幸彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
第４章　給付 （家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金） 第18条　法第57条若しくは第57条の２又は第57条の３の規定により家族療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。以下この条において同じ。）又は家族訪問看護療養費を支給する場合においては、次の各号に定めるところにより、家族療養費附加金又は家族訪問看護療養費附加金を支給する。 ⑴　家族療養費の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、当該家族療養費の計算の基礎となる療養に要した費用の額から当該家族療養費の額（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該高額療養費の額を加えた額）を控除して得た額（その額が現に組合員の負担した額を超えるときは、当該負担した額。次条において「組合員負担額」という。）が２万７千円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、５万４千円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。 ⑵　国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第11条の３の３第１項から第５項までの規定により合算して高額療養費を支給する場合（組合員の療養に係る金額のみを合算して高額療養費を支給する場合を除く。）には、これらの合算した額からこれらの規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（次条において「合算組合員負担額」という。）が５万４千円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、10万８千円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。 ［⑶・⑷　略］ 附　則 （一部負担金払戻金） 第６条　組合は、法附則第８条の規定に基づき、組合員が支払った一部負担金の額等（施行令第11条の３の３第１項第１号イからニまでの規定に掲げる金額をいう。以下同じ。）の払戻しについて、次の各号に掲げる金額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を一部負担金払戻金として支給する。ただし、当該金額が千円に満たないときは、この限りでない。 ⑴　療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算す	第４章　給付 （家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金） 第18条　法第57条若しくは第57条の２又は第57条の３の規定により家族療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。以下この条において同じ。）又は家族訪問看護療養費を支給する場合においては、次の各号に定めるところにより、家族療養費附加金又は家族訪問看護療養費附加金を支給する。 ⑴　家族療養費の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、当該家族療養費の計算の基礎となる療養に要した費用の額から当該家族療養費の額（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該高額療養費の額を加えた額）を控除して得た額（その額が現に組合員の負担した額を超えるときは、当該負担した額。次条において「組合員負担額」という。）が２万５千円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、５万円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。 ⑵　国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第11条の３の３第１項から第５項までの規定により合算して高額療養費を支給する場合（組合員の療養に係る金額のみを合算して高額療養費を支給する場合を除く。）には、これらの合算した額からこれらの規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（次条において「合算組合員負担額」という。）が５万円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、10万円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。 ［⑶・⑷　同左］ 附　則 （一部負担金払戻金） 第６条　組合は、法附則第８条の規定に基づき、組合員が支払った一部負担金の額等（施行令第11条の３の３第１項第１号イからニまでの規定に掲げる金額をいう。以下同じ。）の払戻しについて、次の各号に掲げる金額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を一部負担金払戻金として支給する。ただし、当該金額が千円に満たないときは、この限りでない。 ⑴　療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算す

る。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が２万７千円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、５万４千円）を超える場合にその超える金額	る。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が２万５千円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、５万円）を超える場合にその超える金額
⑵　一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算した一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が５万４千円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、10万８千円）を超える場合にその超える金額	⑵　一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算した一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が５万円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、10万円）を超える場合にその超える金額
［２　略］	［２　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則（令和８年８月１日一部変更）

1　この変更は、令和８年８月１日から施行する。

2　変更後の第18条第１号及び第２号並びに附則第６条第１項の規定は、令和８年８月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

令和７年度裁判所共済組合の決算に関する公告

令和８年８月７日

東京都千代田区隼町４－２

裁判所共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	9,816	流動負債	456
固定資産	0	固定負債	1,512
		剰余金	7,848
合　計	9,816	合　計	9,816

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	20,936	経常収益	20,293
特別損失	4	特別利益	19
当期利益金	244	当期損失金	872
合　計	21,184	合　計	21,184

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	178	流動負債	58
固定資産	34	剰余金	154
合　計	212	合　計	212

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	49	経常収益	63
特別損失	1	特別利益	0
当期利益金	13	当期損失金	0
合　計	63	合　計	63

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	1,090	流動負債	15
固定資産	0	剰余金	1,075
合　計	1,090	合　計	1,090

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	475	経常収益	435
特別損失	4	特別利益	0
当期利益金	0	当期損失金	44
合　計	479	合　計	479

4　医療経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	651	流動負債	4
固定資産	2	固定負債	26
		剰余金	623
合　計	653	合　計	653

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	64	経常収益	30
特別損失	0	特別利益	4
当期利益金	0	当期損失金	30
合　計	64	合　計	64

5　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	981	流動負債	43
固定資産	2,047	固定負債	0
		剰余金	2,985
合　計	3,028	合　計	3,028

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	77	経常収益	138
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	61	当期損失金	0
合　計	138	合　計	138

6　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	1,497	流動負債	10
固定資産	861	固定負債	0
		剰余金	2,348
合　計	2,358	合　計	2,358

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	18	経常収益	25
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	7	当期損失金	0
合　計	25	合　計	25

7　財形経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	0	流動負債	0
固定資産	201	固定負債	201
		剰余金	0
合　計	201	合　計	201

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	2	経常収益	2
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	0	当期損失金	0
合　計	2	合　計	2

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第９号

東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を令和８年11月15日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

令和８年８月７日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

記

１　縦覧開始の日　令和８年９月４日
（縦覧期間２週間）

２　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

３　縦覧場所　港区高輪三丁目24番16号品川偕成ビル５階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部品川現地事務所

解散命令公告

広島県公告

下記に掲げる生産森林組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れず、森林組合法（昭和53年法律第36号）第114条の２の規定に基づき解散命令の要旨を次のとおり公告する。

令和８年８月７日　広島県知事　横田　美香

記

名称及び主たる事務所の所在地

二重坂生産森林組合

広島県庄原市西城町八鳥583番地

命令の要旨

森林組合法第114条の規定に基づき解散を命ずる。

なお、この処分について不服があるときには、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、広島県知事に対して審査請求することができる（処分があったことを知った日から３か月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には、正当な理由がない限り審査請求することができなくなる。）。

また、この処分に対して処分の取消しの訴えを提起するときには行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から６か月以内に広島県知事を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（処分があったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には正当な理由がない限り処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

札幌市豊平区月寒東二条三丁目六番八号

株式会社丸北札幌ニチデン

代表清算人　小林　大祐

解散公告

当法人は、令和八年七月七日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

札幌市南区川沿十六条一丁目一番五―四〇一号　特定非営利活動法人シン・サッポロチェスクラブ

清算人　ドリグラス　マチュイ　パヴェウ

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

北海道帯広市緑ケ丘八丁目一番地三七

有限会社ステーションとくら洋品

清算人　鈴木　裕子

解散公告

当社は、令和八年六月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

札幌市中央区大通東四丁目四番地

株式会社札幌経営指導センター

代表清算人　島　秀幸

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

秋田県秋田市八橋イサノ一丁目一七番二四号

有限会社総合電装サービス

清算人　佐藤　勲

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

山形県長井市中道一丁目五番三三号

有限会社丸栄自動車

清算人　児玉　仁

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

福島県須賀川市向陽町六八八番地

有限会社システムサービス

清算人　風間　春記

解散公告

当社は、令和八年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

茨城県坂東市逆井一七一八番地七三

株式会社茨城パッケージ

代表清算人　野口　惠夫

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

栃木県那須塩原市南赤田三二三番地一五

トチノキ自動車有限会社

清算人　君島　基子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

埼玉県八潮市大字大曽根二六八番地二

株式会社コンテック

代表清算人　近藤　昭浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

イオンマーケットインベストメント株式会社

代表清算人　米満　昭弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

千葉市美浜区磯辺五丁目一二番一棟四〇四号

合同会社縁家

清算人　樋口　敦

解散公告

当社は、令和八年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

千葉県松戸市北松戸三丁目二―一五―二〇二

ユノキ株式会社

代表清算人　ボチゲレル・ムンクエレデネ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都新宿区北新宿二丁目二一番一号

株式会社ケイコーポレーション

代表清算人　米満　昭弘

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都足立区興野二丁目三番二号

株式会社ｕｐ　ｓｔａｉｒｓ

代表清算人　上田　緑夏

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

合同会社ＡＬＥＲＯ７３

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和八年七月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都町田市大蔵町七九八番地

株式会社鶴川自動車

代表清算人　大塚　良子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

Ｓｉｔｅｉｍｐｒｏｖｅ株式会社

代表清算人　米田　尚司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都世田谷区砧四丁目八番一九号

株式会社田端インターナショナル

代表清算人　田中　紫織

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都杉並区南荻窪二丁目三八番一一号

一般社団法人ｆｏｒ　Ｃｉｔｉｅｓ

代表清算人　田澤由佳子

代表清算人　杉田真理子

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇－二〇一号

合同会社ＧＫ０４０

清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇－二〇一号

一般社団法人ＳＨ０４０

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和八年七月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都杉並区梅里二丁目二五番一三号高円寺プラザ二一一号－Ｆ室

金沢テック合同会社

清算人　楊　明

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都渋谷区桜丘町七番三号ベラコート渋谷二〇三

Ｚｅｐｈｙｒ　Ｔｒａｄｉｎｇ合同会社

清算人　ハタミアン・エミン

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ　真打ブレインズ合同会社

代表清算人　髙橋　明宏

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都品川区上大崎三丁目一四番三四号プラスワン四〇二

一般社団法人オーロラメディカル

代表清算人　角谷　明子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都港区南青山五丁目一七番二号五Ｆ表参道プラザ　株式会社アッシュエール

代表清算人　中野　久由

解散公告

当社は、令和八年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都台東区清川一丁目二三番一二号

有限会社日光荘

清算人　阿部美智子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都練馬区練馬一丁目二〇番八号日建練馬ビル二Ｆ　株式会社朋友社

代表清算人　鈴木　卓矢

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都新宿区西新宿七丁目五番五号Ｐｌａｚａ西新宿ＵＣＦ四階

合同会社わくわくたぬき

清算人　加賀　雅文

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号

日本橋三丁目スクエア一一階

ＡＪＰ　Ｏｃｔｏｂａｌｌ合同会社

清算人　清水　庸三

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都千代田区飯田橋三丁目六番八号

株式会社林商店

代表清算人　林　浩子

解散公告

当組合は、令和元年十月十五日存続期間の満了により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

i－Ｔａｘ有限責任事業組合

清算人　飯田　律

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

ＡＣ15合同会社

清算人　髙橋　通彰

解散公告

当社は、令和八年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都千代田区飯田橋三丁目六番八号

株式会社日進機械製作所

代表清算人　平尾　榮一

解散公告

当法人は、令和八年七月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都中央区新川二丁目二七番一号

御堂筋共同ビル開発一般社団法人

代表清算人　松野伊佐子

解散公告

当社は、令和八年七月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都中野区弥生町一丁目一番一一号

エフエムテック株式会社

代表清算人　前川　了一

解散公告

当社は、令和八年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

東京都三鷹市新川三丁目一八番一〇号

株式会社Ｍ＆Ｍ

代表清算人　**角**田　誠

解散公告

当社は、令和八年七月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

横浜市青葉区美しが丘三丁目二五番地四

株式会社3丁目カフェ

代表清算人　大野　承

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

横浜市鶴見区上の宮二丁目一〇番三号

有限会社緑泉造園

清算人　瀧川　徹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

神奈川県鎌倉市大船五丁目二番二六号

株式会社丸十

代表清算人　片倉　基行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

神奈川県横浜市神奈川区金港町七番三号金港ビル七階

コメオ合同会社

清算人　小嶋　恵美

解散公告

当社は、平成二十二年四月五日新事業創出促進法に規定する解散事由の発生により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

富山市婦中町蛍川一〇四番地一八

有限会社ピュア・ライフ

清算人　室岡　秀夫

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

富山県氷見市大浦字三乗寺一二番地三〇

有限会社中央製作所

清算人　細井　明

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

福井県敦賀市木崎一四号二〇番地の二

有限会社エヌ・エル・エス

清算人　西村　健治

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

長野県長野市稲田三丁目二三番五号

富長株式会社

代表清算人　横山　長幸

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

長野県佐久市協和二〇九三番

シーマ株式会社

代表清算人　新屋ひかり

解散公告

当法人は、令和八年六月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

岐阜県郡上市大和町剣一九〇一番地

特定非営利活動法人コミシス郡上

清算人　畑中　修一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

静岡県浜松市中央区入野町一六一〇二番地の九

株式会社フソウ・メンテナンス

代表清算人　上床　伸予

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

静岡県磐田市十郎島二一番地

有限会社神谷薬局

清算人　神谷　徳彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

愛知県一宮市大江一丁目12番7号

合同会社Ｄａｙｓ

代表清算人　ササノ　クリスティーナ　クルズ

解散公告

当法人は、令和八年三月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

愛知県豊田市保見ヶ丘五丁目一番地八

特定非営利活動法人保見ヶ丘国際交流センター

清算人　楓原　和子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

名古屋市東区葵三丁目三番八号

株式会社Ｘｅｒｏ

代表清算人　加藤　園子

解散公告

当社は、令和八年四月一日社員全員の一致をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

愛知県清須市新清洲五丁目四番地一四

合同会社アルファ工業

清算人　アバ・ユンノス

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

名古屋市中区富士見町一四番一五号

株式会社キッズ

代表清算人　服部　園女

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

愛知県あま市森東町長一三番地七三

合同会社Ｌｉｎｋ

清算人　鈴木　弘志

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

三重県伊賀市服部町二一七〇番地

株式会社ロートピアアイエスエム

代表清算人　小川　幸子

解散公告

当法人は、令和八年六月十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

滋賀県近江八幡市安土町西老蘇一八番地三八

特定非営利活動法人安土大好きみんなの会

清算人　森山　馨

解散公告

当社は、令和八年七月二十二日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

滋賀県野洲市吉地一三二〇番地二

株式会社堀光

代表清算人　堀井　勝浩

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

滋賀県長浜市本庄町七七一番地

有限会社高森製材ランバーハウス

清算人　髙森喜兵衛

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

大阪府吹田市山田西一丁目一六番一号

株式会社平和工業

代表清算人　今川　伸治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

大阪市城東区野江四丁目九番七号三Ａ号室

アジヨシ株式会社

代表清算人　陳　洪軍

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

大阪市北区本庄東三丁目三番七号マンション淀三〇二Ａ

春夏夏株式会社

代表清算人　張　志強

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

大阪府松原市天美南三―一〇―二五ＵＩＩＴＶ番館二〇一号室

宸光株式会社

代表清算人　張　志強

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

大阪府門真市月出町五番三六号

有限会社ハマダ産業

清算人　濱田　有加

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

大阪府枚方市養父丘一丁目一二番一九号

株式会社フジックス

代表清算人　藤井　洋子

解散公告

当社は、令和八年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

大阪府大阪市淀川区木川西四丁目二番一六号朝日プラザ梅田北デラ・リブジェ五〇二号室

代表清算人　王　小　麗　百益株式会社

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

大阪府吹田市江坂町二丁目二番二〇号

メリック株式会社

代表清算人　伊藤　恭

解散公告

当社は、令和八年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

大阪府堺市堺区築港南町六番地

双和運輸倉庫株式会社

代表清算人　戸澤　義孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

大阪市住吉区万代五丁目四番二号万代北村マンション二〇五号　有限会社アロハ

清算人　北村　和栄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

大阪府守口市金田町三丁目一四番九号

有限会社エムケイ

清算人　竹下　雅江

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

兵庫県加古郡播磨町新島二三番地

一般社団法人柳原

代表清算人　金澤　知里

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

神戸市灘区記田町三丁目二番一五―四〇七号

ヒョータンクロージング株式会社

代表清算人　平井　幸二

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

奈良県五條市今井二丁目二番五二号

株式会社高崎組

代表清算人　髙﨑　浩司

解散公告

当社は、令和八年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

奈良県奈良市大宮町四丁目二四三番地の一―五〇二号

有限会社スウィートメモリー

清算人　小畑　治

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

和歌山市中一一六番地一一―一〇二号室

株式会社勇気

代表清算人　福島　明弘

解散公告

当社は、令和八年七月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

広島市中区三川町六番一一ライフメントビル三〇一号

ＭＡＲＳ合同会社

代表清算人　世羅　真弓

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

徳島県鳴門市北灘町大浦字東浦一〇五番地

ＮＰＯ法人ガンバール渦のまち

清算人　尾瀬榮喜雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

香川県坂出市江尻町七二八―三

合同会社バンダル

代表清算人　濵野　新太

解散公告

当社は、令和八年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

愛媛県松山市鴨川二丁目一二番七号

有限会社三和保険事務所

清算人　宇髙　卓

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

愛媛県松山市久米窪田町四六〇番地三一

中外エンジニアリング株式会社

代表清算人　弓﨑　博史

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

愛媛県松山市桑原四丁目三番七号

有限会社愛媛ゼミナール

代表清算人　稲葉　隆一

解散公告

当社は、令和六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

福岡市早良区室見四丁目一番二二号三一四号

三猫株式会社

代表清算人　盧　錦輝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

福岡市南区高宮一丁目三番二九―八〇二号

株式会社古賀ビル

代表清算人　山下　靖子

解散公告

当社は、令和八年六月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

北九州市小倉北区田町一五番二三号

有限会社美容の本宮

代表清算人　大島　教帆

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

福岡県糸島市高祖一六七番地の三

有限会社前原農産本圃

清算人　吉田　孝行

解散公告

当社は、令和八年八月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

熊本市中央区水前寺公園一三番四五―一四〇三号

丸扇合同会社

清算人　平金　雄二

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

川崎市川崎区砂子二丁目一〇番地七ルリエ川崎駅前三〇三

管理組合法人ルリエ川崎駅前

清算人　井ノ本真佐夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

島根県出雲市斐川町荘原三〇八三番地

宗教法人日本ホーリネス教団出雲エシュルン教会

清算人　中道　善次

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年七月二十一日の山口県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

山口県山口市小郡大正町一五番七号

新山口駅北地区市街地再開発組合

清算人　石田光一郎

清算人　平田　雅典

解散公告（第二回）

当法人は、福島地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

福島県福島市佐倉下字林泉二四番地

宗教法人大寶院

清算人　弁護士　大河内敬子

連絡先　福島県福島市北五老内町一番三号

福島法曹ビル三〇五号菅野浩司法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年七月二日開催の社員総会の決議により、令和八年七月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

埼玉県春日部市栄町一丁目三三四番地

医療法人松栄会

清算人　岩松久美子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年七月十五日に当法人の社員全員が退社し、社員の欠乏（医療法第五十五条第一条第五項）が生じたことにより令和八年七月十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目七番一六号

医療法人社団皓歯会

清算人　今井　尚子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

名古屋市緑区古鳴海二丁目一三八番地

医療法人惠会

清算人　伊藤　久惠

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年七月八日香川県知事の認可を受けて解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

香川県仲多度郡まんのう町炭所西六七〇番地

炭所西生産森林組合

清算人　曽我部　強

第六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部

流動資産	一八、七八六
固定資産	三、四三五、九〇〇
資産合計	三、四五四、六八六
負債及び正味財産の部	
流動負債	三、四四八、七九九
指定正味財産	七二
一般正味財産	五、八一五
負債及び正味財産合計	三、四五四、六八六

令和八年八月七日

京都市下京区烏丸通高辻下る薬師前町七〇七番地

公益財団法人ワタキュー財団

代表理事　村田　清和

公益信託藤村兼吉・千恵子記念奨学基金第三十三期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に規定する者二名に対し、八四万円の奨学金を給付した。

二、財産目録（令和八年三月三十一日現在）

資産合計	一、〇四八、六一三円
負債合計	〇円
正味信託財産	一、〇四八、六一三円

令和八年八月七日

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

公益信託藤村兼吉・千恵子記念奨学基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金第二十八期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、計十七件総額九、〇〇〇、〇〇〇円の助成金を給付した。

二、財産目録（令和八年三月三十一日現在）

資産合計	三四、二五七、五一〇円
負債合計	〇円
正味信託財産	三四、二五七、五一〇円

令和八年八月七日

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金

代表受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託中村ものづくり庄内奨学基金第二十二期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、奨学金として二名に対し総額一二〇万円の給付を行った。

二、財産目録（令和八年三月三十一日現在）

資産合計	三、九九一、八四三円
負債合計	〇円
正味信託財産	三、九九一、八四三円

令和八年八月七日

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

公益信託中村ものづくり庄内奨学基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託椎木正和記念アジア留学生奨学基金第三十二期決算公告

一、事業概要

福岡県内のアジアからの大学院留学生六名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

二、財産目録　令和八年三月三十一日現在

資産合計　二七五、七一二、三三一円

負債合計　〇円

正味信託財産　二七五、七一二、三三一円

令和八年八月七日

福岡市中央区天神二丁目一三番一号

公益信託椎木正和記念アジア留学生奨学基金

受託者　株式会社福岡銀行

（仮称）大関山風力発電事業の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役　小野田　泰
東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー

二、対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）大関山風力発電事業
風力発電事業（陸上）
発電設備出力　最大六万三千キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業を実施しないこととしましたので、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

令和八年八月七日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー
ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役　小野田　泰

第４期決算公告

令和８年６月４日
福島県双葉郡浪江町権現堂字上蔵役目34番地
アクアコネクトなみえ株式会社
代表取締役　増井　俊輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,472
	固定資産	902,771
	資産合計	**927,243**
負債及び純資産の部	流動負債	28,763
	固定負債	934,898
	株主資本	△36,418
	資本金	10,000
	利益剰余金	△46,418
	その他利益剰余金	△46,418
	（うち当期純損失）	(24,407)
	負債・純資産合計	**927,243**

第 24 期 決 算 公 告

令和８年８月７日
東京都千代田区神田神保町一丁目11番地
さくら綜合事務所内
エヌアンドエム・
ファンディング・コーポレーション
日本における代表者　杉本　　茂

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,060,625
	合計	33,060,625
負純資産及のび部	流動負債	33,034,061
	株主資本	26,564
	資本金	118
	利益剰余金	26,445
	その他利益剰余金	26,445
	（うち当期純利益）	(2,065)
	合計	33,060,625

第 74 期 決 算 公 告

令和８年８月７日
埼玉県所沢市東町20番10号
株式会社吉村
代表取締役　吉村　久朋

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	679,071
	固定資産	653,596
	合計	1,332,667
負純資産及のび部	流動負債	546,658
	固定負債	508,072
	株主資本	277,936
	資本金	20,000
	利益剰余金	257,936
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	257,436
	（うち当期純利益）	(30,942)
	合計	1,332,667

第 21 期決算公告

令和８年８月７日
埼玉県入間市新光243番地14ベルハイツ
Ｄ号棟101
株式会社コスモス
代表取締役　木下　晶夫

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	44,090
	固定資産	16,738
	繰延資産	484
	合計	61,313
負純資産及のび部	流動負債	17,836
	固定負債	2,398
	株主資本	41,078
	資本金	3,000
	利益剰余金	38,078
	その他利益剰余金	38,078
	（うち当期純利益）	(6,729)
	合計	61,313

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都港区北青山二丁目14番４号
株式会社フジパシフィックミュージック
代表取締役　立本　洋之

貸借対照表の要旨（令和８年３月10日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	10,276
	固定資産	5,496
	合計	15,773
負純資産及のび部	流動負債	4,232
	固定負債	607
	株主資本	10,919
	資本金	60
	利益剰余金	10,859
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	10,844
	（うち当期純利益）	(688)
	評価・換算差額等	13
	合計	15,773

第 39 期決算公告

令和８年８月７日
東京都中央区日本橋二丁目10番４号
株式会社ニューリブラ
代表取締役　髙山　芳之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	918,224
	固定資産	3,649,861
	資産合計	4,568,086
負純資産及のび部	流動負債	7,901
	固定負債	2,272,609
	株主資本	2,238,912
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,228,912
	その他利益剰余金	2,228,912
	（うち当期純損失）	(41,158)
	評価・換算差額等	48,661
	その他有価証券評価差額金	48,661
	負債・純資産合計	4,568,086

第 14 期決算公告

令和８年６月17日
東京都文京区後楽一丁目４番14号
株式会社ロカリオ
代表取締役　君永　義隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	529,448
	固定資産	3,259
	資産合計	532,708
負純資産及のび部	流動負債	197,731
	（賞与引当金）	(16,217)
	固定負債	1,110
	株主資本	333,866
	資本金	49,800
	資本剰余金	49,800
	資本準備金	49,800
	利益剰余金	234,266
	その他利益剰余金	234,266
	（うち当期純損失）	(79,043)
	負債・純資産合計	532,708

第 22 期 決 算 公 告

令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社エイチ・ティ・ソリューションズ
代表取締役　川畑　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	100,342
	固定資産	329
	合計	100,671
負純資産及のび部	流動負債	10,558
	賞与引当金	271
	その他	10,287
	株主資本	90,112
	資本金	10,000
	利益剰余金	80,112
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	77,612
	（うち当期純利益）	(43)
	合計	100,671

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月29日
東京都中央区東日本橋二丁目１番５号
ニュースアセットマネジメント株式会社
代表取締役　中園　和博

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,519
	固定資産	5,000
	資産合計	38,519
負純資産及のび部	流動負債	31,717
	固定負債	—
	株主資本	6,802
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,197
	その他利益剰余金	△3,197
	（うち当期純損失）	(376)
	負債・純資産合計	38,519

第 22 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
東京都千代田区神田小川町２丁目１番地
株式会社シンコーミュージック・
パブリッシャーズ
代表取締役　草野　夏矢

貸借対照表の要旨（令和８年３月10日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	231,245
	固定資産	1,003
	合計	232,248
負純資産及のび部	流動負債	89,888
	株主資本	142,360
	資本金	10,000
	利益剰余金	132,360
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	129,860
	（うち当期純利益）	(54,468)
	合計	232,248

第 29 期 決 算 公 告

令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社コアアセットマネジメント
代表取締役　工藤　　優

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	682,891
	固定資産	940,477
	合計	1,623,368
負純資産及のび部	流動負債	63,702
	株主資本	1,559,666
	資本金	100,000
	資本剰余金	28,586
	その他資本剰余金	28,586
	利益剰余金	1,431,079
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,406,079
	（うち当期純利益）	(666,904)
	合計	1,623,368

第 10 期 決 算 公 告

令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社トレジャーガイド
代表取締役　和田　拓士

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,767
	合計	1,767
負純資産及のび部	流動負債	2,445
	株主資本	△677
	資本金	10,000
	資本剰余金	97,816
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	95,316
	利益剰余金	△108,494
	その他利益剰余金	△108,494
	（うち当期純損失）	(3,863)
	合計	1,767

第 11 期 決 算 公 告

令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社ピスケス
代表取締役　和田　拓士

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	49,779
	合計	49,779
負純資産及のび部	流動負債	597
	株主資本	49,181
	資本金	60,000
	資本剰余金	42,921
	資本準備金	1,707
	その他資本剰余金	41,213
	利益剰余金	△53,739
	その他利益剰余金	△53,739
	（うち当期純損失）	(3,778)
	合計	49,779

第11期決算公告　令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社ＵＨ５
代表取締役　井上　明怜
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	438,572
	固定資産	6,863,672
	合計	7,302,244
負債及び純資産の部	流動負債	26,951
	固定負債	6,168,000
	株主資本	1,841,514
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,860,000
	その他資本剰余金	1,860,000
	利益剰余金	△118,485
	その他利益剰余金	△118,485
	（うち当期純利益）	(1,689,340)
	評価・換算差額等	△734,221
	合計	7,302,244

第４期決算公告
令和８年８月７日
東京都豊島区南池袋二丁目９番９号
株式会社エヌオーアイ
代表取締役　井上　明怜
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	402,645
	固定資産	10,805,311
	合計	11,207,956
負債及び純資産の部	流動負債	16,127
	固定負債	8,711,822
	株主資本	2,248,876
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,238,876
	その他利益剰余金	2,238,876
	（うち当期純利益）	(43,613)
	評価・換算差額等	231,130
	合計	11,207,956

第３期決算公告
令和８年８月７日
東京都豊島区南池袋二丁目９番９号
株式会社アイビー
代表取締役　井上　明怜
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	448,971
	固定資産	20,993,030
	合計	21,442,001
負債及び純資産の部	流動負債	31,027
	固定負債	16,955,036
	株主資本	4,403,019
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,393,019
	その他利益剰余金	4,393,019
	（うち当期純利益）	(70,342)
	評価・換算差額等	52,917
	合計	21,442,001

第22期決算公告
令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社ノーブルコミュニケーション
代表取締役　細谷　宗司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,816,739
	固定資産	4,879
	合計	2,821,618
負債及び純資産の部	流動負債	2,266,398
	固定負債	418,303
	株主資本	136,916
	資本金	90,000
	利益剰余金	172,055
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	149,555
	（うち当期純利益）	(23,284)
	自己株式	△125,138
	合計	2,821,618

第21期決算公告
令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社Hi—Bit
代表取締役　細谷　宗司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	119,439
	合計	119,439
負債及び純資産の部	流動負債	141,751
	株主資本	△22,312
	資本金	10,000
	資本剰余金	381,000
	その他資本剰余金	381,000
	利益剰余金	△413,312
	利益準備金	25,250
	その他利益剰余金	△438,562
	（うち当期純損失）	(4,742)
	合計	119,439

第23期決算公告　令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社ネットワークサービス
代表取締役　和田　拓士
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	145,156
	固定資産	△174
	合計	144,982
負債及び純資産の部	流動負債	3,648
	株主資本	141,334
	資本金	90,000
	資本剰余金	3,943
	資本準備金	3,943
	利益剰余金	47,390
	利益準備金	18,556
	その他利益剰余金	28,834
	（うち当期純損失）	(2,591)
	合計	144,982

第１期決算公告
令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社Ｋ892
代表取締役　柴田　亮
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,000
	合計	2,000
負債及び純資産の部	流動負債	239
	株主資本	1,760
	資本金	2,000
	利益剰余金	△239
	その他利益剰余金	△239
	（うち当期純損失）	(239)
	合計	2,000

第６期決算公告
令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社ＨＢＤホールディングス
代表取締役　和田　拓士
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,560,375
	固定資産	4,175,542
	合計	19,735,918
負債及び純資産の部	流動負債	75,823
	株主資本	19,660,094
	資本金	100,000
	資本剰余金	192
	その他資本剰余金	192
	利益剰余金	19,559,902
	その他利益剰余金	19,559,902
	（うち当期純利益）	(3,336,184)
	合計	19,735,918

第33期決算公告
令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社京王ズホールディングス
代表取締役　細谷　宗司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,607,842
	固定資産	186,185
	合計	1,794,028
負債及び純資産の部	流動負債	1,561,533
	株主資本	232,494
	資本金	100,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	107,494
	利益準備金	10,992
	その他利益剰余金	96,502
	（うち当期純損失）	(17,870)
	合計	1,794,028

第１期決算公告
令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
光通信アセットストラテジーズ株式会社
代表取締役　永井　裕恭
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,012
	合計	10,012
負債及び純資産の部	流動負債	55
	株主資本	9,956
	資本金	10,000
	利益剰余金	△43
	その他利益剰余金	△43
	（うち当期純損失）	(43)
	合計	10,012

第１期決算公告
令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
光通信アセットパートナーズ株式会社
代表取締役　大橋　弘幸
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,952
	合計	3,952
負債及び純資産の部	流動負債	1,921
	株主資本	2,030
	資本金	10,000
	利益剰余金	△7,969
	その他利益剰余金	△7,969
	（うち当期純損失）	(7,969)
	合計	3,952

第１期決算公告
令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
光通信投資管理株式会社
代表取締役　髙橋　正人
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,849
	合計	9,849
負債及び純資産の部	流動負債	17
	株主資本	9,831
	資本金	10,000
	利益剰余金	△168
	その他利益剰余金	△168
	（うち当期純損失）	(168)
	合計	9,849

第17期決算公告　2026年８月７日
東京都文京区小石川五丁目５番５号
Pezyotta Digital Data Machine株式会社
代表取締役　陳　　崢
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	34,769
	固定資産	2,712,697
	資産合計	**2,747,466**
負債及び純資産の部	流動負債	213,102
	固定負債	15,877
	株主資本	2,518,487
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,727,460
	その他資本剰余金	2,727,460
	利益剰余金	△308,973
	その他利益剰余金	△308,973
	（うち当期純損失）	（330,871）
	負債・純資産合計	**2,747,466**

第１期決算公告
令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社Ｋ891
代表取締役　柴田　　亮
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,000
	合計	**1,000**
負債及び純資産の部	流動負債	239
	株主資本	760
	資本金	1,000
	利益剰余金	△239
	その他利益剰余金	△239
	（うち当期純損失）	（239）
	合計	**1,000**

第１期決算公告
令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社コア・キャッシュマネジメント
代表取締役　杉田　将夫
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,062
	合計	**10,062**
負債及び純資産の部	流動負債	249
	株主資本	9,812
	資本金	10,000
	利益剰余金	△187
	その他利益剰余金	△187
	（うち当期純損失）	（187）
	合計	**10,062**

第66期決算公告　令和８年８月７日
名古屋市守山区下志段味三丁目2302番地
メーキュー株式会社
代表取締役社長　山本　貴廣
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,282,863
	固定資産	2,180,542
	合計	**3,463,406**
負債及び純資産の部	流動負債	1,991,387
	固定負債	667,568
	株主資本	804,450
	資本金	50,000
	利益剰余金	754,450
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	739,450
	（うち当期純利益）	（4,786）
	合計	**3,463,406**

第36期決算公告
2026年５月28日
新潟県柏崎市駅前１丁目３番１号
株式会社ブルボン再生医科学研究所
代表取締役社長　吉田　　康
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,703
	資産合計	**10,703**
負債及び純資産の部	流動負債	672
	株主資本	10,031
	資本金	70,000
	利益剰余金	△ 59,968
	その他利益剰余金	△ 59,968
	（うち当期純損失）	（6,254）
	負債・純資産合計	**10,703**

第12期決算公告　令和８年８月７日
新潟県上越市福田町１番地
直江津エネルギーセンター株式会社
代表取締役　長谷川哲也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,330,995
	固定資産	5,674,238
	合計	**9,005,233**
負債及び純資産の部	流動負債	2,065,953
	固定負債	5,559,605
	株主資本	1,379,674
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,260,000
	（うち資本準備金）	（50,000）
	利益剰余金	69,674
	その他利益剰余金	69,674
	（うち当期純損失）	（305,500）
	合計	**9,005,233**

第２期決算公告
令和８年８月７日
名古屋市中区丸の内３丁目20番17号
株式会社ＳＡＩＬＩＮＧ　ＷＯＮＤＥＲ
代表取締役　杉山　博紀
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	65,036
	固定資産	249
	合計	**65,286**
負債及び純資産の部	流動負債	7,056
	株主資本	58,230
	資本金	70,000
	利益剰余金	△11,769
	その他利益剰余金	△11,769
	（うち当期純損失）	（8,832）
	合計	**65,286**

第２期決算公告
令和８年８月７日
名古屋市中区丸の内３丁目20番17号
株式会社ＷＩＺ
代表取締役　森野　浩司
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	35,438
	合計	**35,438**
負債及び純資産の部	流動負債	5,351
	株主資本	30,086
	資本金	20,000
	利益剰余金	10,086
	利益準備金	206
	その他利益剰余金	9,880
	（うち当期純利益）	（8,018）
	合計	**35,438**

第53期決算公告　令和８年８月７日
名古屋市南区加福町二丁目５番２
ナゴヤフード株式会社
代表取締役社長　山本　貴廣
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	626,550
	固定資産	1,642,144
	合計	**2,268,695**
負債及び純資産の部	流動負債	462,171
	固定負債	1,401,809
	株主資本	404,713
	資本金	41,400
	資本剰余金	55,585
	利益剰余金	361,040
	利益準備金	10,500
	その他利益剰余金	350,540
	（うち当期純利益）	（63,487）
	自己株式	△53,311
	合計	**2,268,695**

第８期決算公告　令和８年８月７日
滋賀県草津市岡本町845番地
ツカサ産業株式会社
代表取締役　上田　裕章
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	617,577
	固定資産	1,579,087
	合計	**2,196,664**
負債及び純資産の部	流動負債	275,001
	固定負債	96,834
	株主資本	1,824,829
	資本金	50,000
	資本剰余金	781,765
	資本準備金	781,765
	利益剰余金	993,064
	その他利益剰余金	993,064
	（うち当期純利益）	（269,872）
	合計	**2,196,664**

第33期決算公告　令和８年８月７日
滋賀県大津市坂本三丁目15番18号
株式会社大津ガスサービスセンター
代表取締役　山極　正勝
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	301,070
	固定資産	222,174
	資産合計	**523,244**
負債及び純資産の部	流動負債	156,394
	固定負債	218,908
	株主資本	147,942
	資本金	50,000
	利益剰余金	102,423
	利益準備金	5,953
	その他利益剰余金	96,471
	（うち当期純利益）	（23,898）
	自己株式	△4,481
	負債・純資産合計	**523,244**

第36期決算公告
令和８年６月26日
三重県伊賀市炊村3008番地
日本ファイン株式会社
代表取締役　吉川　孝博
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	489,810
	固定資産	64,529
	合計	**554,339**
負債及び純資産の部	流動負債	172,863
	固定負債	116,091
	株主資本	265,385
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	245,385
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	242,885
	（うち当期純利益）	（23,809）
	合計	**554,339**

第４期決算公告

令和８年８月７日
広島市西区己斐本町三丁目17番24号
テラスホールディングス株式会社
代表取締役　桑原　明夫

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	211,115
	固定資産	1,248,529
	繰延資産	24,635
	合計	1,484,280
負純資産及のび部	流動負債	218,399
	固定負債	865,356
	株主資本	400,524
	資本金	100,000
	資本剰余金	277,652
	その他資本剰余金	277,652
	利益剰余金	22,872
	その他利益剰余金	22,872
	（うち当期純利益）	(39,698)
	合計	1,484,280

第37期決算公告

令和８年６月25日
和歌山県紀の川市桃山町段195番地の５
和歌山王子コンテナー株式会社
代表取締役社長　石川　清士

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	953,214
	固定資産	703,125
	資産合計	1,656,339
負純資産及のび部	流動負債	1,832,151
	固定負債	62,461
	株主資本	△238,273
	資本金	45,000
	利益剰余金	△283,273
	利益準備金	90
	その他利益剰余金	△283,363
	（うち当期純損失）	(36,116)
	負債・純資産合計	1,656,339

第19期決算公告

令和８年８月７日
大阪府豊中市緑丘１―32―23
アローマグリーンヒル１Ｆ
株式会社グリーンメディック
代表取締役　多田　耕三

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	524,709
	固定資産	133,628
	合計	658,337
負純資産及のび部	流動負債	261,313
	固定負債	4,777
	株主資本	392,247
	資本金	5,000
	利益剰余金	387,247
	その他利益剰余金	387,247
	（うち当期純利益）	(65,808)
	合計	658,337

第37期決算公告

令和８年６月30日
佐賀市高木瀬西６丁目７番１号
株式会社佐賀フレッシュセンター
代表取締役社長　江原　正

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	129,965
	固定資産	1,048
	資産合計	131,013
負純資産及のび部	流動負債	13,430
	賞与引当金	650
	株主資本	117,583
	資本金	10,000
	利益剰余金	107,583
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	105,083
	（うち当期純利益）	(3,268)
	負債・純資産合計	131,013

第18期決算公告

令和８年６月30日
山口県周南市晴海町８番
周南バルクターミナル株式会社
代表取締役社長　横田　範幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,573
	固定資産	2,556
	資産合計	7,129
負純資産及のび部	流動負債	426
	固定負債	236
	株主資本	6,467
	資本金	150
	資本剰余金	150
	資本準備金	150
	利益剰余金	6,167
	その他利益剰余金	6,167
	（うち当期純利益）	(258)
	負債・純資産合計	7,129

第37期決算公告

令和８年８月７日
広島市安佐北区深川町字大林3015番２
寺下工業株式会社
代表取締役　小川　寛

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	96,325
	固定資産	125,564
	合計	221,890
負純資産及のび部	流動負債	41,444
	固定負債	98,316
	株主資本	82,130
	資本金	10,000
	利益剰余金	72,130
	利益準備金	340
	その他利益剰余金	71,790
	（うち当期純損失）	(5,527)
	合計	221,890

第27期決算公告

令和８年８月７日
札幌市北区新琴似七条十三丁目３番14号
長根産業株式会社
代表取締役　長根　弘篤

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,704
	固定資産	263,521
	合計	275,225
負純資産及のび部	流動負債	25,964
	固定負債	198,282
	株主資本	50,978
	資本金	28,000
	資本剰余金	30
	資本準備金	30
	利益剰余金	22,948
	利益準備金	3,624
	その他利益剰余金	19,323
	（うち当期純損失）	(16,589)
	合計	275,225

第12期決算公告

令和８年８月７日
札幌市北区新琴似七条十三丁目３番14号
株式会社アース・グリーン
代表取締役　長根　弘篤

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	48,701
	固定資産	8,762
	繰延資産	320
	合計	57,784
負純資産及のび部	流動負債	25,292
	固定負債	21,093
	株主資本	11,399
	資本金	3,000
	利益剰余金	8,399
	その他利益剰余金	8,399
	（うち当期純利益）	(3,435)
	合計	57,784

第25期決算公告

令和８年８月７日
札幌市北区新琴似七条十三丁目３番14号
株式会社グリーン・アクティヴ
代表取締役　長根　弘篤

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	231,387
	固定資産	446,296
	合計	677,683
負純資産及のび部	流動負債	131,113
	固定負債	536,119
	株主資本	10,450
	資本金	24,000
	利益剰余金	△13,549
	その他利益剰余金	△13,549
	（うち当期純損失）	(18,304)
	合計	677,683

第５期決算公告

令和８年８月７日
宮城県仙台市青葉区立町27番21号
株式会社みずむすびサービスみやぎ
代表取締役　安東　武智

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,538,939
	固定資産	806,841
	資産合計	2,345,780
負純資産及のび部	流動負債	1,183,148
	賞与引当金	13,277
	固定負債	736,607
	株主資本	426,025
	資本金	45,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	336,025
	その他利益剰余金	336,025
	（うち当期純利益）	(221,014)
	負債・純資産合計	2,345,780

第54期決算公告

令和８年６月18日
青森県八戸市大字河原木字海岸10番３
扶桑船舶株式会社
代表取締役社長　髙松　哲也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	626,138
	固定資産	4,955
	合計	631,093
負純資産及のび部	流動負債	47,969
	固定負債	147,042
	退職給付引当金	116,413
	特別修繕準備金	30,628
	株主資本	436,081
	資本金	100,000
	利益剰余金	336,081
	その他利益剰余金	336,081
	（うち当期純利益）	(2,392)
	合計	631,093

第14期決算公告

2026年６月25日
北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町752番地
株式会社ジェイウインドせたな
代表取締役社長　加藤　正隆

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,295,286
	固定資産	14,389,207
	資産合計	18,684,493
負純資産及のび部	流動負債	1,328,096
	固定負債	12,472,675
	株主資本	4,883,721
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	4,873,721
	その他利益剰余金	4,873,721
	（うち当期純利益）	(588,731)
	負債・純資産合計	18,684,493

第11期決算公告　令和８年８月７日
東京都渋谷区神宮前二丁目19番12号
ＪＵＮＥＨＯＵＳＥ３Ｆ
株式会社ＭＭＴ
代表取締役　伊東　孝俊
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	126,737
	固定資産	29,745
	合計	156,482
負純資産及のび部	流動負債	71,901
	固定負債	66,600
	株主資本	17,981
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,981
	その他利益剰余金	7,981
	（うち当期純利益）	(6,252)
	合計	156,482

第11期決算公告　令和８年８月７日
東京都港区南青山一丁目15番９号
株式会社ＧＥＮＥＲＯＳＩＴＹ
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,443,227
	固定資産	239,293
	資産合計	1,682,521
負純資産及のび部	流動負債	835,716
	固定負債	106,426
	株主資本	739,730
	資本金	50,000
	資本剰余金	148,376
	資本準備金	12,500
	その他資本剰余金	135,876
	利益剰余金	541,354
	その他利益剰余金	541,354
	（うち当期純利益）	(149,441)
	新株予約権	647
	負債・純資産合計	1,682,521

第７期決算公告　令和８年８月７日
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1855番地２
バクテクス株式会社
代表取締役　守田　稔
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	119,825,622
	固定資産	91,994,569
	資産合計	211,820,191
負純資産及のび部	流動負債	271,594,165
	固定負債	0
	負債合計	271,594,165
	株主資本	△59,773,974
	資本金	6,000,000
	利益剰余金	△65,773,974
	その他利益剰余金	△65,773,974
	（うち当期純損失）	(173,613,043)
	純資産合計	△59,773,974
	負債・純資産合計	211,820,191

第14期決算公告　令和８年８月７日
東京都港区六本木一丁目４番５号
アークヒルズサウスタワー16Ｆ
ＯｐｅｎＸ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　ジョシュア・メッツガー
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,694,821
	固定資産	1,530
	資産合計	2,696,351
負純資産及のび部	流動負債	2,552,861
	賞与引当金	3,411
	その他	2,549,449
	株主資本	133,942
	資本金	100
	利益剰余金	133,842
	その他利益剰余金	133,842
	（うち当期純利益）	(6,370)
	新株予約権	9,548
	負債・純資産合計	2,696,351

第８期決算公告
令和８年６月30日
東京都中央区日本橋１－３－13
エレベーターメディア株式会社
代表取締役　今村　公彦
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	160,842
	固定資産	631
	資産合計	161,474
負純資産及のび部	流動負債	10,798
	株主資本	150,675
	資本金	10,000
	利益剰余金	140,675
	繰越利益剰余金	140,675
	（うち当期純利益）	(17,448)
	負債・純資産合計	161,474

第11期決算公告
2026年６月25日
東京都中央区銀座六丁目15番１号
株式会社ジェイウインドくずまき
代表取締役社長　加藤　正隆
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,160,075
	固定資産	12,666,982
	資産合計	14,827,057
負純資産及のび部	流動負債	1,342,848
	固定負債	9,037,653
	株主資本	4,446,555
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	4,436,555
	その他利益剰余金	4,436,555
	（うち当期純利益）	(907,323)
	負債・純資産合計	14,827,057

第47期決算公告
令和８年７月13日
東京都台東区小島２丁目６番11号
株式会社ヨシダサービス
代表取締役　山中　良晃
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	305
	固定資産	57
	資産合計	362
負純資産及のび部	流動負債	146
	固定負債	26
	株主資本	189
	資本金	10
	利益剰余金	179
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	176
	（うち当期純利益）	(5)
	負債・純資産合計	362

第67期決算公告　令和８年４月30日
東京都中央区日本橋本町四丁目９番２号
日本プラントシーダー株式会社
代表取締役　東海林忠光
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,435,126
	固定資産	232,384
	資産合計	1,667,510
負純資産及のび部	流動負債	155,082
	（賞与引当金）	(5,392)
	固定負債	35,651
	（退職給付引当金）	(31,373)
	株主資本	1,476,776
	資本金	85,000
	利益剰余金	1,391,776
	利益準備金	21,250
	その他利益剰余金	1,370,526
	（うち当期純利益）	(17,816)
	負債・純資産合計	1,667,510

第38期決算公告　令和８年７月24日
東京都港区芝浦４丁目16番23号
株式会社アセント
代表取締役　川崎　正美
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,338
	固定資産	42
	資産合計	1,380
負純資産及のび部	流動負債	918
	賞与引当金	31
	固定負債	311
	株主資本	150
	資本金	50
	利益剰余金	100
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	98
	（うち当期純損失）	(74)
	負債・純資産合計	1,380

第４期決算公告　2026年８月７日
東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
サピアタワー17階
GlobalLogic Japan株式会社
代表取締役　ヴァイバウ・シャルマ
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,673,887
	固定資産	178,935
	資産合計	5,852,823
負純資産及のび部	流動負債	4,973,780
	固定負債	19,874
	株主資本	859,169
	資本金	300,000
	資本剰余金	117,046
	その他資本剰余金	117,046
	利益剰余金	442,123
	その他利益剰余金	442,123
	（うち当期純利益）	(303,005)
	負債・純資産合計	5,852,823

第17期決算公告　令和８年８月７日
東京都港区麻布十番一丁目２番３号
株式会社シティホームズ
代表取締役　須田　俊之
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,207,748
	固定資産	7,153,467
	資産合計	21,361,215
負純資産及のび部	流動負債	7,016,144
	固定負債	4,767,688
	株主資本	9,577,383
	資本金	100,000
	利益剰余金	9,477,383
	その他利益剰余金	9,477,383
	（うち当期純利益）	(2,366,524)
	負債・純資産合計	21,361,215

第８期決算公告　令和８年８月７日
東京都千代田区丸の内二丁目３番２号
エム・ワイ・ターミナルズ・ホールディングス株式会社
代表取締役　阿曽　智孝
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	11
	固定資産	19,624
	資産合計	19,636
負純資産及のび部	流動負債	1
	株主資本	19,634
	資本金	10
	資本剰余金	19,614
	資本準備金	19,614
	利益剰余金	10
	その他利益剰余金	10
	（うち当期純利益）	(3,360)
	負債・純資産合計	19,636

第４期決算公告

令和８年５月26日
東京都港区高輪二丁目21番42号
一般社団法人
高輪ゲートウェイエリアマネジメント
代表理事　小沼　智子

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	273,252,887
	固定資産	17,409,830
	合計	290,662,717
負味債財及産びの正部	流動負債	104,310,238
	負債合計	104,310,238
	基金	40,000,000
	一般正味財産	146,352,479
	正味財産合計	186,352,479
	合計	290,662,717

第28期決算公告

令和８年６月30日
沖縄県那覇市松山二丁目23番17号
株式会社エレドック沖縄
代表取締役　東恩納　靖

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	207,829
	固定資産	15,990
	資産合計	223,819
負純資債及産のび部	流動負債	40,063
	賞与引当金	9,168
	株主資本	183,755
	資本金	20,000
	利益剰余金	163,755
	利益準備金	2,840
	その他利益剰余金	160,915
	（うち当期純利益）	（26,013）
	負債・純資産合計	223,819

第７期決算公告

令和８年８月７日
東京都千代田区大手町一丁目７番２号
SimCorp Japan株式会社
代表取締役　エドワード・ビー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	155,339,948
	固定資産	18,155,087
	合計	173,495,035
負純資債及産のび部	流動負債	18,104,086
	賞与引当金	7,232,522
	固定負債	198,790,624
	株主資本	△43,399,675
	資本金	1
	利益剰余金	△43,399,676
	その他利益剰余金	△43,399,676
	（うち当期純利益）	（5,824,994）
	合計	173,495,035

第27期決算公告

令和８年８月７日
東京都新宿区市谷仲之町３番２号
小黒ビル１Ｆ
株式会社Ｋ―ＷＯＲＫＥＲ
代表取締役　古川　圭吾

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	116,898
	固定資産	59,277
	繰延資産	4,560
	合計	180,735
負純資債及産のび部	流動負債	45,802
	固定負債	139,506
	株主資本	△4,572
	資本金	30,000
	利益剰余金	△34,572
	その他利益剰余金	△34,572
	（うち当期純損失）	（131,710）
	合計	180,735

第３期決算公告

令和８年８月７日
東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
Celss　Technologies株式会社
代表取締役　小正　瑞季

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	11,248
	固定資産	1,886
	合計	13,134
負純資債及産のび部	流動負債	12,113
	株主資本	1,021
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,978
	その他利益剰余金	△1,978
	（うち当期純利益）	（412）
	合計	13,134

第48期決算公告

2026年７月22日
栃木県矢板市乙畑1951―１
大丸コンクリート工業株式会社
代表取締役社長　小河原隆次

貸借対照表の要旨（2026年４月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	197
	固定資産	109
	合計	306
負純資債及産のび部	流動負債	103
	固定負債	0
	株主資本	203
	資本金	10
	資本剰余金	17
	利益剰余金	176
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	169
	（うち当期純利益）	（23）
	合計	306

第30期決算公告

令和８年８月７日
大阪府摂津市鳥飼銘木町６番５号
株式会社ハイテック
代表取締役　藤田　祐平

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	196,037
	固定資産	139,029
	合計	335,066
負純資債及産のび部	流動負債	49,100
	固定負債	48,284
	株主資本	237,681
	資本金	10,000
	利益剰余金	227,681
	その他利益剰余金	227,681
	（繰越利益剰余金）	（227,681）
	（うち当期純利益）	（4,811）
	合計	335,066

第44期決算公告

令和８年８月７日
京都市中京区御倉町85番地１
カゴヤ・ジャパン株式会社
代表取締役社長　ＣＯＯ　岡村　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,379,831
	固定資産	2,824,649
	合計	5,204,481
負純資債及産のび部	流動負債	1,134,411
	固定負債	711,618
	株主資本	3,358,451
	資本金	100,000
	資本剰余金	254,127
	資本準備金	254,127
	利益剰余金	3,004,323
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	2,996,323
	（うち当期純利益）	（427,827）
	合計	5,204,481

第37期決算公告

令和８年８月７日
富山県高岡市福岡町矢部1009番地
ＳＴメタルズ株式会社
代表取締役　澤田　勝義

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,264,938
	固定資産	815,679
	合計	3,080,618
負純資債及産のび部	流動負債	2,119,453
	固定負債	29,463
	株主資本	914,789
	資本金	100,000
	資本剰余金	223,000
	利益剰余金	591,789
	その他利益剰余金	591,789
	（うち当期純損失）	（126,634）
	その他有価証券評価差額金	16,912
	合計	3,080,618

第77期決算公告

2026年６月19日　東京都港区赤坂４丁目１番33号
株式会社レーマン
代表取締役社長　奥野　康夫

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	623,858	流動負債	3,309,730
固定資産	185,331	（うち賞与引当金）	（7,984）
		固定負債	73,563
		（うち退職給付引当金）	（10,949）
		株主資本	△ 2,614,836
		資本金	28,000
		利益剰余金	△ 2,642,836
		利益準備金	7,000
		その他利益剰余金	△ 2,649,836
		（うち当期純利益）	（48,594）
		評価・換算差額等	40,731
		その他有価証券評価差額金	40,731
資産合計	809,189	負債・純資産合計	809,189

第２期決算公告

令和８年８月７日　東京都中央区日本橋二丁目10番４号
株式会社ニュースコーピオ
代表取締役　髙山　芳之

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	307,246	流動負債	8,036
固定資産	2,442,166	固定負債	422,884
		株主資本	2,271,136
		資本金	10,000
		資本剰余金	2,290,000
		その他資本剰余金	2,290,000
		利益剰余金	△28,863
		その他利益剰余金	△28,863
		（うち当期純損失）	（28,852）
		評価・換算差額等	47,356
		その他有価証券評価差額金	47,356
資産合計	2,749,413	負債・純資産合計	2,749,413

第 12 期 決 算 公 告

令和８年８月７日

東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社ＵＨ６
代表取締役　井上　明怜

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,024	流動負債	20,644,224
固定資産	32,902,124	固定負債	12,041,057
		株主資本	△8,224
		資本金	10,000
		資本剰余金	1,192,819
		資本準備金	2,500
		その他資本剰余金	1,190,319
		利益剰余金	△1,211,043
		その他利益剰余金	△1,211,043
		（うち当期純損失）	（10,613）
		評価・換算差額等	226,090
資産合計	32,903,149	負債・純資産合計	32,903,149

第 6 期 決 算 公 告

令和８年８月７日

東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社コア・コンサルティング・グループ
代表取締役　杉田　将夫

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,394,664	流動負債	1,658,340
固定資産	599,699	賞与引当金	195,825
		その他	1,462,514
		固定負債	3,619,393
		株主資本	1,716,630
		資本金	101,000
		利益剰余金	4,051,893
		その他利益剰余金	4,051,893
		（うち当期純利益）	（1,588,056）
		自己株式	△2,436,263
資産合計	6,994,364	負債・純資産合計	6,994,364

第 67 期 決 算 公 告

令和８年６月30日

名古屋市熱田区高蔵町10番12号
富永産業株式会社
代表取締役社長　靏田　譲治

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,398,101	流動負債	9,961,401
固定資産	2,233,924	固定負債	427,000
有形固定資産	657,879	株主資本	1,572,820
無形固定資産	10,744	資本金	45,000
投資その他の資産	1,565,300	利益剰余金	1,559,773
		利益準備金	11,250
		その他利益剰余金	1,548,523
		（うち当期純利益）	（96,196）
		自己株式	△31,953
		評価・換算差額等	670,804
		その他有価証券評価差額金	670,804
資産合計	12,632,026	負債・純資産合計	12,632,026

第 97 期 決 算 公 告

令和８年８月７日　　東京都港区芝一丁目４番７号
株式会社フジナミ
代表取締役　山口　裕介

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	109,917	流動負債	78,873
固定資産	3,236,670	（役員賞与引当金）	（3,400）
繰延資産	8,645	固定負債	616,221
		（退職給付引当金）	（6,211）
		（役員退職慰労引当金）	（34,000）
		株主資本	2,660,139
		資本金	100,000
		利益剰余金	3,074,954
		利益準備金	33,000
		その他利益剰余金	3,041,954
		（うち当期純利益）	（123,943）
		自己株式	△514,814
資産合計	3,355,234	負債・純資産合計	3,355,234

第 68 期 決 算 公 告

2026年６月17日　　大阪市淀川区十三東１丁目10番17号
株式会社カネカサンスパイス
代表取締役社長　南泉　喜行

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,819	流動負債	5,809
固定資産	4,898	固定負債	461
有形固定資産	3,257	負債合計	6,270
無形固定資産	131	株主資本	11,006
投資その他の資産	1,510	資本金	200
		利益剰余金	10,806
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	10,756
		（うち当期純利益）	（1,352）
		評価・換算差額等	441
		その他有価証券評価差額金	441
		純資産合計	11,447
資産合計	17,717	負債・純資産合計	17,717

第 34 期 決 算 公 告

令和８年８月７日　　名古屋市中区丸の内３丁目20番17号
株式会社ＺＩＰ―ＦＭ
代表取締役　森野　浩司

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,540,071	流動負債	305,496
固定資産	2,234,522	固定負債	330,548
		株主資本	3,115,688
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,015,800
		その他資本剰余金	1,015,800
		利益剰余金	1,999,888
		利益準備金	60,172
		その他利益剰余金	1,939,715
		（うち当期純利益）	（59,512）
		評価・換算差額等	22,860
		その他有価証券評価差額金	22,860
資産合計	3,774,593	負債・純資産合計	3,774,593

第 9 期 決 算 公 告

令和８年８月７日

大阪市北区芝田一丁目１番４号
株式会社ネクスタ
代表取締役　永原　宏紀

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,009,749	流動負債	386,233
固定資産	269,703	固定負債	286,125
		株主資本	607,056
		資本金	100,000
		資本剰余金	828,991
		資本準備金	711,269
		その他資本剰余金	117,721
		利益剰余金	△321,934
		その他利益剰余金	△321,934
		（うち当期純損失）	（321,934）
		新株予約権	38
資産合計	1,279,453	負債・純資産合計	1,279,453

第 83 期 決 算 公 告

令和８年８月７日

大阪府八尾市本町一丁目５番15号
ヤマト興産株式会社
代表取締役　松永　恭子

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	197,760	流動負債	282,156
固定資産	746,709	（うち賞与引当金）	（5,250）
		固定負債	14,000
		株主資本	648,313
		資本金	30,000
		資本剰余金	202,000
		資本準備金	202,000
		利益剰余金	435,738
		利益準備金	23,000
		その他利益剰余金	412,738
		（うち当期純利益）	（43,379）
		自己株式	△　19,425
資産合計	944,469	負債・純資産合計	944,469

第 76 期 決 算 公 告

令和８年６月30日

佐賀市高木瀬西６丁目７番１号
株式会社佐賀青果市場
代表取締役社長　江原　　正

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,466,787	流動負債	245,011
固定資産	488,975	賞与引当金	9,105
有形固定資産	392,189	固定負債	414,020
投資その他の資産	96,786	株主資本	1,296,731
		資本金	90,000
		資本剰余金	6,000
		資本準備金	6,000
		利益剰余金	1,200,731
		利益準備金	46,000
		その他利益剰余金	1,154,731
		（うち当期純利益）	（19,436）
資産合計	1,955,762	負債・純資産合計	1,955,762

第 22 期 決 算 公 告

令和８年６月22日　　福岡市中央区薬院３丁目２番23号
ＫＭＧホールディングス株式会社
代表取締役社長　牟田　弘昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	165	流動負債	2
固定資産	11,723	負債合計	2
		株主資本	11,887
		資本金	15
		資本剰余金	11,638
		資本準備金	11,638
		利益剰余金	234
		その他利益剰余金	234
		（うち当期純利益）	（100）
		純資産合計	11,887
資産合計	11,889	負債・純資産合計	11,889

第 5 期 決 算 公 告

2026年６月26日

北海道石狩市厚田区厚田18番地１
石狩グリーンエナジー株式会社
代表取締役社長　野呂瀬吉彦

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,248,939	流動負債	532,213
固定資産	8,122,592	固定負債	7,589,079
		株主資本	872,486
		資本金	499,500
		資本剰余金	499,500
		資本準備金	499,500
		利益剰余金	△126,513
		その他利益剰余金	△126,513
		（うち当期純利益）	（24,930）
		評価・換算差額等	377,751
		繰延ヘッジ損益	377,751
資産合計	9,371,531	負債・純資産合計	9,371,531

第 5 期 決 算 公 告

2026年６月26日

北海道檜山郡江差町字姥神町26番１
江差グリーンエナジー株式会社
代表取締役社長　野呂瀬吉彦

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,312,742	流動負債	370,586
固定資産	5,653,228	固定負債	5,180,762
		株主資本	1,140,942
		資本金	499,500
		資本剰余金	499,500
		資本準備金	499,500
		利益剰余金	141,942
		その他利益剰余金	141,942
		（うち当期純利益）	（39,108）
		評価・換算差額等	273,679
		繰延ヘッジ損益	273,679
資産合計	6,965,971	負債・純資産合計	6,965,971

第 16 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

東京都千代田区麹町三丁目７番地７
株式会社キマルーム
代表取締役社長　藤井　志郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,220,753	流動負債	536,025
固定資産	218,490	固定負債	505,146
有形固定資産	△100,561	株主資本	398,072
無形固定資産	312,097	資本金	140,375
投資その他の資産	6,954	資本剰余金	100,375
		資本準備金	100,375
		利益剰余金	157,322
		その他利益剰余金	157,322
		（うち当期純利益）	（488,612）
資産合計	1,439,243	負債・純資産合計	1,439,243

第 38 期 決 算 公 告

2026年８月７日　　埼玉県上尾市上尾村字吉田1345番地
デリカエース株式会社
代表取締役　飯田　　稔

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,673,145	流動負債	1,069,804
固定資産	3,542,166	固定負債	179,354
有形固定資産	3,433,309	負債合計	1,249,158
無形固定資産	5,868	株主資本	3,966,153
投資その他の資産	102,989	資本金	200,000
		利益剰余金	3,766,153
		その他利益剰余金	3,766,153
		（うち当期純利益）	（243,933）
		純資産合計	3,966,153
資産合計	5,215,311	負債・純資産合計	5,215,311

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月22日　　神奈川県伊勢原市下粕屋164番地
東海教育産業株式会社
代表取締役　馬場　稔行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,438,627	流動負債	20,804,722
固定資産	4,184,036	固定負債	480,021
有形固定資産	2,513,086	株主資本	6,338,632
無形固定資産	21,331	資本金	60,000
投資その他の資産	1,649,618	利益剰余金	6,278,632
繰延資産	712	利益準備金	7,796
		その他利益剰余金	6,270,836
		（うち当期純利益）	（388,838）
資産合計	27,623,376	負債・純資産合計	27,623,376

第 12 期 決 算 公 告

令和８年６月30日

東京都千代田区東神田一丁目11番２号
ジャパンエレベーターサービス城南株式会社
代表取締役　山崎　　大

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,604,361	流動負債	745,480
固定資産	110,057	賞与引当金	163,715
		固定負債	832
		株主資本	1,968,105
		資本金	10,000
		資本剰余金	38,942
		その他資本剰余金	38,942
		利益剰余金	1,919,163
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,916,663
		（うち当期純利益）	（960,888）
資産合計	2,714,418	負債・純資産合計	2,714,418

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月 26 日　　京都府長岡京市神足焼町１番地
ミラクシアエッジテクノロジー株式会社
代表取締役社長　中澤　省吾

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,089,487	流動負債	1,019,800
固定資産	881,209	株主資本	2,107,300
有形固定資産	134,985	資本金	200,000
無形固定資産	33,395	利益剰余金	1,907,300
投資その他の資産	712,828	利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	1,857,300
		（うち当期純利益）	（198,019）
		評価・換算差額等	△156,404
		その他有価証券評価差額金	△156,404
資産合計	2,970,696	負債・純資産合計	2,970,696

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月 18 日　　石川県金沢市鞍月二丁目１番地
北国インテックサービス株式会社
代表取締役　桑島　伸一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,295,265	流動負債	396,799
固定資産	459,671	（賞与引当金）	（81,197）
		固定負債	81,561
		（退職給付引当金）	（55,229）
		株主資本	1,148,201
		資本金	25,000
		利益剰余金	1,123,201
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	1,116,951
		（うち当期純利益）	（119,759）
		評価・換算差額等	128,374
		その他有価証券評価差額金	128,374
資産合計	1,754,937	負債・純資産合計	1,754,937

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月 29 日
東京都中央区東日本橋二丁目１番５号
ニュース証券株式会社
代表取締役　長倉　洋邦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,548	流動負債	4,241
固定資産	71	賞与引当金	9
有形固定資産	13	役員賞与引当金	4
無形固定資産	—	固定負債	3
投資その他の資産	58	特別法上の準備金	11
		株主資本	1,363
		資本金	1,000
		資本剰余金	108
		資本準備金	108
		利益剰余金	254
		利益準備金	141
		その他利益剰余金	113
資産合計	5,619	負債・純資産合計	5,619

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	469
金融費用	23
純営業収益	446
販売費及び一般管理費	384
営業利益	62
営業外収益	3
営業外費用	0
経常利益	65
特別利益	0
特別損失	8
税引前当期純利益	57
法人税、住民税及び事業税	26
法人税等調整額	0
当期純利益	30

第 19 期 決 算 公 告

令和８年８月７日
大阪府摂津市鳥飼銘木町９番17号
株式会社Ｅ・Ｔプラ
代表取締役　田中　利行

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	70,842
	固定資産	70,336
	合計	141,178
負債及び純資産の部	流動負債	25,008
	固定負債	26,976
	株主資本	89,194
	資本金	10,000
	利益剰余金	79,194
	その他利益剰余金	79,194
	（繰越利益剰余金）	（79,194）
	（うち当期純利益）	（7,157）
	合計	141,178

第 7 期 決 算 公 告

令和８年８月７日
東京都豊島区南池袋二丁目９番９号
株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　２
代表取締役　井上　明怜

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,850	流動負債	618
固定資産	165,341	固定負債	155,055
投資その他の資産	165,341	株主資本	4,285
		資本金	101
		資本剰余金	—
		資本準備金	—
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	20,162
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	20,136
		自己株式	△15,977
		評価・換算差額等	7,232
資産合計	167,191	負債・純資産合計	167,191

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	8,218
営業費用	397
営業総利益	7,820
販売費及び一般管理費	89
営業利益	7,731
営業外収益	92
営業外費用	2,754
経常利益	5,069
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	5,069
法人税、住民税及び事業税	938
法人税等調整額	△11
当期純利益	4,142

第９期決算公告　　2026年８月７日

大阪府堺市北区長曽根町130番地42
株式会社エム・ティー・スリー
代表取締役　福原　崇臣

貸借対照表の要旨（2026年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	182,163
	固定資産	1,979
	合計	184,142
負債及び純資産の部	流動負債	130,639
	固定負債	46,216
	株主資本	7,286
	資本金	10,000
	資本剰余金	21,557
	資本準備金	21,557
	利益剰余金	△24,271
	その他利益剰余金	△24,271
	（うち当期純損失）	（3,548）
	合計	184,142

第 16 期 決 算 公 告

令和８年８月７日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
光通信株式会社
代表取締役　井上　明怜

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	308,552	流動負債	9,309
固定資産	1,139,693	固定負債	1,203,135
有形固定資産	0	株主資本	141,706
投資その他の資産	1,139,693	資本金	101
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	141,580
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	141,580
		評価・換算差額等	94,094
資産合計	1,448,246	負債・純資産合計	1,448,246

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	57,201
営業費用	2,281
営業総利益	54,920
販売費及び一般管理費	831
営業利益	54,088
営業外収益	25,840
営業外費用	20,442
経常利益	59,486
特別利益	24,999
特別損失	—
税引前当期純利益	84,485
法人税、住民税及び事業税	12,137
法人税等調整額	3,739
当期純利益	68,609

第 42 期 決 算 公 告

令和８年８月７日
大阪市西区靱本町一丁目４番５号
株式会社ファンクショナル・フルイッド
代表取締役　冨田　佳一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	649,693
	固定資産	85,072
	合計	734,765
負債及び純資産の部	流動負債	25,821
	株主資本	708,944
	資本金	24,000
	利益剰余金	684,944
	その他利益剰余金	684,944
	（うち当期純利益）	（178,211）
	合計	734,765

第 26 期決算公告

2026年６月３日
岡山市北区駅元町14番１号
株式会社岡山コンベンションセンター
代表取締役社長　荒木　昭彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	437,111
	固定資産	935,981
	繰延資産	2,668
	合計	1,375,760
負債及び純資産の部	流動負債	105,897
	固定負債	66,013
	株主資本	1,203,850
	資本金	99,000
	利益剰余金	1,104,850
	利益準備金	14,850
	圧縮積立金	19,250
	繰越利益剰余金	1,070,750
	（うち当期純利益）	(34,770)
	合計	1,375,760

第 6 期決算公告

令和８年８月７日
東京都豊島区南池袋二丁目９番９号
株式会社エスアイエル
代表取締役　井上　明怜

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,560,028	流動負債	41,873
固定資産	31,070,703	固定負債	28,481,473
		株主資本	1,530,005
		資本金	101,000
		資本剰余金	40,231
		資本準備金	25,250
		その他資本剰余金	14,981
		利益剰余金	8,126,287
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	8,126,287
		自己株式	△6,737,514
		評価・換算差額等	2,577,378
資産合計	32,630,731	負債・純資産合計	32,630,731

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,427,187
営業費用	7,636
営業総利益	1,419,551
販売費及び一般管理費	—
営業利益	1,419,551
営業外収益	32,987
営業外費用	450,503
経常利益	1,002,036
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	1,002,036
法人税、住民税及び事業税	△244,610
法人税等調整額	△7,016
当期純利益	1,253,663

第 11 期決算公告

令和８年８月７日
札幌市中央区南２条西１丁目３番地
北専ビル６階
株式会社ＤＧフィーリスト
代表取締役社長　吉野　俊文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	414,942
	固定資産	37,399
	合計	452,340
負債及び純資産の部	流動負債	302,927
	（賞与引当金）	(32,609)
	固定負債	82,780
	株主資本	66,633
	資本金	10,000
	利益剰余金	56,633
	その他利益剰余金	56,633
	（うち当期純利益）	(16,007)
	合計	452,340

第 7 期決算公告

令和８年８月７日
東京都豊島区南池袋二丁目９番９号
株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　３
代表取締役　井上　明怜

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	798,627	流動負債	161,177
固定資産	72,496,167	固定負債	66,481,025
投資その他の資産	72,496,167	株主資本	590,090
		資本金	101,000
		資本剰余金	—
		資本準備金	—
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	2,853,787
		利益準備金	25,250
		その他利益剰余金	2,828,537
		自己株式	△2,364,697
		評価・換算差額等	6,062,502
資産合計	73,294,795	負債・純資産合計	73,294,795

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,460,488
営業費用	876,992
営業総利益	1,583,496
販売費及び一般管理費	19,236
営業利益	1,564,260
営業外収益	22,166
営業外費用	1,234,642
経常利益	351,784
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	351,784
法人税、住民税及び事業税	△128,699
法人税等調整額	34,083
当期純利益	446,399

第 67 期決算公告

令和８年８月７日
宮城県岩沼市下野郷字新田180番地
仙台紙器工業株式会社
代表取締役　栗原　由行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	236,422
	固定資産	613,014
	資産合計	849,436
負債及び純資産の部	流動負債	305,558
	固定負債	125,172
	株主資本	410,581
	資本金	90,000
	利益剰余金	320,581
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	298,081
	（うち当期純利益）	(3,586)
	評価・換算差額等	8,124
	負債・純資産合計	849,436

第 3 期決算公告

令和８年８月７日
大阪市中央区難波五丁目１番60号
株式会社ラウンドワンジャパン
代表取締役　川口　英嗣

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,286	流動負債	17,671
固定資産	55,943	固定負債	14,355
		株主資本	55,341
		資本金	10
		資本剰余金	37,507
		その他資本剰余金	37,507
		利益剰余金	17,823
		その他利益剰余金	17,823
		評価・換算差額等	△138
		土地再評価差額金	△138
資産合計	87,229	負債・純資産合計	87,229

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	107,556
売上原価	92,229
売上総利益	15,327
販売費及び一般管理費	1,967
営業利益	13,359
営業外収益	174
営業外費用	228
経常利益	13,305
特別利益	324
特別損失	351
税引前当期純利益	13,278
法人税、住民税及び事業税	4,648
法人税等調整額	△3,909
当期純利益	12,538

第 71 期決算公告

令和８年６月25日
埼玉県蓮田市大字黒浜3535番地
積水武蔵化工株式会社
代表取締役　上田　博之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,180,480
	固定資産	315,551
	繰延資産	180,808
	資産合計	1,676,839
負債及び純資産の部	流動負債	583,699
	固定負債	625,768
	株主資本	467,372
	資本金	25,000
	資本剰余金	110,000
	資本準備金	110,000
	利益剰余金	332,372
	その他利益剰余金	332,372
	（うち当期純利益）	(352)
	負債・純資産合計	1,676,839

第 54 期決算公告

2026年８月７日　広島県呉市中央一丁目６番９号
株式会社ムロオ
代表取締役　山下俊一郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	21,285	流動負債	16,158
固定資産	35,075	固定負債	28,525
		株主資本	11,424
		資本金	430
		資本剰余金	608
		利益剰余金	11,510
		利益準備金	48
		その他利益剰余金	11,462
		自己株式	△ 1,125
		評価・換算差額等	253
		その他有価証券評価差額金	198
		繰延ヘッジ損益	54
資産合計	56,361	負債・純資産合計	56,361

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	78,078
営業原価	75,673
営業総利益	2,405
販売費及び一般管理費	1,520
営業利益	885
営業外収益	319
営業外費用	322
経常利益	882
特別利益	75
特別損失	59
税引前当期純利益	898
法人税、住民税及び事業税	362
法人税等調整額	△ 22
当期純利益	558

第７期決算公告　令和８年８月７日
神奈川県川崎市中原区小杉御殿町二丁目67番６号
株式会社Ｄｏｍｕｚ
代表取締役　髙木　弘貴
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	309,682,872
	固定資産	14,066,637
	合計	323,749,509
負債及び純資産の部	流動負債	174,283,843
	固定負債	115,523,000
	株主資本	33,942,666
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	341,926,288
	資本準備金	341,926,288
	利益剰余金	△407,983,622
	その他利益剰余金	△407,983,622
	（うち当期純損失）	(145,981,369)
	合計	323,749,509

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万八千六百五十円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月七日
神奈川県川崎市中原区小杉御殿町二丁目六七番六号　株式会社Ｄｏｍｕｚ
代表取締役　髙木　弘貴

第22期決算公告　令和８年６月19日
東京都大田区石川町二丁目１番１号
ピーシーアイ株式会社
代表取締役　高橋　一穂
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,275,964
	固定資産	75,028
	資産合計	1,350,993
負債及び純資産の部	流動負債	767,068
	固定負債	37,902
	株主資本	546,022
	資本金	99,000
	資本剰余金	99,560
	資本準備金	75,000
	その他資本剰余金	24,560
	利益剰余金	347,462
	その他利益剰余金	347,462
	（うち当期純利益）	(54,256)
	負債・純資産合計	1,350,993

第34期決算公告
令和８年８月７日
静岡県伊東市湯川662番地221
イマック株式会社
代表取締役　髙木　貴恵
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	80,932
	固定資産	768
	合計	81,701
負債及び純資産の部	流動負債	65,205
	株主資本	16,496
	資本金	3,000
	利益剰余金	13,496
	その他利益剰余金	13,496
	（うち当期純利益）	(364)
	合計	81,701

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億五千二百六十八万八千六百四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月七日
静岡県伊東市湯川六六二番地二二一
イマック株式会社
代表取締役　髙木　貴恵

第19期決算公告
令和８年６月26日
大阪府堺市堺区市之町東五丁２番７号
株式会社セルビスプランニング
代表取締役　坂元　正幸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,905
	固定資産	2,932
	合計	27,838
負債及び純資産の部	流動負債	7,033
	（うち賞与引当金）	(546)
	株主資本	20,804
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,804
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	7,804
	（うち当期純利益）	(3,018)
	合計	27,838

第60期決算公告
令和８年８月７日
鳥取県倉吉市広栄町924番地の３
株式会社あさひ産業
代表取締役　冨谷　陽一
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	83,364
	固定資産	276,745
	繰延資産	620
	合計	360,730
負債及び純資産の部	流動負債	29,584
	固定負債	77,595
	株主資本	253,551
	資本金	7,000
	利益剰余金	246,551
	利益準備金	1,750
	その他利益剰余金	244,801
	（うち当期純損失）	(17,700)
	合計	360,730

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月七日
鳥取県倉吉市広栄町九二四番地の三
（甲）株式会社あさひ産業
代表取締役　冨谷　陽一
鳥取県倉吉市広栄町九六三番地三
（乙）有限会社ナプロ
代表取締役　冨谷　尚子

第20期決算公告　令和８年６月26日
大阪府堺市堺区市之町東五丁２番７号
株式会社セルビスメンバーズ
代表取締役　坂元　正幸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,008,366
	固定資産	17,383,506
	合計	19,391,873
負債及び純資産の部	流動負債	1,305,498
	（内賞与引当金）	(7,296)
	固定負債	16,768,529
	（内前受金復活損失引当金）	(△12,064)
	株主資本	1,317,844
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,267,844
	その他利益剰余金	1,267,844
	（内当期純利益）	(80,904)
	合計	19,391,873

第22期決算公告
令和８年８月７日
島根県益田市遠田町1059番地９
株式会社幹旋企画
代表取締役　大場　志峰
貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	83,587
	固定資産	182,279
	合計	265,866
負債及び純資産の部	流動負債	18,758
	固定負債	182,598
	株主資本	64,510
	資本金	15,000
	利益剰余金	49,510
	その他利益剰余金	49,510
	（うち当期純利益）	(318)
	合計	265,866

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月七日
島根県益田市遠田町一〇五九番地九
（甲）株式会社幹旋企画
代表取締役　大場　志峰
島根県益田市遠田町一〇五九番地九
（乙）有限会社幹旋企画
代表取締役　大場　志岱

第20期決算公告　令和８年６月26日
大阪府堺市堺区市之町東五丁２番７号
株式会社セルビスサービス
代表取締役　坂元　正幸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	396,847
	固定資産	1,758,378
	合計	2,155,226
負債及び純資産の部	流動負債	389,839
	（内賞与引当金）	(9,024)
	固定負債	1,024,672
	（内退職給付引当金）	(1,405)
	株主資本	740,715
	資本金	90,000
	利益剰余金	650,715
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	645,715
	（内当期純損失）	(110,626)
	合計	2,155,226

第17期決算公告

令和８年６月26日
大阪府堺市堺区市之町東五丁２番７号
株式会社マイホーム葬
代表取締役　坂元　正幸

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	126,924
	固定資産	943
	合計	127,867
負純資産の債及び部	流動負債	6,263
	（うち賞与引当金）	(186)
	株主資本	121,604
	資本金	10,000
	利益剰余金	111,604
	その他利益剰余金	111,604
	（うち当期純損失）	(1,191)
	合計	127,867

第30期決算公告

令和８年８月７日
大分県豊後大野市三重町市場405番地
株式会社ダイトー
代表取締役　藤部　光晴

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,715
	固定資産	395
	合計	2,111
負純資産の債及び部	流動負債	360
	固定負債	471
	株主資本	1,279
	資本金	40
	利益剰余金	1,239
	その他利益剰余金	1,239
	（うち当期純利益）	(54)
	合計	2,111

合併公告

会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月七日
大分県豊後大野市三重町市場四〇五番地
（甲）代表取締役　株式会社ダイトー
大分県豊後大野市三重町市場四〇五番地
藤部　光晴
（乙）代表取締役　合同会社由布川上太陽の郷
職務執行者　株式会社ダイトー
藤部　光晴

第21期決算公告

令和８年６月26日
大阪府堺市堺区市之町東五丁２番７号
株式会社ファミリーメモリアル
代表取締役　坂元　正幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	102,035
	固定資産	59,174
	合計	161,209
負純資産の債及び部	流動負債	61,045
	（うち賞与引当金）	(1,686)
	株主資本	100,163
	資本金	50,000
	資本剰余金	48,000
	資本準備金	48,000
	利益剰余金	2,163
	その他利益剰余金	2,163
	（うち当期純損失）	(26,373)
	合計	161,209

第２期決算公告

令和８年８月７日
沖縄県国頭郡宜野座村字松田2430―４
イースト・リバー102
朝日ファイナンシャル株式会社
代表取締役　普久原朝章

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	301,721,631
	固定資産	550,276
	繰延資産	2,383,908
	資産合計	304,655,815
負純資産の債及び部	流動負債	1,371,916
	固定負債	253,246,005
	株主資本	50,037,894
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	37,894
	その他利益剰余金	37,894
	（うち当期純利益）	(26,086)
	負債・純資産合計	304,655,815

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円から四千万円に減少し、その減少額一千万円の全額を資本準備金に振り替えることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月七日
沖縄県国頭郡宜野座村字松田二四三〇―四イースト・リバー一〇二
朝日ファイナンシャル株式会社
代表取締役　普久原朝章

第50期決算公告

令和８年８月７日

群馬県太田市新田反町町120番地
王鉄興業株式会社
代表取締役社長　久埜　誠一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,266
	固定資産	1,029
	合計	4,296
負債及び純資産の部	流動負債	341
	賞与引当金	58
	固定負債	186
	退職給付引当金	169
	役員退職慰労引当金	17
	負債合計	528
	株主資本	3,767
	資本金	35
	資本剰余金	0
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	3,732
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	3,723
	（うち当期純利益）	(291)
	純資産合計	3,767
	合計	4,296

第８期決算公告

2026年６月25日
北海道檜山郡上ノ国町字大留55番８
株式会社ジェイウインド上ノ国
代表取締役社長　加藤　正隆

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,059,546	流動負債	1,781,530
固定資産	24,644,691	固定負債	26,173,402
		負債合計	27,954,933
		株主資本	△250,694
		資本金	217,500
		資本剰余金	217,500
		資本準備金	217,500
		利益剰余金	△685,694
		その他利益剰余金	△685,694
		純資産合計	△250,694
資産合計	27,704,238	負債・純資産合計	27,704,238

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,280,506
売上原価	2,302,951
売上総損失	22,445
販売費及び一般管理費	125,987
営業損失	148,432
営業外収益	30,798
営業外費用	606,267
経常損失	723,900
税引前当期純損失	723,900
法人税等	△172,681
法人税等調整額	△13,294
当期純損失	537,924

第23期決算公告

2026年６月25日　東京都中央区銀座六丁目15番１号
株式会社ジェイウインド
代表取締役社長　加藤　正隆

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,609,517	流動負債	6,164,823
固定資産	69,497,062	撤去費用引当金	105,000
		その他引当金	6,059,823
		固定負債	39,414,093
		株主資本	44,527,662
		資本金	100,000
		資本剰余金	5,030,605
		その他資本剰余金	5,030,605
		利益剰余金	39,397,056
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	39,372,056
資産合計	90,106,580	負債・純資産合計	90,106,580

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	16,847,274
売上原価	12,265,836
売上総利益	4,581,438
販売費及び一般管理費	601,108
営業利益	3,980,329
営業外収益	1,102,890
営業外費用	1,136,069
経常利益	3,947,149
特別利益	240,237
特別損失	3,853,085
税引前当期純利益	334,301
法人税等	1,388,558
法人税等調整額	△1,280,829
当期純利益	226,573

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

東京都千代田区内幸町２丁目２番２号

三菱ケミカル旭化成エチレン株式会社

代表取締役　仰木　啓訓

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	27,189	流動負債	30,123
固定資産	13,622	賞与引当金	186
		その他	29,937
		固定負債	8,605
		株主資本	2,073
		資本金	2,000
		利益剰余金	73
		利益準備金	64
		その他利益剰余金	8
		評価・換算差額等	10
		繰延ヘッジ損益	10
資産合計	40,811	負債・純資産合計	40,811

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	148,373
売上原価	147,890
売上総利益	484
販売費及び一般管理費	336
営業利益	148
営業外収益	3
営業外費用	127
経常利益	24
税引前当期純利益	24
法人税、住民税及び事業税	18
法人税等調整額	△1
当期純利益	8

第 101 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都品川区東品川一丁目39番20号

シナネン株式会社

代表取締役　中川　進弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,196	流動負債	23,954
固定資産	7,947	賞与引当金	180
		固定負債	1,325
		負債合計	25,280
		株主資本	10,864
		資本金	100
		資本剰余金	3,667
		その他資本剰余金	3,667
		利益剰余金	7,097
		利益準備金	70
		その他利益剰余金	7,026
		純資産合計	10,864
資産合計	36,144	負債・純資産合計	36,144

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	215,619
売上原価	208,735
売上総利益	6,884
販売費及び一般管理費	5,802
営業利益	1,082
営業外収益	618
営業外費用	70
経常利益	1,630
特別損失	37
税引前当期純利益	1,592
法人税、住民税及び事業税	261
法人税等調整額	△506
当期純利益	1,837

第 62 期 決 算 公 告

令和８年８月７日

福岡県福岡市南区井尻四丁目29番７号

株式会社インデバイス

代表取締役　森　美弥

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,108
	固定資産	7,915
	資産合計	22,023
負債及び純資産の部	流動負債	2,097
	株主資本	19,926
	資本金	25,000
	利益剰余金	△5,074
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	△5,574
	（うち当期純損失）	(706)
	負債・純資産合計	22,023

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月七日

福岡県福岡市南区井尻四丁目二九番七号

株式会社インデバイス

代表取締役　森　美弥

第 24 期 決 算 公 告

2026年６月10日

岡山市北区駅元町14番１号

岡山都市開発株式会社

代表取締役　平澤　重之

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		1,117,415	流動負債	20,824
固定資産		2,042,249	固定負債	—
			負債合計	20,824
			株主資本	3,138,840
			資本金	2,950,000
			利益剰余金	188,840
			繰越利益剰余金	188,840
			純資産合計	3,138,840
資産合計		3,159,664	負債・純資産合計	3,159,664

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額　1,068百万円
2. １株当たりの当期純利益　96円43銭

損益計算書の要旨
（2025年４月１日から　2026年３月31日まで）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	146,950
売上原価	0
売上総利益	146,950
販売費及び一般管理費	142,296
営業利益	4,654
営業外収益	5,887
営業外費用	0
経常利益	10,541
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	10,541
法人税、住民税及び事業税	2,627
法人税等調整額	2,225
当期純利益	5,689

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

東京都中央区湊一丁目１番12号

ＨＳＢ鐵砲洲

株式会社オーシャン・ジオフロンティア

代表取締役　大岡　靖

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,555
	固定資産	133
	資産合計	2,688
負債及び純資産の部	流動負債	929
	賞与引当金	18
	休暇買取引当金	4
	出向者退職給与引当金	3
	固定負債	5
	株主資本	1,752
	資本金	99
	資本剰余金	61
	資本準備金	61
	利益剰余金	1,592
	その他利益剰余金	1,592
	（うち当期純利益）	(381)
	負債・純資産合計	2,688

第 89 期 決 算 公 告

令和８年８月７日

東京都中央区日本橋三丁目２番５号

王子製鉄株式会社

代表取締役社長　貴戸　信治

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	77,860
	固定資産	16,567
	合計	94,428
負債及び純資産の部	流動負債	7,077
	賞与引当金	323
	固定負債	1,239
	退職給付引当金	1,188
	役員退職慰労引当金	45
	負債合計	8,317
	株主資本	84,846
	資本金	345
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	84,500
	利益準備金	87
	その他利益剰余金	84,413
	（うち当期純利益）	(5,230)
	評価・換算差額等	1,264
	その他有価証券評価差額金	1,264
	純資産合計	86,110
	合計	94,428

第58期決算公告

2026年８月７日
大阪市北区西天満四丁目11番29号
大東興産株式会社
取締役社長　土田　将志

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	134,430
	固定資産	5,509,210
	合計	5,643,641
負債及び純資産の部	流動負債	57,317
	固定負債	4,067,280
	株主資本	1,519,043
	資本金	89,578
	利益剰余金	1,429,465
	利益準備金	22,394
	その他利益剰余金	1,407,071
	（うち当期純利益）	(110,734)
	合計	5,643,641

第10期決算公告

令和８年８月７日
栃木県さくら市葛城1683番地
株式会社百姓屋えびはら
代表取締役　海老**原**　茂

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,023
	固定資産	41,613
	合計	61,636
負債及び純資産の部	流動負債	11,968
	固定負債	17,799
	株主資本	31,869
	資本金	10,500
	資本剰余金	7,500
	資本準備金	7,500
	利益剰余金	13,869
	その他利益剰余金	13,869
	（うち当期純利益）	(12,140)
	合計	61,636

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百五十万円、資本準備金の額を七百五十万円減少し、それぞれ三百万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月七日
栃木県さくら市葛城一六八三番地
株式会社百姓屋えびはら
代表取締役　海老**原**　茂

第17期決算公告

2026年８月７日
大阪府吹田市岸部南二丁目十七番一号
株式会社ハッピーヘルツ
代表取締役　伊藤　将志

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	100,105
	固定資産	93,688
	合計	193,793
負債及び純資産の部	流動負債	13,417
	賞与引当金	1,922
	その他	11,495
	株主資本	180,376
	資本金	50,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	120,376
	その他利益剰余金	120,376
	（うち当期純損失）	(36,805)
	合計	193,793

第73期決算公告

令和８年８月７日
福岡県久留米市日ノ出町100番地
半田建設株式会社
代表取締役　半田　利通

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,861,598
	固定資産	482,450
	合計	3,344,049
負債及び純資産の部	流動負債	726,398
	株主資本	2,617,650
	資本金	75,000
	利益剰余金	2,542,650
	利益準備金	6,475
	任意積立金	22,150
	繰越利益剰余金	2,514,025
	（うち当期純利益）	(258,433)
	合計	3,344,049

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月七日
福岡県久留米市日ノ出町一〇〇番地
（甲）半田建設株式会社
代表取締役　半田　利通
福岡県久留米市日ノ出町一〇〇番地
（乙）有限会社半田ビル
代表取締役　半田　利通

第45期決算公告

令和８年８月７日
福岡県宗像市田野1349番地３
愛晃薬品株式会社九州販売
代表取締役　東　　秀憲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,074
	固定資産	24,163
	資産合計	72,238
負債及び純資産の部	流動負債	12,535
	固定負債	6,160
	負債合計	18,695
	株主資本	53,542
	資本金	10,000
	利益剰余金	43,542
	利益準備金	310
	その他利益剰余金	43,232
	（うち当期純利益）	(10,905)
	純資産合計	53,542
	負債・純資産合計	72,238

第62期決算公告

令和８年８月７日
長崎県島原市萩原一丁目5930番地第２
株式会社大和屋
代表取締役　松田　文彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,163
	固定資産	22,577
	合計	35,741
負債及び純資産の部	流動負債	7,967
	固定負債	59,565
	株主資本	△31,791
	資本金	13,000
	利益剰余金	△44,791
	その他利益剰余金	△44,791
	（うち当期純利益）	(558)
	合計	35,741

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月十五日であり、株主総会の決議は令和八年七月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月七日
長崎県島原市萩原一丁目五九三〇番地
第二　株式会社大和屋
代表取締役　松田　文彦

第34期決算公告

令和８年８月７日
宮崎県えびの市大字栗下61番地１
明石酒造株式会社
代表取締役　明石　秀人

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	466,244,040
	固定資産	84,314,893
	資産合計	550,558,933
負債及び純資産の部	流動負債	310,349,184
	固定負債	515,368,000
	負債合計	825,717,184
	株主資本	△275,158,251
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△305,158,251
	その他利益剰余金	△305,158,251
	（うち当期純利益）	(△26,204,662)
	純資産合計	△275,158,251
	負債・純資産合計	550,558,933

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙の酒類の製造販売、飼料及び肥料の製造販売、飲料水及びミネラルウォーターの販売、産業廃棄物の中間処理、収集及び運搬業、並びにこれらに附帯する一切の事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年七月末日迄の間に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年八月七日
宮崎県えびの市大字栗下六一番地一
（甲）明月酒造株式会社
代表取締役　小池　伸拡
宮崎県えびの市大字栗下六一番地一
（乙）明石酒造株式会社
代表取締役　明石　秀人

第19期決算公告

令和８年８月７日
東京都渋谷区元代々木町22－７村世界１Ｆ
Ｃ株式会社
代表取締役　加藤　晃央

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	643,815
	固定資産	111,174
	合計	754,989
負純資産及び部	流動負債	9,921
	固定負債	30,570
	株主資本	714,498
	資本金	352,792
	資本剰余金	348,793
	利益剰余金	12,913
	その他利益剰余金	12,913
	（うち当期純利益）	(1,191)
	合計	754,989

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千二百七十九万二千七百九十五円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年六月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月七日
東京都渋谷区元代々木二二－七村世界一Ｆ
Ｃ株式会社
代表取締役　加藤　晃央

第13期決算公告

令和８年６月29日
東京都港区虎ノ門一丁目16番17号
一般社団法人全国年金住宅融資法人協会
代表理事　藤井　範弘

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	117,186
	固定資産	5,788
	合計	122,975
負味財債及び正部	流動負債	36,716
	固定負債	－
	負債合計	36,716
	一般正味財産	86,259
	正味財産合計	86,259
	合計	122,975

第10期決算公告

令和８年８月７日
東京都港区南麻布五丁目12番８－304号
株式会社ＩＬ
代表取締役　津室　東一

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	38,040
	固定資産	72,477
	繰延資産	2,693
	合計	113,211
負純資産及び部	流動負債	28,261
	固定負債	173,342
	株主資本	△ 88,392
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 98,392
	その他利益剰余金	△ 98,392
	（うち当期純損失）	(5,872)
	合計	113,211

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和８年８月７日
東京都港区南麻布五丁目一二番八－三〇四号
（甲）株式会社ＥＡＳＴ　ＲＥＳＴＡＵＲＡＮＴ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　津室　東一
東京都港区南麻布五丁目一二番八－三〇四号
（乙）株式会社ＩＬ
代表取締役　津室　東一

第16期決算公告

令和８年８月７日
東京都港区南麻布五丁目12番８－304号
株式会社ＥＡＳＴ　ＲＥＳＴＡＵＲＡＮＴ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　津室　東一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,226
	固定資産	120,320
	合計	136,546
負純資産及び部	流動負債	594
	固定負債	83,064
	株主資本	52,887
	資本金	30,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△ 2,112
	その他利益剰余金	△ 2,112
	（うち当期純利益）	(3,031)
	合計	136,546

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和８年８月７日
東京都品川区西五反田七丁目九番五号
（甲）株式会社ソニックス
代表取締役　吉澤　武則
東京都品川区西五反田七丁目九番五号
（乙）株式会社ソニックスリサーチ＆ディベロップメント
代表取締役　吉澤　武則

第４期決算公告

令和８年８月７日
東京都品川区西五反田七丁目９番５号
株式会社ソニックスリサーチ＆ディベロップメント
代表取締役　吉澤　武則

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,367
	資産合計	15,367
負純資産及び部	流動負債	8,600
	株主資本	6,766
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△23,233
	その他利益剰余金	△23,233
	（うち当期純利益）	(4,998)
	負債・純資産合計	15,367

第19期決算公告

令和８年８月７日
東京都品川区西五反田七丁目９番５号
株式会社ソニックス
代表取締役　吉澤　武則

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	508,950
	固定資産	215,970
	資産合計	724,921
負純資産及び部	流動負債	267,615
	固定負債	255,765
	株主資本	201,540
	資本金	95,000
	利益剰余金	106,540
	その他利益剰余金	106,540
	（うち当期純利益）	(9,550)
	負債・純資産合計	724,921

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年九月二十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年九月一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和８年８月７日
東京都新宿区西新宿一丁目６番１号
（甲）株式会社西東京建設
代表取締役　豊藏　一幸
愛知県みよし市福谷町竹ヶ花９番地１
（乙）株式会社愛知建設
代表取締役　豊藏　恵美

決算公告

令和８年８月７日
愛知県みよし市福谷町竹ヶ花９番地１
株式会社愛知建設
代表取締役　豊藏　恵美

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	339,211
	固定資産	256,596
	繰延資産	207
	合計	596,014
負純資産及び部	流動負債	417,472
	固定負債	169,720
	株主資本	8,822
	資本金	9,000
	利益剰余金	△177
	その他利益剰余金	△177
	（うち当期純損失）	(21,214)
	合計	596,014

決算公告

令和８年８月７日
東京都新宿区西新宿一丁目６番１号
株式会社西東京建設
代表取締役　豊藏　一幸

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,141,299
	固定資産	781,340
	合計	3,922,640
負純資産及び部	流動負債	3,312,503
	賞与引当金	7,342
	固定負債	318,266
	株主資本	291,870
	資本金	20,000
	利益剰余金	271,870
	その他利益剰余金	271,870
	（うち当期純利益）	(98,743)
	合計	3,922,640

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　大阪府堺市堺区市之町東五丁２番７号

株式会社セルビス

代表取締役　坂元　正幸

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,501,400	流動負債	1,121,960
固定資産	18,148,647	（内賞与引当金）	(42,696)
		固定負債	14,653,886
		（内退職給付引当金）	(121,601)
		株主資本	6,874,200
		資本金	95,000
		資本剰余金	110,100
		資本準備金	110,100
		利益剰余金	7,247,190
		利益準備金	49,837
		その他利益剰余金	7,197,353
		（内当期純利益）	(238,173)
		自己株式	△ 578,090
資産合計	22,650,047	負債・純資産合計	22,650,047

第 60 期 決 算 公 告

令和８年８月７日　北海道網走市緑町４番１－１号

北網運輸株式会社

代表取締役　酒井　泰朋

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,306,004	流動負債	290,127
固定資産	701,500	（賞与引当金）	(24,150)
		（役員賞与引当金）	(14,170)
		固定負債	388,389
		（退職給付引当金）	(43,891)
		（役員退職慰労引当金）	(74,227)
		株主資本	1,328,988
		資本金	14,000
		利益剰余金	1,314,988
		利益準備金	3,500
		その他利益剰余金	1,311,488
		（うち当期純利益）	(72,480)
資産合計	2,007,504	負債・純資産合計	2,007,504

第 14 期 決 算 公 告

令和８年３月30日　東京都新宿区四谷三丁目５番

株式会社これから

代表取締役　今泉　雄介

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	641,114	流動負債	724,570
固定資産	141,252	株主資本	57,342
		資本金	66,250
		資本剰余金	53,270
		資本準備金	53,270
		利益剰余金	△62,178
		その他利益剰余金	△62,178
		（うち当期純損失）	(101,082)
		評価・換算差額等	454
		その他有価証券評価差額金	454
資産合計	782,366	負債・純資産合計	782,366

第 13 期 決 算 公 告

令和７年３月28日　東京都新宿区四谷三丁目５番

株式会社これから

代表取締役　今泉　雄介

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	614,791	流動負債	603,709
固定資産	156,579	固定負債	7,648
		株主資本	159,686
		資本金	66,250
		資本剰余金	53,270
		資本準備金	53,270
		利益剰余金	40,166
		その他利益剰余金	40,166
		（うち当期純損失）	(364,425)
		評価・換算差額等	327
		その他有価証券評価差額金	327
資産合計	771,370	負債・純資産合計	771,370

第 39 期 決 算 公 告

令和８年８月７日

愛知県一宮市奥町字下口西89番地の１

社会医療法人 杏嶺会

理事長　上林　弘和

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	25,235,694	流動負債	6,240,512
固定資産	30,878,976	（賞与引当金）	(825,650)
有形固定資産	29,175,235	固定負債	15,885,107
無形固定資産	417,236	（退職給付引当金及び役員退職慰労引当金）	(5,288,072)
（その他の資産）	(1,286,504)	積立金	33,989,051
		設立等積立金	2,765,166
		繰越利益剰余金	31,223,885
資産合計	56,114,671	負債・純資産合計	56,114,671

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	44,979,465	事業外収益	37,258
（うち本来業務）	(44,959,378)	事業外費用	136,527
（うち附帯業務）	(1,020,086)	経常利益	4,014,986
（うち収益業務）	(—)	特別利益	33,913
事業費用	41,865,209	特別損失	33,347
（うち本来業務）	(40,980,998)	税引前当期純利益	4,015,552
（うち附帯業務）	(884,211)	法人税、住民税及び事業税	20,489
（うち収益業務）	(—)	当期純利益	3,995,063
事業利益	4,114,255		

第 45 期 決 算 公 告

2026年８月７日　三重県四日市市霞２丁目16番地

中部コールセンター株式会社

取締役社長　小菅　能正

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,158	流動負債	710
固定資産	8,142	固定負債	40
有形固定資産	7,466	負債合計	750
無形固定資産	621		
投資その他の資産	54	株主資本	11,550
		資本金	1,800
		利益剰余金	9,750
		利益準備金	450
		その他利益剰余金	9,300
		純資産合計	11,550
資産合計	12,300	負債・純資産合計	12,300

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	2,982	経常利益	1,005
売上原価	1,783	税引前当期純利益	1,005
売上総利益	1,199	法人税、住民税及び事業税	301
販売費及び一般管理費	202	法人税等調整額	3
営業利益	997	当期純利益	700
営業外利益	12		
営業外費用	4		

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年六月二十九日に終了し、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年八月七日

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目八番八号代々木ワルトハイム三〇一号

（甲）サトーパーツ株式会社

代表取締役　佐藤　晋二

東京都千代田区外神田三丁目三番八号

（乙）アンドサウンド株式会社

代表取締役　原　真人

第４期決算公告

令和８年８月７日

東京都千代田区外神田三丁目３番８号

アンドサウンド株式会社

代表取締役　原　真人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	8
	固定資産	1
	繰延資産	2
	合計	11
負純資産の部	流動負債	26
	固定負債	59
	株主資本	△74
	資本金	9
	利益剰余金	△83
	その他利益剰余金	△83
	（うち当期純損失）	(18)
	合計	11

第70期決算公告

令和８年８月７日

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目８番８号代々木ワルトハイム301号

サトーパーツ株式会社

代表取締役　佐藤　晋二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,364
	固定資産	1,029
	繰延資産	1
	合計	3,395
負純資産の部	流動負債	182
	株主資本	3,212
	資本金	95
	利益剰余金	3,205
	利益準備金	96
	その他利益剰余金	3,109
	（うち当期純利益）	(66)
	自己株式	△88
	合計	3,395

第 29 期 決 算 公 告

令和８年８月７日

東京都港区高輪二丁目22番１号

コベルコ・コンプレッサ株式会社

代表取締役　岩本　浩樹

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,162
	固定資産	15,163
	資産合計	46,326
負債及び純資産の部	流動負債	13,787
	固定負債	1,963
	退職給付引当金	1,930
	負債合計	15,750
	株主資本	30,250
	資本金	7,400
	資本剰余金	9,926
	資本準備金	6,750
	その他資本剰余金	3,176
	利益剰余金	12,924
	利益準備金	112
	その他利益剰余金	12,811
	（当期純利益）	(5,132)
	評価・換算差額等	327
	その他有価証券評価差額金	327
	純資産合計	30,576
	負債・純資産合計	46,326

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月七日

東京都文京区湯島三丁目一四番九号

（甲）武蔵工業株式会社

代表取締役　福田　剛紀

東京都文京区湯島三丁目一四番九号

（乙）全日本プロレス株式会社

代表取締役　福田　剛紀

東京都文京区湯島三丁目一四番九号

（丙）武蔵不動産株式会社

代表取締役　福田　剛紀

第 73 期 決 算 公 告

令和８年８月７日

東京都文京区湯島三丁目14番９号

武蔵工業株式会社

代表取締役　福田　剛紀

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	34,928,799
	固定資産	1,620,143,623
	合計	1,655,072,422
負純資産の部	流動負債	161,331,644
	固定負債	784,763,680
	株主資本	708,977,098
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	688,977,098
	利益準備金	5,000,000
	その他利益剰余金	683,977,098
	（うち当期純利益）	(89,596,184)
	合計	1,655,072,422

第 54 期 決 算 公 告

令和８年８月７日

東京都文京区湯島三丁目14番９号

武蔵不動産株式会社

代表取締役　福田　剛紀

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	47,197,004
	固定資産	35,716,715
	合計	82,913,719
負純資産の部	流動負債	1,706,100
	株主資本	81,207,619
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	71,207,619
	利益準備金	250,000
	その他利益剰余金	70,957,619
	（うち当期純利益）	(4,408,457)
	合計	82,913,719

第 49 期 決 算 公 告

令和８年８月７日

東京都文京区湯島三丁目14番９号

全日本プロレス株式会社

代表取締役　福田　剛紀

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,907,139
	固定資産	1,739,833
	合計	15,646,972
負純資産の部	流動負債	17,130,913
	株主資本	△1,483,941
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△11,483,941
	利益準備金	250,000
	その他利益剰余金	△11,733,941
	（うち当期純損失）	(1,570,252)
	合計	15,646,972

第50期決算公告

2026年８月７日

大阪府吹田市岸部南二丁目十七番一号

オッペン化粧品株式会社

代表取締役　瀧川　照章

貸借対照表の要旨

（2026年３月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,520,386
	固定資産	2,276,907
	繰延資産	3,262
	資産合計	4,800,555
負債及び純資産の部	流動負債	579,147
	賞与引当金	15,000
	販売報酬引当金	111,662
	その他	452,485
	固定負債	2,332,116
	退職給付引当金	56,836
	役員退職慰労引当金	34,592
	その他	2,240,688
	負債合計	2,911,263
	株主資本	1,889,292
	資本金	100,000
	資本剰余金	678,912
	資本準備金	478,912
	その他資本剰余金	200,000
	利益剰余金	1,285,590
	利益準備金	150,000
	その他利益剰余金	1,135,590
	（うち当期純利益）	(508,433)
	自己株式	△ 175,210
	純資産合計	1,889,292
	負債・純資産合計	4,800,555